



改正私立学校法 説明資料

令和元年10月7日（月）
（10月3日・10月10日改訂）

改正私立学校法説明会（東京会場） 議事次第

日 時

第1回 令和元年10月7日（月） 13:30～15:30

第2回 令和元年10月7日（月） 16:00～18:00

場 所

文部科学省 東館3階講堂

（所在地）〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

（アクセス）http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/map.htm

議 題

（1）改正私立学校法に係る説明（約100分）

（2）質疑応答（約20分）

配付資料

資料1 改正私立学校法説明資料

資料2 改正条文等

私立学校法の改正について(概要)

令和2年4月1日施行

改正事項

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】** 等

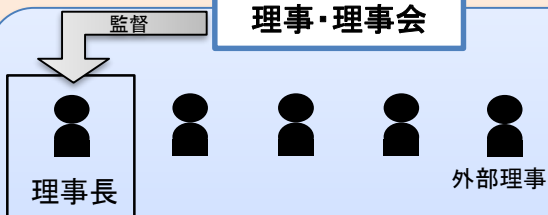
【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象

学校法人

(1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備

①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

理事・理事会



【選任】

- ・校長、評議員に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
- ・5名以上で組織
- ・1名以上が外部理事
- ・欠格事由あり

【義務・責任】

- ・忠実義務
- ・利益相反行為規制 (代表権のある理事のみ、所轄庁による特別代理人の選任が必要)

③特別の利害関係を有する理事の議決権排除(36条)

③利益相反取引制限の対象拡大(40条の5)

③監事への報告義務(著しい損害を及ぼすおそれのある事実)(40条の5)

②善管注意義務(35条の2)

②法人・第三者への損害賠償責任(44条の2～44条の4)

②学校法人から役員等に対する特別の利益供与禁止(26条の2)

監事



【選任】

- ・評議員会の同意により理事長が選任
- ・2名以上必要
- ・1名以上が外部監事
- ・欠格事由・兼任禁止

【理事・理事会への牽制機能】

- ・業務監査・財産状況監査
- ・監査報告書の作成・提出
- ・不正行為の報告
- ・(不正等の場合の)評議員会の招集請求
- ・理事会への出席・意見陳述

④理事の業務執行状況の監査(37条)

④理事会の招集請求権・招集権、評議員会の招集権の付与(不正等の場合)(37条)

④理事の法令違反行為等の差止め(40条の5)

(2) 情報公開の充実

- ・寄附行為、役員名簿の一般閲覧(33条の2、47条)
- ・役員報酬基準の作成・閲覧(47条、48条)
- ・【大】財務書類等及び役員報酬基準の一般閲覧及び公表(47条、63条の2)

(3) 中期的な計画等の作成

- ・予算、事業計画の作成の義務付け(45条の2)
- ・【大】認証評価の結果を踏まえた事業に関する中期的な計画の作成を義務付け(45条の2)

(4) 破綻処理手続きの円滑化

- ・解散命令による解散時の所轄庁による清算人選任(50条の4)

評議員会

意見

⑤中期的な計画・役員報酬基準への意見(42条)



【選任】・職員、卒業生に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任

【理事・理事会への牽制機能】・予算、事業計画、寄附行為変更等に関する意見聴取義務

・理事の定数の2倍超で組織

・意見陳述・答申・報告請求権 等

私立学校法令和元年改正の概要

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

※ 概要説明資料のため一部説明を簡略にしています。

第一 学校法人の責務

学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めるものとする。 (第 24 条)

第二 学校法人の管理運営制度の改善

一 特別の利益供与の禁止

学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないものとする。 (第 26 条の 2)

- 一 これまでも学校法人から法令や寄附行為、内部規程・手続き等に基づかない利益供与は善管注意義務違反であり認められなかったことを明示したもの。
- 一 「特別の利益」とは、例えば土地建物の無償貸与や報酬規程に基づかない金銭の提供など。
- 一 理事等本人以外、設立者、理事等の三親等以内の親族などを政令で規定。

二 学校法人と役員との関係

学校法人と役員の関係は、委任に関する規定に従うものとする。 (第 35 条の 2)

- 一 これまでも役員は委任類似の契約により学校法人の機関となるとの解釈であったものを明示したもの。
- 一 これにより監事についても民法上の善管注意義務があることを明確化。(義務の内容には変更なし)

三 理事会の議事参与制限

理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないものとする。 (第 36 条)

- 一 同時に、これまでは理事長個人との契約等の際には所轄庁による「特別代理人」の選任が必要だったものを削除。(今後は特別代理人の選任は不要)
- 一 今後は、すべての理事について特別の利害関係がある場合には議決参与不可。
- 一 議決のみならず議事についても一時退席などにより議事の公正確保が必要。

(寄附行為作成例の改正点)

第 17 条第 12 項にすでに記載あるが、法令改正にあわせて、文言修正。

四 監事の職務（第 37 条）

- 1 監事は、理事の業務執行の状況を監査するものとする。こと。
 - －平成 16 年改正で監事の職務につき、「理事の業務執行」を「学校法人の業務」に改正したが、個々の理事の業務執行が監事の監査の対象であることを明確化するため、改めて「理事の業務執行」についても確認的に規定。（監査の実質的な対象範囲に変更はない）
- 2 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為等を発見し、これを報告するために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求するものとする。こと。
 - －従来は評議員会の招集請求ができるのみであったものを理事会の招集請求についても追加。
- 3 監事は、理事会又は評議員会の招集の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を開く旨の通知が発せられない場合は、理事会又は評議員会を招集することができるものとする。こと。
 - －招集の請求をしても理事長が招集をしない場合には監事が自ら招集する。（法令上「できる」とあるが、法令違反等の重大な事実を発見したときであり、招集しない場合には、監事に善管注意義務違反の可能性。）
 - －招集された理事会や評議員会の議長はそれぞれの議長選出規定による。（監事が議長にはならない）
- 4 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令や寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。こと。（第 40 条の 5 の準用規定）
 - －監事による差止め請求権を追加するもの。
 - －「できる」とあるが、このような状態のときには監事は請求する責務がある。

(寄附行為作成例の改正点)

これらにつき、それぞれ第 16 条に新たに監事の職務として追加。（監事が理事会を招集した場合の議長選出規定は第 17 条に追加。）

五 競業及び利益相反取引の制限

理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。（第40条の5の準用規定）

- －「競業」とは理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となる
- －一次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましい。
 - ① 理事が他の学校法人の理事を兼ねる場合
 - ② 附属病院のある大学法人の理事が、病院（医療法人）を経営する場合
 - ③ 理事が他の学校法人の教授や非常勤講師等を兼ねる場合
 - ④ 附属病院のある大学法人の理事が、他の病院で診療行為を行う場合
- －「利益相反取引」とは、理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なもの。
- －「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うこととなるため、議事録に賛否を明確に残すことが必要となる。

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により理事会の承認が必要。

但し、第19条の議事録規定に利益相反取引の際の理事の賛否記載義務を追加。

六 理事の監事への報告義務

理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとする。（第40条の5の準用規定）

- －理事として被害防止措置を自ら行うことや理事長への報告等は当然に必要
- －あわせて監事が職務執行できるようにするために報告することとするもの

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により監事への報告が必要。

七 評議員会の議事参与制限

評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないものとする。 (第 41 条)

－すべての評議員について特別の利害関係がある場合には議事参与不可。

(寄附行為作成例の改正点)

第 20 条の評議員会の規定中に議事参与制限の規定を追加。

八 評議員会からの意見聴取

事業に関する中期的な計画及び役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないものとする。 (第 42 条)

－評議員会に対する必要的諮問事項を追加。

(寄附行為作成例の改正点)

第 22 条の評議員会への諮問事項に追加。

九 役員为学校法人に対する損害賠償責任

役員は、その任務を怠ったとき（任務懈怠）は、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 (第 44 条の 2)

また、評議員会の決議や理事会の決議等により、一定の範囲で役員損害賠償責任を軽減できること。 (第 44 条の 2 の準用規定)

－これまでも民法上の善管注意義務に基づく債務不履行責任として適用されていたものを私学法においても明確化したもの。

－あわせて、これまで規定がなかった損害賠償責任の軽減に関する規定を追加。

－「任務を怠ったとき（任務懈怠）」とは、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えたときに賠償の責任が生ずる。（善意無過失で職務上損害が生じたとしても損害賠償責任は生じない）

－「悪意又は重過失」により学校法人に損害を与えた場合には、総評議員の同意があった場合に限り損害賠償責任は免除しうるが、総評議員の同意がない場合には免除や軽減は一切認められない。

- 一 「軽過失」により学校法人に損害を与えた場合には、評議員会の三分の二以上の決議（又はあらかじめ寄附行為に規定がある場合には理事会の決議）により、一定の範囲で損害賠償責任を軽減できる。
- 一 また、非業務執行理事や監事については、あらかじめ寄附行為で定めた上で個別に契約することにより、理事会や評議員会の議決なしに損害賠償責任の上限が定まることとなる。（契約がなければ全額につき賠償責任を負う可能性あり）

（寄附行為作成例の改正点）

※寄附行為における任意的記載事項

損害賠償責任につき理事会の決議で免除できる旨の規定を追加。（新）

非業務執行理事等との責任限定契約の締結が可能である旨及びその額を追加。（新）

十 役員¹の第三者に対する損害賠償責任

役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。（第44条の3）

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。

十一 役員¹の連帯責任

役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。（第44条の4）

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。

第三 事業に関する中期的な計画等

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないものとするとともに、事業計画及び事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないものとする。（第45条の2）

(中期的な計画)

① 原則

- ・法施行日(令和2年4月1日)において、同日を計画期間中に含む「中期的な計画」が策定されていなければならない、この「中期的な計画」は直近の認証評価を踏まえた上で評議員会の意見を聴いたものでなければならない。

② 法施行日時点において「中期的な計画」に相当する計画・ビジョン等がある場合(今はないが、これから法施行日までに作る場合を含む。)

イ 法施行日より前に計画期間が始まっている場合

- ・これをもって私学法上の「中期的な計画」として差し支えない。(附則10条2項及び4項)
- ・その場合において、認証評価を踏まえることや評議員会への意見聴取はなくても差し支えない(任意的に行うことは可能)。

ロ 法施行日以後に計画期間が始まる場合

- ・原則と同様。

(毎年度の事業計画)

- ・令和2年度の事業計画から、直近の認証評価を踏まえた上で評議員会の意見を聴いたものでなければならない。
- 「中期的な計画」の期間については、施行通知において「原則として5年以上」としており、設置大学の状況や理事長の任期等を踏まえて合理的な範囲で定めることが必要である。
- 「中期的な計画」については、文部科学大臣への届出や事務所への備付・開示等についての規定はない。
- 踏まえるべき認証評価の結果とは、計画策定時における直近の認証評価において改善を要する事項等として記載されているものを想定している。

(寄附行為作成例の改正点)

第33条の予算及び事業計画の作成に関する規定に追加。

第四 学校法人の運営の透明性の向上

一 寄附行為の備置き及び閲覧(第33条の2、第66条)

- 1 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。

- 2 学校法人の理事等は、寄附行為の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに寄附行為の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)

第 36 条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

二 役員等名簿の備付け及び閲覧（第 47 条、第 66 条）

- 1 学校法人は、役員等名簿を作成しなければならないものとする。
- 2 学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、在学者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。
- 3 学校法人の理事等は、正当な理由がないのに財産目録等の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)

第 36 条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

三 役員に対する報酬等の支給の基準（第 47 条、第 48 条、第 66 条）

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるとともに、当該報酬等の支給の基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならないものとする。

- 一 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に規程等が作成されている場合（今年度中に作成する場合も含む）には、当該規程等をもって、私立学校法上の「役員に対する報酬等の支給の基準」として差し支えない。
- 一 この場合であっても「中期的な計画」と異なり、この規程等が評議員会の意見を聴いた上で作成されていないものである場合には、施行日（令和 2 年 4 月 1 日）までに、意見を聴くことが必要。

- －現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等がない場合には、附則 9 条で定める準備行為として法施行日までに「役員に対する報酬等の支給の基準」を作成することが必要。
- －「役員に対する報酬等の支給の基準」については、文部科学省令において「役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項」を定めることとされており、同施行通知において基準の作成例を提示。

(寄附行為作成例の改正点)

第 38 条として役員報酬基準に基づく報酬の支給に係る規定を追加。(新)

四 情報の公表

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、寄附行為、監査報告書、財産目録等のうち文部科学省令で定める書類及び役員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならないものとする。(第 63 条の 2)

第五 清算人の選任

学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任するものとする。(第 50 条の 4)

第六 関係規定の整備

その他関係規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

一 施行期日

新私立学校法は、令和 2 年 4 月 1 日から施行すること。

二 準備行為及び経過措置等

この法律の施行に伴い必要な準備行為及び経過措置に関する規定を整備するととも

に、関係法律の所要の整備を行うこと。

三 検討

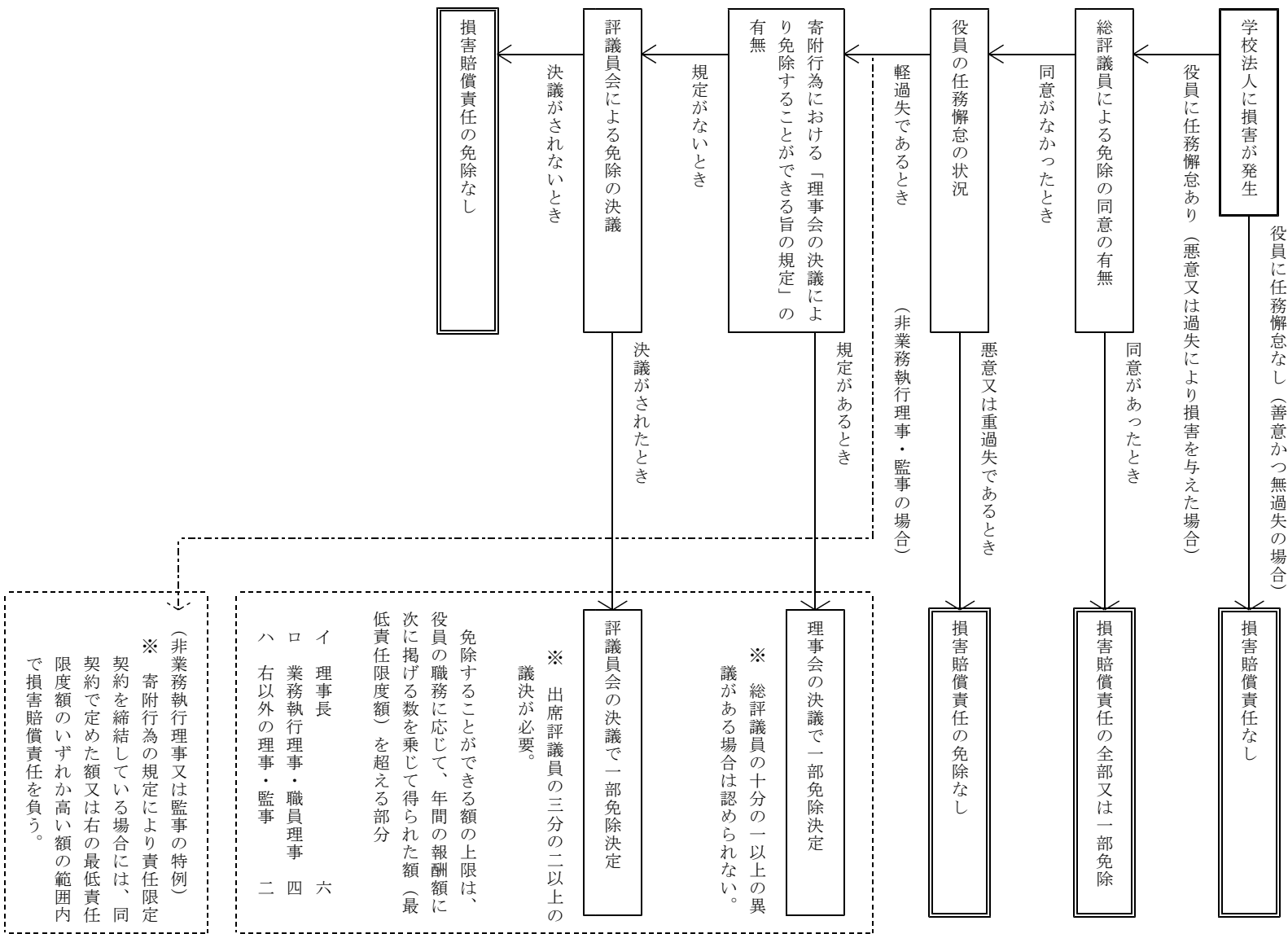
政府は、この法律の施行後5年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考) 成年被後見人及び被保佐人制度の改正に係る事項

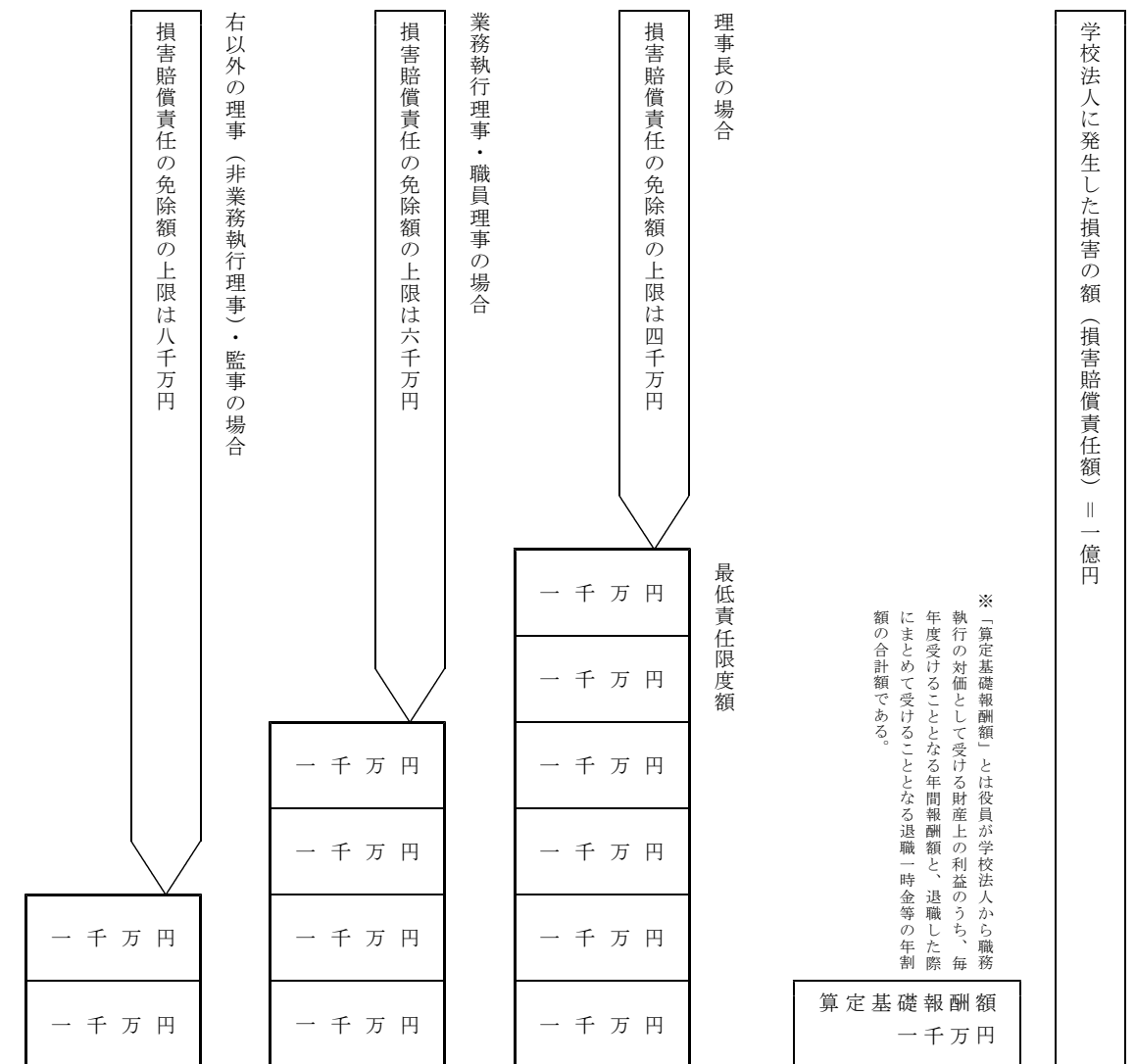
令和元年法律第37号により、学校教育法が改正され、校長及び教員の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人であること」が削除されたことから、私立学校法において役員欠格事由に新たに「心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの」が追加された。

これに伴い、寄附行為作成例第11条の役員の退任規定を一部改正。

1 役員損害賠償責任 概要図

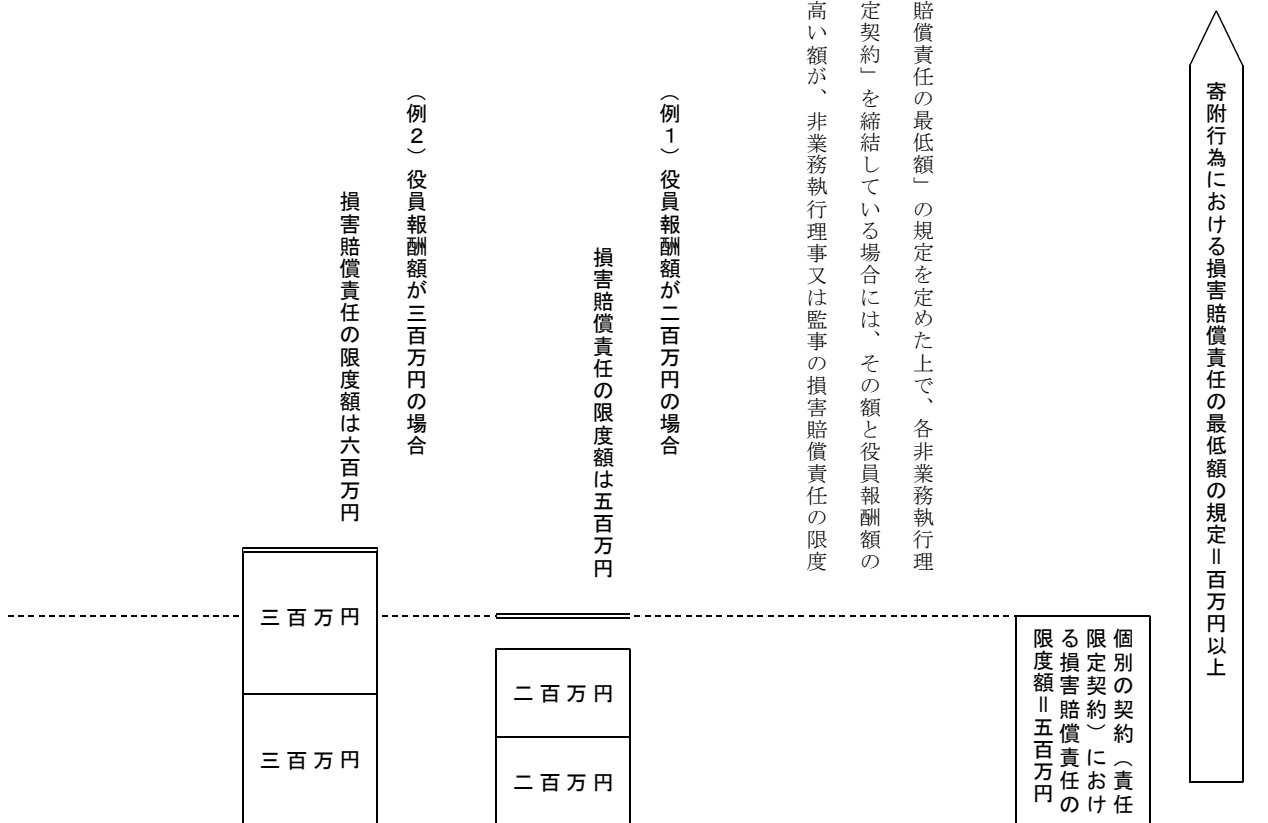


2 役員 の 損害賠償責任の免除 概要図 (例)



3 非業務執行理事・監事の損害賠償責任限定契約等 概要図（例）

右の通り、寄附行為で「損害賠償責任の最低額」の規定を定めた上で、各非業務執行理事又は監事それぞれと「責任限定契約」を締結している場合には、その額と役員報酬額の二倍の額とを比較してどちらか高い額が、非業務執行理事又は監事の損害賠償責任の限度額となる。



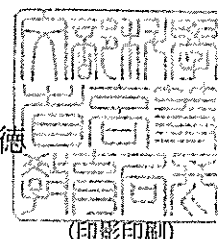


元文科高第228号
令和元年7月12日

各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 教 育 委 員 会 教 育 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構 長
各 認 証 評 価 機 関 の 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長 及 び 医 政 局 長

文部科学省高等教育局長

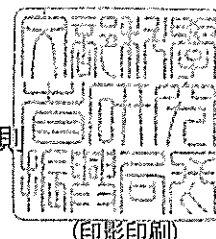
伯 井 美 徳



(印影印刷)

文部科学省研究振興局長

村 田 善 則



(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

この度、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号。以下「改正法」という。）が、令和元年5月24日に公布され、一部の規定は同日から、それ以外の規定は令和2年4月1日から施行されることとなりました。

社会構造の変化やグローバル化が急速に進み、社会が抱える課題も複雑化している今日において、多様な教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが期待されている大学等に求められる役割は、より一層大きなものとなっています。今回の改正は、このような観点から、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずるものです。

また、これに伴い、「学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第10号）」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第2号）」が、同じく令和元年5月24日に公布され、同日から施行されたところです。

これらの法令の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分に御了知下さい。

都道府県知事におかれては、この旨を所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人に対して、周知いただくようお願いいたします。また、都道府県教育委員会におかれては、この旨を所管の専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学法人及び厚生労働省におかれては、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、改正法の施行に伴うその他の政省令の改正については追って行い、改めて通知する予定です。

記

第一 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正

1. 改正の概要

- ① 大学の教育研究等の状況を評価する認証評価において、認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととすること。（学校教育法第109条第5項関係）
- ② 大学は、教育研究等の状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならないこととすること。（学校教育法第109条第6項関係）
- ③ 文部科学大臣は、大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合し

ている旨の認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。 (学校教育法第 109 条第 7 項関係)

- ④ ①～③については、高等専門学校に準用することとする。 (学校教育法第 123 条関係)

2. 留意事項

① 第 109 条第 5 項「大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする」とは、認証評価の結果において、「大学評価基準に適合している」又は「大学評価基準に適合していない」と明示することであり、例えば、一定の期間内に大学評価基準を満たすことが期待できるとして「大学評価基準に適合しているか否かの認定を保留する」というように、当該認定を明らかにしないことは想定されないこと。認証評価機関においては、教育研究等の状況に関する事実関係の確認に時間を要する等の理由により、一定の期間内に当該認定を行えない場合においても、可能な限り速やかに当該認定を行うよう努めること。

② 今般の改正は、大学等における教育研究活動の改善及び向上を促す制度的な担保を設けることにより、大学等におけるこれまで同様の自主的・自律的な改善の実効性を一層確保し、教育研究水準の保証及び向上を確実に図ることとするものであること。

そのため、認証評価機関においては、大学等の認証評価を行う際に、当該大学等がこれまでに受審した認証評価の結果において「大学評価基準に適合していない」ことの事由となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善の内容及び現状等について確認するとともに、確認した結果を認証評価の結果として明らかにするよう努めること。

③ 今般の改正において、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を認証評価機関に対して義務付けることなどを措置することに伴い、認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されることがより求められるものであること。

その際、認証評価機関においては、認証評価を行う委員等の選定や当該委員等を辞した後の状況について、大学等との間の利益相反の疑念を招き、認証評価の信頼性を損なうことがないよう十分留意し、適切な運用を行うこと。

第二 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）の一部改正

1. 改正の概要

① 大学総括理事の新設等

ア 国立大学法人が設置する国立大学の全部についてイに規定する大学総

括理事を置く場合にあっては、当該国立大学法人に、役員として、その長である理事長を置くものとする。理事長を置くときは、第11条第1項並びに第21条第2項第4号、第3項及び第5項を除き、学長について定める規定は、学長を理事長と置き換えて適用するものとする。（国立大学法人法第10条第1項関係）

イ 国立大学法人が2以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法第92条第3項に規定する職務を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができることとする。大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならないこと。（国立大学法人法第10条第3項及び第4項関係）

ウ 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理することを職務及び権限とすること。（国立大学法人法第11条第2項関係）

エ 大学総括理事は、第11条第4項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第12条第2項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長又は理事長の定めるところにより、国立大学法人を代表することを職務及び権限とすること。（国立大学法人法第11条第5項関係）

オ 大学総括理事は、第12条第7項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長又は理事長が任命することとする。（国立大学法人法第13条の2第1項関係）

カ オの文部科学大臣の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。また、学長又は理事長は、オにより大学総括理事を任命したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。（国立大学法人法第13条の2第2項及び第3項関係）

キ 大学総括理事の任期は、6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定めること。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長又は理事長の任期の末日以前でなければならないこと。（国立大学法人法第15条第3項関係）

ク 第17条第2項及び第3項の規定により学長又は理事長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。また、カは、同条第1項から第3項までの規定による大学総括理事の解任について準用すること。（国立大学法人法第17条第6項及び第7項関係）

ケ 大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を経営協議会の委員とすること。（国立大学法人法第20条第3項関係）

- コ 教育研究評議会は、国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として置くものとする。こと。（国立大学法人法第 21 条第 1 項関係）
 - サ 大学総括理事を置く場合には、教育研究評議会の評議員となる理事は、学長又は当該大学総括理事が指名すること。また、教育研究評議会の評議員となる職員は、当該大学総括理事が指名すること。（国立大学法人法第 21 条第 2 項第 2 号及び第 4 号関係）
 - シ 大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を当該大学総括理事が大学の長としての職務を行う大学に係る教育研究評議会の評議員とすること。また、当該教育研究評議会の議長には、当該大学総括理事をもって充てることとすること。（国立大学法人法第 21 条第 3 項及び第 5 項関係）
 - ス 大学総括理事を置く場合には、学長又は理事長が学校教育法第 92 条第 3 項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに国立大学法人法第 23 条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を任命し、免職し、又は降任するときは、当該国立大学の職務を行う大学総括理事の申出に基づき行うものとする。こと。（国立大学法人法第 35 条関係）
- ② 理事に学外者を 2 人以上含まれるようにしなければならないこととすること等
- ア 理事の員数が 4 人以上である国立大学法人において、学長又は理事長が理事を任命するに当たっては、学外者（その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者をいう。以下同じ。）が 2 人以上（学外者が学長又は理事長に任命されている場合は 1 人以上）含まれるようにしなければならないこととすること。（国立大学法人法第 14 条第 2 項関係）
 - イ アについては大学共同利用機関法人に準用することとすること。（国立大学法人法第 26 条関係）
 - ウ 理事の員数が 4 人以上である国立大学法人が、1 人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対する別表第一の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とすることとすること。（国立大学法人法別表第一備考第 4 号関係）
 - エ 大学共同利用機関法人が 1 人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対する別表第二の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。（国立大学法人法別表第二備考第 4 号関係）

考関係)

- ③ 国立大学法人評価委員会が、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条第 2 項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、国立大学法人が設置する国立大学に係る認証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請するものとする。こと。（国立大学法人法第 31 条の 3 第 2 項関係）
- ④ 文部科学大臣は、2 以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定できることとする。こと。（国立大学法人法第 34 条の 9 関係）
- ⑤ 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第 22 条第 1 項第 7 号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならないこととする。こと。（国立大学法人法附則第 23 条関係）
- ⑥ 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とすること。（国立大学法人法別表第一関係）

2. 留意事項

- ① 今般の改正により、国立大学法人が二以上の国立大学を設置することができることとなるが、この「一法人複数大学制度」の活用により、複数の大学の資金や人材、組織等を共有することによって一定規模の教育研究資源を確保し、それを効率的・効果的に利活用することで、法人の経営力の向上や大学の教育研究の質の向上を図ることが期待されること。また、当該制度を活用するに当たっては、関係大学はもとより、地元自治体等の関係者の理解を十分に得て進めるべきであること。
- ② 大学の長としての職務を行う大学総括理事を置いた場合であっても、法律上、大学総括理事を役員とすることにより法人運営に携わらせるような体制とするとともに、学長又は理事長と大学総括理事が必ず経営協議会及び教育研究評議会いずれの構成員ともなるような措置を行ったところである。法人の運営に当たっては、このような趣旨を踏まえ、大学総括理事を置いた場合であっても、法人経営と大学の教育研究の方向性が合致するよう経営と教学の一体性が確保されるよう努めること。
- ③ 理事長及び大学総括理事を置くことについては、学長選考会議が判断する

こととなり、学長選考会議の法定された役割が追加されるため、学長選考会議に関する学内規程等を適切に見直す必要があること。また、学長選考会議においては、理事長及び大学総括理事を置くこととするかどうかなど各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方について十分に検討する必要があること。さらに、学長選考会議においては理事長及び大学総括理事を置くこととする理由を公表するよう努めること。

- ④ 学長選考会議の判断により、学長の任期が残る中で新たに大学総括理事を置くことも可能であるが、それに伴い現在の学長が理事長となる場合には、第 17 条の規定に基づく学長の解任が必要となること。
- ⑤ 大学総括理事を置くこととした場合、現在の学長が学長選考会議の判断により引き続き理事長となること及び、新たな学長又は理事長の判断により大学総括理事となることも可能であるが、その場合の任期は、現在の学長の任期とは関係なく、新たに理事長、大学総括理事としての任期となること。
- ⑥ 学長と、今回の改正により新設される役員である理事長及び大学総括理事については、実際の運用において混乱や誤解が生じないように、各法人において適切な通称を用いることも考えられること。
- ⑦ 1. ①アのとおり、理事長の任命については、第 12 条の規定に基づき、学長と同様、国立大学法人の申出に基づき、文部科学大臣が行うこととなり、その申出は学長選考会議の選考により行うものとされる。学長選考会議においては、学長の選考の場合はもとより、理事長の選考の場合にも、適切な方法により、主体的な選考を行うこと。その際、各法人のミッションや特性を踏まえた学長等に必要とされる資質・能力に関する客観基準により、上記法の規定に則り意向投票によることなく、学長選考会議の権限と責任において適正に選考を行うとともに、選考結果、選考過程及び選考理由を公表すること。
- ⑧ 大学総括理事については、学長又は理事長が、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て任命することとされているが、その選考に当たっても、⑦と同様の考え方で適正に選考・公表を行うこと。また、学長選考会議は、③のとおり、自らが大学総括理事を置くことを判断したという経緯を踏まえ、当該大学総括理事の候補者案が当該判断に照らして適当か否か等について適切に意見を述べること。
- ⑨ 1. ①スのとおり、学長又は理事長が、大学総括理事が職務を行う大学の副学長や学部長等の任命等を行うに当たっては、当該大学総括理事の申出に基づくこととされており、大学総括理事は自らの権限と責任においてそれぞれの職にふさわしい者を選任し申出を行うこと。また、大学の事務職員についても学長又は理事長が任命等を行うこととなるが、①の趣旨を踏まえ、十分に大学総括理事と意思疎通を行うことが望ましいこと。
- ⑨ 1. ①アのとおり、第 21 条第 2 項の規定に基づき、大学総括理事が置かれ

ている場合でも、法人の長たる学長又は理事長が教育研究評議会の評議員となるが、大学総括理事は教育研究評議会の議長として会議を主宰することとされており、大学総括理事が主体的に教育研究評議会を運営すること。他方、学長又は理事長は、法人の長として、教育研究評議会において他の評議員に対し説明責任を果たすことや、他の評議員と意見や議論を直接交わすことで、法人経営の方向性を共有し、経営と教学の一体性が十分に確保されるようにすること。その際、法人の長に期待される職責や業務に鑑みれば、法人運営の機動性や効率性が損なわれないようにする必要もあり、経営と教学の一体性の確保を基本としつつ、教育研究評議会の柔軟な運用や審議方法の工夫が行われることが望ましいこと。

- ⑩ 附則第 23 条の規定に基づき国庫納付の対象となる平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）については、各国立大学法人において第 22 条第 1 項第 7 号に規定する業務に充てられているが、当該業務の遂行に当たっては、各国立大学法人に設置された外部有識者等からなる委員会を適切に活用するなど定期的な監督を行い、出資金の毀損の回避に努めること。また、当該業務に充てられていない平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）については、当該業務の状況を踏まえつつ今後の執行見込等について十分に検討し、定期的に報告すること。

第三 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の一部改正

1. 改正の概要

① 学校法人の責務

ア 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならないこととする。こと。（私立学校法第 24 条関係）

② 役員の職務及び責任の明確化等

<特別の利益供与の禁止>

ア 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととする。こと。（私立学校法第 26 条の 2 関係）

<理事・理事会制度の改善>

イ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこととする。こと。（私立学校法第 36 条第 7 項関係）

ウ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならないこととする。こと。また、本規定に違反して

行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は無効とするが、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができないこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成 18 年法律第 48 号) (以下「一般社団・財団法人法」という。) 第 80 条関係)

エ 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 82 条関係)

オ 理事は、以下に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこととするとともに、理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするときは民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 108 条の規定は、当該承認を受けた取引については、適用しないこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条関係)

- ・理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- ・理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
- ・学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

カ 学校法人において、オの取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 92 条関係)

キ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 85 条関係)

< 監事制度の改善 >

ク 監事の職務として、理事の業務執行の状況を監査することを明確化すること。 (私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号関係)

ケ 第 37 条第 3 項第 5 号の規定に基づき、監事が理事会及び評議員会に報告するために必要があるときは、評議員会の招集に加え、理事会の招集を請求することができることとする。 (私立学校法第 37 条第 3 項第 6 号関係)

コ 第 37 条第 3 項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事

会又は評議員会を招集することができることとすること。（私立学校法第37条第4項関係）

サ 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができることとすることとともに、この場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。こと。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第103条関係）

シ 監事がその職務の執行について学校法人に対して以下に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第106条関係）

- ・費用の前払の請求
- ・支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ・負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

<評議員会制度の改善>

ス 第41条第7項の規定にかかわらず、第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第103条第1項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決することとすること。（私立学校法第41条第9項関係）

セ 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないこととすること。（私立学校法第41条第10項関係）

ソ 事業に関する中期的な計画（以下「中期的な計画」という。）及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「役員報酬基準」という。）について、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないこととすること。（私立学校法第42条第1項第2号及び第4号関係）

<役員为学校法人及び第三者に対する損害賠償責任等>

タ 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うこととすること。（私立学校法第35条の2関係）

チ 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととすること。（私立学校法第44条の2第1項関係）

ツ 理事が第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項の規定に違反して自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属す

る取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、第44条の2第1項の損害の額と推定すること。（私立学校法第44条の2第2項関係）

テ 理事による自己又は第三者のための学校法人との取引又は学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における学校法人と当該理事との利益が相反する取引によって学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定すること。（私立学校法第44条の2第3項関係）

- ・自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をした理事
- ・学校法人が当該取引をすることを決定した理事
- ・当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

ト 役員が学校法人に対する損害賠償責任の免除等に関する所要の規定の整備に関する規定の整備を行ったこと。（私立学校法第44条の2第4項において準用する一般社団・財団法人法第112条～第116条関係）

ナ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととすること。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載、虚偽の登記又は虚偽の公告を行った理事、監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載を行った監事についても、これらの行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときを除き、同様に責任を負うこととすること。（私立学校法第44条の3関係）

ニ 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者としてすること。（私立学校法第44条の4関係）

③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ア 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第1項関係）

イ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、中期的な計画を作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第2項関係）

ウ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第3項関係）

④ 財務書類等の公開等

ア 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととすること。（私立学校法第33条の2関係）

イ 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならないこと

とされている財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に加え、役員等名簿を新たに作成しなければならないこととする。こと。（私立学校法第 47 条第 1 項関係）

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員報酬基準を作成の日から 5 年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととする。こと。（私立学校法第 47 条第 2 項関係）

エ 学校法人は、役員等名簿について閲覧の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、閲覧をさせることができることとする。こと。（私立学校法第 47 条第 3 項関係）

オ 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定め、当該基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならないこととする。こと。（私立学校法第 48 条関係）

カ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、以下に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、以下に定める事項を公表しなければならないこと。（私立学校法第 63 条の 2 関係）

- ・ 第 30 条第 1 項若しくは第 45 条第 1 項の認可を受けたとき、又は同条第 2 項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
- ・ 第 37 条第 3 項第 4 号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- ・ 第 47 条第 1 項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
- ・ 第 48 条第 1 項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

キ 学校法人の理事等が、寄附行為の備付けを怠り、若しくは正当な理由がないのに、寄附行為又は財産目録等の閲覧を拒んだときは、20 万円以下の過料に処することとしたこと。（私立学校法第 66 条第 2 号、第 3 号及び第 7 号）

⑤清算人の選任

ア 学校法人が第 62 条第 1 項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任することとする。こと。（私立学校法第 50 条の 4 第 2 項関係）

2. 留意事項

① 学校法人の責務

学校法人においては、私学団体が定める自主行動規範である「私立大学版ガバナンス・コード」等も踏まえ、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めること。

② 役員の職務及び責任の明確化等

<特別の利益供与の禁止>

ア 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等で、社会通念上不相当なものをいい、理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し、直接又は間接に特別な利益を与えることが禁止されるものであること。

<理事・理事会制度の改善>

イ 理事が学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこととされているが、「著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること」とは、例えば、学校法人の出資先の倒産、重大な個人情報の漏洩、役員や職員の違法行為や信用失墜行為等により、学校法人が著しい損害を被るおそれがある場合が想定されること。

<監事制度の改善>

ウ 監事の選任については、評議員会の同意を得ることが必要であるが、理事長が選任するに当たっては、理事長の判断のみで選任するのではなく、最終的な意思決定機関である理事会における審議も踏まえて選任する又は監事を選任するための委員会を学校法人に設置するなど、選任手続きの透明性の確保に努めること。

また、監事に期待される役割に鑑み、監事は理事の配偶者又は三親等以内の親族以外の者から選任することが望ましいこと。

エ 監事の職務として、従前より学校法人の業務の監査が規定されていたが、理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から、監事の職務に「理事の業務執行の状況を監査すること」を追加したこと。

オ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、業務の継続性が保たれるよう、各監事の就任・退任時期を考慮すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等、監査の充実を図るための取組が期待されること。

<評議員会制度の改善>

カ 評議員会において、理事と兼務している評議員以外の評議員から意見を

引き出すよう工夫することや評議員に対し定期的に又は評議員会の前に情報を提供すること、監事が評議員会で意見を述べる機会を設けることなど、評議員会が活性化するよう努めること。

<役員の善管注意義務>

キ 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うことを規定することにより、役員は学校法人に対して善管注意義務を負うことが明確化されたこと。

③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ア 予算については、施行日である令和2年4月1日までに、従前の規定通り、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で作成する必要があること。

イ 事業計画については、施行日である令和2年4月1日までに、従前の規定通り、あらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、改正後の私立学校法の規定に基づき、文部科学大臣所轄法人は、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする事業計画については、認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

ウ 中期的な計画については、文部科学大臣所轄法人は、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする中期的な計画については、あらかじめ評議員会の意見を聴くこと及び認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

中期的な計画の期間中に認証評価を再度受審した場合には、次年度の事業計画及び次期中期的な計画等に適切に反映させる必要があること。

また、中期的な計画については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすること。詳細な内容や期間については、法人規模等に応じて法人において適切に判断すべきであるが、抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましいこと。

④ 財務書類等の公開等

ア 今回の改正は、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、従前より規定されている財務書類の作成及び事務所への備付けに加えて、閲覧開示書類及び対象者の拡大を行うとともに、文部科学大臣所轄法人については、財務書類等の公表を求めるものであること。

イ 今回の改正内容は、都道府県知事所轄法人に対して財務書類等の公表等を義務付けるものではないが、各学校法人においては、法律に規定する内

容に加え、設置する学校の規模等それぞれの実情に応じ、学内広報やホームページ等を通じた公表を行うなど、積極的な対応が期待されること。

ウ 役員報酬基準については、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で作成する必要があること。

⑤ 清算人の選任

解散命令により学校法人が解散した場合には、所轄庁において利害関係人による申立てにより又は職権で、清算人を選任することとなるが、都道府県知事においては、学校法人制度や業務等に対する理解が深く、清算人の候補となり得る者の選定について、あらかじめ準備をしておくことが望ましいこと。

⑥ その他

ア 今回の改正により学校教育法に基づく学長の権限と、私立学校法に基づく理事会の権限との関係に変更を加えるものではないこと。

イ 各学校法人においては、外部理事の積極的な登用等の理事会制度の改善や監査体制の充実、評議員会の適切な構成等の評議員会制度の改善をはじめとする学校法人の管理運営制度の改善について、引き続き「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成16年7月23日付け16文科高第305号）を踏まえる必要があること。

第四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）の一部改正

1. 改正の概要

- ① 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第3条の目的を達成するため、国立大学法人等の運営基盤の強化を図るために必要な情報の収集及び分析等並びに内外の高等教育機関の入学資格及び学位等に関する情報の収集及び整理等を業務として追加すること。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第6号及び第7号関係）
- ② 国立大学法人評価委員会から、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請があったときは、認証評価の結果を踏まえて評価を行うものとする。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第3項関係）

2. 留意事項

- ① 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析等に関する業務については、例えば、各国立大学法人等がより質の高い教育研究活動を行う観点からの経営判断に資する指標の作成等を行うこと

となるが、これらの活動を行うためには必要な情報を国立大学法人等から収集することとなるため、その情報の収集に当たっては国立大学法人等の負担軽減に努めること。

また、情報の効率的かつ効果的な収集、分析等を行う観点から、必要に応じて関係機関と連携するとともに、提供した情報が各国立大学法人等において、学内における戦略的な資源配分や他大学等との連携等に活用されているか等その効果を把握・検証し、その結果に基づき適切な改善を行うことを通じて、効果的な情報の提供に努めること。

内外の高等教育機関の入学資格、学位等に関する情報の収集、提供等に関する業務については、内外の大学や関係機関から、大学や関係機関、高等教育の資格等について情報の収集を行うこととなるため、これらの情報の収集に当たっては大学等の負担軽減に努めること。

また、提供した情報が内外の大学や関係機関、学生等の利用者によって、高等教育の資格の円滑な承認に活用されているか等その効果を把握・検証し、その結果に基づき適切な改善を行うことを通じて、効果的な情報提供に努めること。

- ② 国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うに当たっては、認証評価に用いた資料やデータを活用することや両評価に共通する項目について認証評価の結果を活用すること等により、評価を受ける大学の負担軽減に努めること。

また、評価の実効性を高めるため、認証評価と国立大学法人評価との連携を十分に図ること。

第五 学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 10 号）について

- ① 第二の 1. ⑤における「政令で定める金額」は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とすること。（国立大学法人法施行令附則第 18 条第 1 項関係）
- ② 第二の 1. ⑤における「政令で定めるところ」として、以下のとおり定めること。
- ・国立大学法人法附則第 23 条第 1 項の規定による納付金は、一般会計に帰属すること。
 - ・文部科学大臣は、附則第 23 条第 2 項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならないこと。

- ・国立大学法人は、上記の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならないこと。（国立大学法人法施行令附則第 18 条第 2 項から第 4 項まで関係）

第六 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 2 号）について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成 15 年文部科学省令第 59 号）第 1 条の 4 に規定する業務方法書に記載すべき事項について、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）」の公布に伴い改正された以下の事項について記載すること。

- ①機構法第 16 条第 1 項第 6 号に規定する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関する事項
- ②機構法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項

第七 施行期日

改正法は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとする。ただし、第二の 1. ⑤、第四の 1. ①に規定する事項は、改正法の公布の日から施行するものとする。（改正法附則第 1 条）

また、「学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 10 号）」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 2 号）」は、それぞれ公布の日から施行するものとする。

添付資料

- 【別添 1-1】 学校教育法等の一部を改正する法律 要綱
- 【別添 1-2】 学校教育法等の一部を改正する法律 条文・理由
- 【別添 1-3】 学校教育法等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添 1-4】 学校教育法等の一部を改正する法律 参照条文
- 【別添 1-5】 学校教育法等の一部を改正する法律 読替え表

- 【別添 2-1】 学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 要綱
- 【別添 2-2】 学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 条文・理由
- 【別添 2-3】 学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照表

- 【別添 3】 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令 条文

【問合せ先】

- 学校教育法の一部改正、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令関係

高等教育局高等教育企画課企画係

電話：03-5253-4111（内線 3681）

E-mail：koutou@mext.go.jp

- 国立大学法人法の一部改正及び学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令関係

（国立大学法人関係）

高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3753）

E-mail：hojinka@mext.go.jp

（大学共同利用機関法人関係）

研究振興局学術機関課企画指導係

電話：03-5253-4111（内線 4295）

E-mail：gakkikan@mext.go.jp

- 私立学校法の一部改正関係

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2531）

E-mail：sigakugy@mext.go.jp

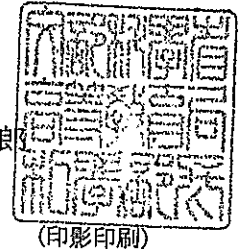


元文科高 5 1 8 号
令和元年 9 月 2 7 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
殿
各都道府県私立学校主管部長

文部科学省高等教育局私学部長

白 間 竜 一 郎



(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備
及び経過措置に関する政令等の施行について (通知)

本年 5 月 24 日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 11 号)」に伴い、私立学校法施行令 (昭和 25 年政令第 31 号) の一部改正を含む「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和元年政令第 97 号)」が令和元年 9 月 11 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

また、「私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令 (令和元年文部科学省令第 15 号)」が令和元年 9 月 17 日に公布され、一部の規定は令和元年 12 月 14 日から、それ以外の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これらの法令の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

都道府県知事におかれては、この旨を所轄の学校法人及び私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) 第 64 条第 4 項の法人に対して、周知いただくようお願いいたします。

記

第一 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和元年政令第 97 号)

1. 私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）の一部改正

（1）改正の概要

- ① 今回の私立学校法改正により新たに規定された特別の利益供与を禁止する学校法人の関係者は次のとおりとすること（第 1 条関係）。
 - ア 学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
 - イ アの配偶者又は三親等内の親族
 - ウ ア、イの者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - エ イ、ウの者のほか、アの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
 - オ 学校法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの
- ② その他所要の改正を行うこと。

2. 施行期日

改正政令は、令和 2 年 4 月 1 日に施行するものとする。

第二 私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 15 号）

1. 私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）の一部改正

（1）改正の概要

- ① 私立学校法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 5 号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）とすること（第 1 条の 2 第 1 項関係）。
- ② 令第 1 条第 5 号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とすること（第 1 条の 2 第 2 項関係）。
- ③ ①、②における「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいうこと（第 1 条の 2 第 3 項関係）。
 - ア ①については、学校法人の設立者である法人が子法人の意思決定機関（社員総会その他の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。以下同じ。）における議決権の過半数を有する場合。②については、支配法人等（②の当該一の者をいう。その者が財務及び営業又は事業の

方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。以下同じ。)が学校法人の設立者である法人(イにおいて「被支配法人」という。)の意思決定機関における議決権の過半数を有する場合

イ 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合

- (一) 支配法人等の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)若しくは評議員又は職員
- (二) 支配法人等によって当該構成員に選任された者
- (三) 当該構成員に就任した日前五年以内に(一)又は(二)に掲げる者であった者

④ 役員の下格事由として法第38条第8項第2号の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする等、成年被後見人及び被保佐人制度の改正に伴う所要の改正を行うこと(第2条第5号ハ及び第3条の2関係)。

⑤ 法第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「準用一般社団・財団法人法」という。)第113条第1項第2号に規定する役員損害賠償責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法として文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とすること(第3条の3関係)。

ア 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(イに定めるものを除く。)の額の会計年度(次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

- (一) 準用一般社団・財団法人法113条第1項の評議員会の決議を行った場合 当該評議員会の決議の日
- (二) 準用一般社団・財団法人法第114条第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあった日
- (三) 準用一般社団・財団法人法第115条第1項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(2以上の日がある場合にあつては、最も遅い日)

イ 次の(一)に掲げる額を(二)に掲げる数で除して得た額

- (一) 次に掲げる額の合計額
 - (Ⅰ) 当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額
 - (Ⅱ) 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
 - (Ⅲ) (Ⅰ) 又は (Ⅱ) に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
 - (二) 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数)
 - (Ⅰ) 理事長 6
 - (Ⅱ) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 4
 - (i) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの
 - (ii) 当該学校法人の業務を執行した理事((i)に掲げる理事を除く。)
 - (iii) 当該学校法人の職員
 - (Ⅲ) 理事((Ⅰ)及び(Ⅱ)に掲げるものを除く。)又は監事 2
- ⑥ 準用一般社団・財団法人法第113条第4項(準用一般社団・財団法人法第114条第5項及び第115条第5項において準用する場合を含む。)に規定する責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等として文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする(第3条の4関係)。
- ア 退職慰労金
 - イ 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
 - ウ ア、イに掲げるものの性質を有する財産上の利益
- ⑦ 法第47条第1項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人の状況に関する重要な事項をその内容としなければならないこと(第4条の4第4項関係)。
- ⑧ 法第48条第1項に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする(第4条の5関係)。
- ⑨ 法第63条の2の公表は、インターネットの利用により行うものとする(第7条第1項関係)。
- ⑩ 法第63条の2第1項第3号に規定する公表の対象となる文部科学省令で定める書類は、法第47条第1項に規定する財産目録、貸借対照表、収支

計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)とすること(第7条第2項関係)。

⑩ その他所要の改正を行うこと。

(2) 留意事項

① 私立学校法施行規則(以下「規則」という。)第4条の4第4項に規定する事業報告書の内容としなければならない学校法人の状況に関する重要な事項には、次に掲げるものが含まれるものとする。

(1) 法人の概要

- ・ 建学の精神
- ・ 設置する学校・学部・学科等
- ・ 学校・学部・学科等の学生数の状況

(2) 事業の概要

- ・ 主な教育・研究の概要
- ・ 中期的な計画及び事業計画の進捗・達成状況

(3) 財務の概要

- ・ 決算の概要
- ・ 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

② 貸借対照表、収支計算書及び事業報告書については、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(通知)」(平成16年7月23日16文科高第304号)及び「学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について(通知)」(平成25年11月27日25文科高第616号)において定めた様式参考例等を別添3～5のとおり改正したので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。

なお、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従って作成した貸借対照表及び収支計算書を閲覧に供し又は公表する場合にあっては、同会計基準による様式は、補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。また、貸借対照表及び収支計算書の附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報公開に努めること。

③ 法第26条第3項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧及び公表の対象となるものであること。

④ 法第47条第1項及び第2項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、法第63条の2及び規則第7条に基づき公表する書類の内容は同一のものであること。

⑤ 規則第4条の5において、「役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分」とは、常勤・非常勤等の区分に応じた報酬基準を策定すること、「報酬等

の金額の算定方法」とは、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること、「支給の方法」とは、支給の時期や支給の手段を定めること、「支給の形態」とは、現金・現物の別等を定めることが求められること。

また、別添6のとおり、役員報酬基準の参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これを参考とされたいこと。

- ⑥ 規則第7条に基づき公表する書類等については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいこと。

2. 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年文部科学省令第31号）の一部改正

(1) 改正の概要

私立学校法の改正により、寄附行為の閲覧開示、中期的な計画及び役員報酬基準等の書類の作成等が新たに義務付けられたことを踏まえ、所要の改正を行うこと。

3. 施行期日

- 改正省令は、令和2年4月1日から施行するものとする。ただし、第二1.(1)④の規定は、令和元年12月14日から施行するものとする。

添付資料

【別添 1-1】学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 条文・理由

【別添 1-2】学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照表

【別添 2】文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 条文

【別添 3】貸借対照表 様式参考例

【別添 4-1】資金収支計算書 様式参考例

【別添 4-2】活動区分資金収支計算書 様式参考例

【別添 4-3】事業活動収支計算書 様式参考例

【別添 5】事業報告書 参考例

【別添 6】役員の報酬等の支給の基準 参考例

【問合せ先】

- ・ 政省令改正及び役員報酬基準について
高等教育局私学部私学行政課法規係
電話：03-5253-4111（内線 2531）
E-mail：sigakugy@mext.go.jp
- ・ 財務書類及び事業報告書について
高等教育局私学部参事官付財務調査係
電話：03-5253-4111（内線 2539）
E-mail：sigsanji@mext.go.jp

貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

注記 重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額

翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				
入学金収入				
実験実習料収入				
施設設備資金収入				
(何)				
手数料収入				
入学検定料収入				
試験料収入				
証明手数料収入				
(何)				
寄付金収入				
特別寄付金収入				
一般寄付金収入				
補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				
資産売却収入				
施設売却収入				
設備売却収入				
有価証券売却収入				
(何)				
付随事業・収益事業収入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				

(何)			
受取利息・配当金収入			
第3号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金収入			
雑収入			
施設設備利用料収入			
廃品売却収入			
(何)			
借入金等収入			
長期借入金収入			
短期借入金収入			
学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
(何)			
その他の収入			
第2号基本金引当特定資産取崩収入			
第3号基本金引当特定資産取崩収入			
(何)引当特定資産取崩収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
(何)			
資金収入調整勘定	△	△	
期末未収入金	△	△	
前期末前受金	△	△	
(何)	△	△	
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			

支出の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
人件費支出				
	教員人件費支出			
	職員人件費支出			
	役員報酬支出			
	退職金支出			
	(何)			
教育研究経費支出				
	消耗品費支出			
	光熱水費支出			
	旅費交通費支出			
	奨学費支出			
	(何)			
管理経費支出				
	消耗品費支出			
	光熱水費支出			
	旅費交通費支出			
	(何)			
借入金等利息支出				
	借入金利息支出			
	学校債利息支出			
借入金等返済支出				
	借入金返済支出			
	学校債返済支出			
施設関係支出				
	土地支出			
	建物支出			
	構築物支出			
	建設仮勘定支出			
	(何)			
設備関係支出				
	教育研究用機器備品支出			
	管理用機器備品支出			

図書支出			
車両支出			
ソフトウェア支出			
(何)			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
第2号基本金引当特定資産繰入支出			
第3号基本金引当特定資産繰入支出			
(何)引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
[予備費]	()		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

活動区分資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計	
	支出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	教育活動資金収支差額		
施設整備等活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		施設整備等活動資金収入計	
	支出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		(何)	
		施設整備等活動資金支出計	
	差引		
	調整勘定等		
	施設整備等活動資金収支差額		
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			

		科 目	金 額
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
		収益事業収入	
		(何)	
		その他の活動資金収入計	
	支出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		収益事業元入金支出	
		(何)	
		小計	
		借入金等利息支出	
		(何)	
		その他の活動資金支出計	
	差引		
	調整勘定等		
	その他の活動資金収支差額		
支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)			
前年度繰越支払資金			
翌年度繰越支払資金			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異	
事業活動収入の部		学生生徒等納付金				
		授業料				
		入学金				
		実験実習料				
		施設設備資金				
		(何)				
		手数料				
		入学検定料				
		試験料				
		証明手数料				
		(何)				
		寄付金				
		特別寄付金				
		一般寄付金				
		現物寄付				
		経常費等補助金				
		国庫補助金				
		地方公共団体補助金				
		(何)				
		付随事業収入				
		補助活動収入				
		附属事業収入				
		受託事業収入				
		(何)				
	教育活動収支		雑収入			
			施設設備利用料			
			廃品売却収入			
		(何)				
		教育活動収入計				
		科 目	予 算	決 算	差 異	
		人件費				
		教員人件費				
		職員人件費				

事業活動支出の部	役員報酬			
	退職給与引当金繰入額			
	退職金			
	(何)			
	教育研究経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	奨学費			
	減価償却額			
	(何)			
	管理経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	減価償却額			
	(何)			
	徴収不能額等			
	徴収不能引当金繰入額			
	徴収不能額			
教育活動支出計				
教育活動収支差額				
教育活動外収支	事業活動収入の部			
	科 目	予 算	決 算	差 異
	受取利息・配当金			
	第3号基本金引当特定資産運用収入			
	その他の受取利息・配当金			
	その他の教育活動外収入			
	収益事業収入			
	(何)			
	教育活動外収入計			
	事業活動支出の部			
	科 目	予 算	決 算	差 異
	借入金等利息			
	借入金利息			
学校債利息				
その他の教育活動外支出				
(何)				
教育活動外支出計				
教育活動外収支差額				
経常収支差額				

		科 目	予 算	決 算	差 異
特別 収 支	事業 活 動 収 入 の 部	資産売却差額			
		(何)			
		その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別収入計			
		事業 活 動 支 出 の 部	科 目	予 算	決 算
	資産処分差額				
	(何)				
	その他の特別支出				
	災害損失				
	過年度修正額				
	(何)				
	特別支出計				
		特別収支差額			
		[予備費]	()		
		基本金組入前当年度収支差額			
		基本金組入額合計	△	△	
		当年度収支差額			
		前年度繰越収支差額			
		基本金取崩額			
		翌年度繰越収支差額			
		(参考)			
		事業活動収入計			
		事業活動支出計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

事業報告書

1. 法人の概要

(1) 基本情報

① 法人の名称

② 主たる事務所の住所、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス等

(2) 建学の精神

(3) 学校法人の沿革

(4) 設置する学校・学部・学科等

(5) 学校・学部・学科等の学生数の状況

(〇〇年5月1日現在)

学校名		入学定員	入学者数	収容定員	現員数
大学	〇〇学部				
	××学部				
短期大学	△△学科				

(6) 収容定員充足率

(毎年度5月1日現在)

学校名	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
大学					
短期大学					

(7) 役員の概要

・ 定員数、役員の氏名、就任年月日、常勤・非常勤の別、主な現職等

(8) 評議員の概要

・ 定員数、評議員の氏名、就任年月日、主な現職等

(9) 教職員の概要

・ 教職員の本務・兼務別の人数、平均年齢等

(10) その他

・ 系列校の状況

2. 事業の概要

(1) 主な教育・研究の概要

・ 「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」

(2) 中期的な計画（教学・人事・施設・財務等）及び事業計画の進捗・達成状況

(3) その他

3. 財務の概要

(1) 決算の概要

① 貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
固定資産					
流動資産					
資産の部合計					
固定負債					
流動負債					
負債の部合計					
基本金					
繰越収支差額					
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

イ) 財務比率の経年比較

- ・ 運用資産余裕比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、基本金比率、積立率等

② 資金収支計算書関係

ア) 資金収支計算書の状況と経年比較

収入の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
学生生徒等納付金収入					
手数料収入					
寄付金収入					
補助金収入					
資産売却収入					
付随事業・収益事業収入					
受取利息・配当金収入					
雑収入					

借入金等収入					
前受金収入					
その他の収入					
資金収入調整勘定					
前年度繰越支払資金					
収入の部合計					

支出の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
人件費支出					
教育研究経費支出					
管理経費支出					
借入金等利息支出					
借入金等返済支出					
施設関係支出					
設備関係支出					
資産運用支出					
その他の支出					
資金支出調整勘定					
翌年度繰越支払資金					
支出の部合計					

イ)活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

科目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動による資金収支					
教育活動資金収入計					
教育活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
教育活動資金収支差額					
施設整備等活動による資金収支					
施設整備等活動資金収入計					
施設整備等活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
施設整備等活動資金収支差額					

小計（教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額）					
その他の活動による資金収支					
その他の活動資金収入計					
その他の活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
その他の活動資金収支差額					
支払資金の増減額（小計+その他の活動資金収支差額）					
前年度繰越支払資金					
翌年度繰越支払資金					

ウ)財務比率の経年比較

- ・教育活動資金収支差額比率

③事業活動収支計算書関係

ア)事業活動収支計算書の状況と経年比較

科目		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動収支	事業活動収入の部					
	学生生徒等納付金					
	手数料					
	寄付金					
	経常費等補助金					
	付随事業収入					
	雑収入					
	教育活動収入計					
	事業活動支出の部					
	人件費					
	教育研究経費					
	管理経費					
	徴収不能額等					
	教育活動支出計					
	教育活動収支差額					

教育活動外収支	事業活動収入の部					
	受取利息・配当金					
	その他の教育活動外収入					
	教育活動外収入計					
	事業活動支出の部					
	借入金等利息					
	その他の教育活動外支出					
	教育活動外支出計					
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支	事業活動収入の部					
	資産売却差額					
	その他の特別収入					
	特別収入計					
	事業活動支出の部					
	資産処分差額					
	その他の特別支出					
	特別支出計					
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計						
当年度収支差額						
前年度繰越収支差額						
基本金取崩額						
翌年度繰越収支差額						
(参考)						
事業活動収入計						
事業活動支出計						

イ)財務比率の経年比較

- ・人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率、学生生徒等納付金比率、経常収支差額比率等

(2)その他

①有価証券の状況

- ・種類、貸借対照表計上額、時価、差額等

②借入金の状況

- ・借入先、期末残高、利率、返済期限等

③学校債の状況

- ・発行年度、本年度末残高、利率、償還期限等

④寄付金の状況

⑤補助金の状況

⑥収益事業の状況

⑦関連当事者等との取引の状況

ア) 関連当事者

- ・役員・法人等の名称、資本金又は出資金、事業内容又は職業、関係内容（役員の兼任等・事業上の関係）、取引の内容等

イ) 出資会社

- ・会社の名称、事業内容、資本金等、出資割合、取引の内容、役員の兼任・報酬の有無等

⑧学校法人間財務取引

- ・学校法人名、取引の内容、取引金額等

(3) 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

役員報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人〇〇学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第〇条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬〔、賞与、退職慰労金〕
- (2) 非常勤の役員 報酬

※無報酬とする場合は、その旨を定める必要がある。

(報酬等の額の算定方法)

<例1>

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第3に定める算式により算出される額（※支給する場合）
 - (3) 退職慰労金 別表第4に定める算式により算出される額（※支給する場合）
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例2>

第4条 常勤の役員の報酬月額は、別表第2の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

〔2 常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第3及び第4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕

3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例3>

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は〇〇円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

〔2 常勤の役員の退職慰労金は別表4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕

3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月〇日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

〔(2) 賞与 毎年〇月及び〇月〕

〔(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後〇か月以内〕

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任，退任，又は解任の場合の報酬額については，その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により，計算金額に1円未満の端数が生じたときは，その端数金額が50銭未満であるときは，これを切り捨て，その端数金額が50銭以上であるときは，これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は，この規程をもって，私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の議決を経て，別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は，評議員会の意見を聴いた上で，理事会の議決により行う。

附則 この規程は，令和〇年〇月〇日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 〇〇円
常務理事	月額 〇〇円
理事	月額 〇〇円
監事	月額 〇〇円

別表第2 (常勤の役員の報酬)

号俸	理事長	常務理事	理事	監事
1	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
2	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
3	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
4	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円

5	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
6	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
7	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
8	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
9	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
10	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円

別表第3（常勤の役員の賞与）

●月の賞与	報酬月額×〇か月分
■月の賞与	報酬月額×〇か月分

別表第4（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第5（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	〇〇円
上記の他、法人業務のための勤務	〇〇円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	〇〇円
上記の他、法人業務のための勤務	〇〇円

私立学校法改正 Q&A

令和元年 10 月 10 日版

- ※ Q&A の内容うち、寄附行為変更の認可申請に関する内容、中期的な計画の作成に関する内容及び財務書類等・役員報酬基準の一般閲覧・インターネットでの公表に関する内容は都道府県知事所轄法人には適用されません。
- ※ 本 Q&A の問は学校法人や私学団体からの質問事項、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえて作成しています。
- ※ 令和元年 9 月 17 日版から次の質問を追加しています (Q1-3-2、Q3-3、Q6-7、Q7-3-6、Q10-14、Q10-15、Q10-16、Q15-7、)
- ※ 令和元年 9 月 30 日版から次の質問を追加しています (Q16-9、Q16-10)

【全般的事項】

Q1-1 私立学校法改正に伴い寄附行為を変更する場合は、文部科学省への申請が必要か。

- 必要となります。私立学校法改正に伴う寄附行為変更については、以下の期間を申請受付期間とします。
 - ①令和元年 12 月 2 日（月）から 12 月 13 日（金）まで
 - ②令和 2 年 1 月 14 日（火）から 1 月 24 日（金）まで
- 各法人におかれては、学校法人寄附行為作成例（大学設置・学校法人審議会決定（令和元年 9 月 17 日改正））（以下「改正寄附行為作成例」という。）も参考とし、寄附行為変更を準備の上、上記期間に申請ください。
- やむを得ない事情により、これらの期間に申請できない場合、事前に文部科学省高等教育局私学部私学行政課法人係まで相談してください。

Q1-2 寄附行為の変更認可申請には、どのような添付資料が必要となるか。また、どのくらいの期間で認可が下りるか。改正私立学校法に伴う寄附行為の変更にあわせて理事数変更等の変更認可申請をしてもよいか。

- 寄附行為変更認可申請書、変更の条項及び事由を記載した書類、所定の手続を経たことを証する書類などが必要となります。「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」の「第 5 部 私立学校の設置廃止を伴わない寄附行為変更認可申請 3. その他の変更」

係る寄附行為変更認可申請書類の作成について」を参照してください（なお、その他書類としてパンフレット等の添付は不要です）。

- 申請から認可までの期間は概ね1か月から2か月程度を予定しています。学部等設置に係る寄附行為変更認可申請の場合には、来省による事務相談を受け付けていますが、その他の変更に係る寄附行為変更認可申請については、事務相談の対象ではありませんのでご了承ください。
なお、私立学校法改正に伴う寄附行為変更内容について御不明な点がある場合は、私学行政課法規係まで電話にてお問い合わせください。
- 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更以外の変更事項（学部等設置廃止、設置者変更に係る寄附行為変更を除く）がある場合には、あわせて認可申請をしていただくことが可能です。

Q1-3 寄附行為変更の認可申請後に補正が必要となった場合、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があるのか。

- 寄附行為の変更は評議員会の意見を聴いた上で理事会において決議することが必要となりますので、認可申請後に補正が必要となった場合は、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があります。なお、法人において、文部科学大臣への認可申請において、軽微な修正を行う必要が生じた場合には、理事長に一任する取扱いとしている例があり、その場合には、改めて理事会及び評議員会に諮る必要はありません。

Q1-3-2 軽微な修正を理事長に一任する取扱いとしている例とは、議事録にその旨を記載したうえで提出するという形で良いか。

- そのような取扱いで差し支えありません。なお、軽微な修正を理事長に一任する場合には、寄附行為の変更案に加え、軽微な修正を理事長に一任する点についても、評議員会の意見を聞いた上で理事会において決議しておくことが望ましいと考えられます。その上で、これらの手続を経たことが分かるように議事録に記載してください。

Q1-4 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更で、学則等の大学必置規則への影響が予見できるものはあるか。

- 特段影響が及ぶことは想定されませんが、各法人・学校においてご確認ください。

Q1-5 一般社団・財団法人法の規程を準用する条項について、寄附行為で定める場合はどのように記載すればよいか。

- 改正寄附行為作成例を参照ください。

Q1-6 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更は、令和2年4月1日までにを行う必要があるか。寄附行為の施行日は令和2年4月1日でよいか。HP等の公開も令和2年4月1日にすべきか。内容に経過措置を設けてよいか。

- 改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日までに、同日を施行日とする寄附行為変更を行うことが望ましいですが、間に合わない場合、実際の運用を改正私立学校法と同様のものにするという対応も考えられます。いずれにしても、新制度の施行日である令和2年4月1日以降は新制度に基づく対応が行われることが必要となります。
- 令和2年4月1日までに寄附行為変更が間に合わなかった場合の寄附行為の施行日は文部科学大臣認可日以降となります。ホームページでの公開については令和2年4月1日までにを行う必要があります。

Q1-7 令和2年4月に学校の廃止に係る認可申請を予定しているが、改正私立学校法に伴う寄附行為認可後に行うことでよいか。

- 改正私立学校法に伴う寄附行為変更の認可後に学校の廃止に係る認可申請をしていただくということで差し支えありません。

Q1-8 今回の改正における役員の実務責任の明確化と監事の牽制機能の強化は、理事長や理事の行為に対するチェック機能あるいは不正の抑止効果を高めることを目的としたものであることを周知すべきではないか。

- 今回の私立学校法改正は、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を図る観点から行われたものであり、その中で理事に対する監事の牽

制機能の強化や不正の抑止を図るものであることについては周知を図ってまいります。

Q1-9 法改正による役員へのチェック機能、役員による不祥事に対する抑止機能を実効性あるものにするためには、改正内容について役員・評議員のみならず、教職員、学生、生徒、保護者などにも正確な理解を促すため、わかりやすく入念に改正について説明する必要があるのではないか。

- 改正内容については、まずは学校法人の役員及び職員に対する説明を行うとともに、その他のステークホルダーに対しても各種の機会を通じて理解を図るための取組が行われることが重要であると考えます。

【学校法人の責務（第24条）】

Q2-1 その運営の透明性の確保の「その」は何を指すのか。

- 「学校法人」を指します。

【特別の利益供与の禁止（第26条の2）】

Q3-1 理事、監事、評議員、職員等の「等」とは何か？

- 改正私立学校法施行令第1条に規定する以下の者を指します。
 - ① 設立者、理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。）（第1号）
 - ② ①に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族（第2号）
 - ③ ①②に掲げる者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第3号）
 - ④ ②③に掲げる者のほか、①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者（第4号）
 - ⑤ 学校法人の設立者が法人である場合、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの（第5号）

Q3-2 特別の利益とは具体的に何を指すのか？

- 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等

で、社会通念上不相当なものをいいます。例えば、特別な事情がないにもかかわらず、土地建物のような高額な資産を無償又は低廉な価格で譲渡・貸与する場合や報酬規程等に基づかずに金銭を提供する場合などには、「特別の利益」に該当すると考えられます。

Q3-3 ④の役職員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者について、理事が別に経営する会社から給与を受けている場合、当該給与は役職員等から受ける金銭その他財産に該当するか。

- 通常の給与として支払われている場合には本要件には該当しないものと考えられます。

【学校法人と役員との関係（第35条の2）】

Q4-1 私立学校法改正の概要にある「役員の責任の明確化」とは、文部科学大臣所轄学校法人のみか、都道府県知事所轄学校法人も含まれるのか。

- 都道府県知事所轄の学校法人も含まれます。

Q4-2 学校法人と役員との関係について、「委任に関する規定に従う」とは具体的にどのような意味で、何が変わるのか。従来の就任承諾書・誓約書の取り交わし以外に何が必要か。「委任に関する規定」の具体的な内容如何。

- 改正前の私立学校法においては、学校法人と役員との関係については規定が置かれていませんでしたが、学校法人と役員は民法上の委任（民法第643条）又は準委任（民法第656条）の関係に立つと解されてきました。
- 今回の改正により新設された本規定により、役員が民法第644条による善管注意義務を負うことが明確化されることとなります。
- このことに伴い新たに対応が必要になることは想定されませんが、学校法人と役員との関係が委任に関する規定に従うことが私立学校法上新たに規定されたことを踏まえ、役員の就任時の手続や文書等の内容に変更が生じないか各法人において御確認下さい。

【理事会の議事参与制限（第36条）】

Q5-1 特別の利害関係とは何か。また、理事の親族が利害関係者である場合も議事参与は制限されるのか。

- 特別の利害関係とは、法人に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められるような個人的利害関係や法人外の利害関係を意味すると解されています。例えば、利益相反取引の承認などがこれに当たり得ます。
- また、理事の親族が利害関係者である場合であっても、本規定による議事参与の制限の対象とはなりません。同一の生計に属する場合などは、本人の利害関係者として制限の対象となる可能性があります。

【監事の職務（第37条）】

Q6-1 理事の業務執行を監査する場合、理事である学長の業務執行として教育の分野についても監査することとなるのか。理事の業務執行を監査する場合の監事の職務の具体的な範囲とは何か。関連して、理事の業務を寄附行為またはその他の規程によって定める必要はあるのか。

- 理事の業務執行の監査については、これまで規定されていた学校法人の業務の監査に理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から改正を行ったものであり、これまでの取扱いと変わるものではありません。
- 「学校法人の業務」及び「理事の業務執行」は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営も含まれるものです。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではありませんが、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項は含まれます。
- 改正寄附行為作成例では、監事の職務として理事の業務執行の監査を追加しており、各法人において法改正を踏まえた寄附行為の改正を検討することが適当と考えられます。

Q6-2 法令や寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができるが、重大な事実とはどんな状況を意味するのか。

- 法令や寄附行為に違反する重大な事実については、今回の改正で追加したものではなく、従前から置かれている規定になります。具体的には、例えば、法令や寄附行為に定められた必要な手続を経ず、理事が財産を不当に流用している場合や虚偽の財務書類の作成などが想定されます

Q6-3 監事が招集した理事会の議長は誰になるのか。

- 監事が招集した理事会の議長については、寄附行為によって定めることとなります。
- 改正寄附行為作成例では、出席する理事の互選によって定めることとしています。

Q6-4 監事が理事会や評議員会の招集を請求したときに5日以内に招集通知が発せられない場合、5日間を超えた日に招集通知が発せられたとしたら、監事が招集を発する前であれば、理事長の招集した理事会で有効か。

- 御指摘のとおりです。監事による理事会の招集請求から5日以内に招集通知が発せられず5日間を超えた場合、監事及び理事長の双方が理事会を招集することが可能となります。

Q6-5 監事の権限が強化されることとなるが、監事の職務執行は誰がチェックするのか。

- 監事は評議員会の同意を得て理事長が選任することとされており、理事会及び評議員会に対して監査報告を行うことなどから、理事会、評議員会、理事長又は他の監事はその業務執行の状況をチェックすることが適当と考えられます。
- 仮に監事の職務執行が不十分又は不適切な場合は、役員解任に関する寄

附行為の定めに基づき、監事の解任について検討することが必要になるものと考えられます。

Q6-6 監査内容のチェックリストは、社会福祉法人と同様に詳細に作成しなければならないか。

- 監査内容をどのようなものとするかは各学校法人の判断となりますが、どういった事項を監査するかも含め、監事の監査を支援するための体制の整備が求められます。

Q6-7 改正寄附行為作成例第8条第2項に監事の独立性に関する項が新設されたが、これは顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが私立学校法違反になるということなのか。

- 本規定は、監事としての職務以外に学校法人と顧問契約等を結ぶことにより報酬を得ている場合（例：会計監査人、アドバイザー契約等）、こうした者が監事に選任されることにより監査する立場と監査される立場が利益相反的な関係となる可能性があるため、それらを防止することができる者を選任することが適当との観点から追加されたものです。顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが直ちに私立学校法違反になるものではありませんが、監事に期待される役割を踏まえて適切な者を選任することが必要です。

【一般社団・財団法人法の準用（第40条の5）】

〔理事の職務を代行する者の権限（一般社団・財団法人法第80条）〕

Q7-1-1 （質問なし）

〔表見代理理事（一般社団・財団法人法第82条）〕

Q7-2-1 代表権を持たない理事であっても副理事長・専務理事・常務理事と名乗る場合は善意の第三者に対して理事長と同一の責任が発生するということか。

- 表見代理については、これまでも民法の表見代理に関する規定が適用されると解されてきました。

- 今回の改正により一般社団・財団法人法第 82 条を準用し、代表権を持たない理事であっても、学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うことを明確化しました。

〔競業及び利益相反取引の制限（一般社団・財団法人法第 84 条・第 92 条）〕

Q7-3-1 理事がほかの学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか？理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

- 理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。
- このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q7-3-2 「競業」については、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合は、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するという解釈でよろしいか。

- そのような手続きを経てくださいということで差し支えありません。

Q7-3-3 理事が、学校法人が収益事業として経営するものと同じ業種の事業を営むことは「競業」にあたるのか？（例：学校法人が収益事業として不動産業を営んでいる際に、理事も不動産業を営んでいる場合／他の学校法人で学生寮の経営や損害保険事業などの収益事業に関わっている者を役員とする場合）

- 学校法人が収益事業として行っている事業と同業種の事業を理事が行う場合は競業に当たる可能性があります。例えば学校法人が不動産業を行っている場合、不動産業者である理事が別の不動産会社を営む場合などは競業となる可能性があります。

Q7-3-4 学校法人の理事が医療法人の理事長であり、学校法人が学生等の健康診断を当該医療法人に委託する場合でも利益相反に該当するか。また、この場合利益相反に該当するならば理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうなるか。会社法のように、相対的無効と考えるべきか。

- 御指摘のケースは利益相反取引に該当する可能性があり、理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。
- 理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については、無効であるが、第三者に対してはその者の悪意を証明しなければ無効を主張できない（相対的無効）ものと解されます。
- 当該取引について事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されます。

Q7-3-5 改正前の利益相反行為の規定は理事長や代表権を有する理事についてのみ適用されていたが、改正後の利益相反取引の規定は理事全員に適用されるのか？また、特別代理人は立てるのか？

- 利益相反取引の制限は、今回の改正により、代表権を有しない理事を含む理事全員が対象となります。
- 今回の改正により特別代理人の規定は削除されましたので、特別代理人の手続きは不要となります。改正後の規定に基づき、利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、承認を受けた上で、代表権を有する理事が法人を代表して取引を行うことで差し支えありません。

Q7-3-6 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、こういったタイミングで理事会に諮る必要があるか。

- まずは改正私立学校法の施行日が令和2年4月1日であるので、そのタイミングで行われる理事会に諮ることが考えられます。
- その後については、各学校法人の判断となりますが、毎年4月頃の理事

会、新しい理事が選任される際、任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、他の職の契約更新・改定時などがタイミングとして考えられます。

〔理事の監事への報告義務（一般社団・財団法人法第 85 条）〕

Q7-4 （質問なし）

〔監事による理事の行為の差止め（一般社団・財団法人法第 103 条）〕

Q7-5 （質問なし）

【評議員会の議事参与制限（第 41 条）】

Q8-1 （質問なし）

【評議員会からの意見聴取（第 42 条）】

Q9-1 評議員会への「諮問事項」は寄附行為に規定を置いているが、「議決事項」については規定を置いていない場合、規定を設けた方がよいのか。そこに評議員による「損害賠償責任の免除等の決議」も加えた方がよいのか。

- 寄附行為において評議員会の議決事項を設けるかどうかは、各法人の判断によるところとなります。
- 今回の改正により、役員の損害賠償責任の免除については、評議員会の決議を要することが法律によって規定されましたので（改正私立学校法第 113 条第 1 項）、必ずしも寄附行為に評議員会の議決事項として定めることを要するものではありません。現在、議決事項を寄附行為で定めている場合は、その中に損害賠償の免除に関する事項を追加するかどうかについては、各法人において判断されるべきものと考えられます。

【役員为学校法人に対する損害賠償責任（第44条の2）】

Q10-1 善意でも損害賠償責任を負わなければならないのか。

- 「任務を怠ったとき」は、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えた場合を指しますので、善意かつ無過失の場合は責任を負いません。
- このため、善意であっても過失がある場合には、損害賠償責任を負うこととなります。

Q10-2 悪意や重過失の場合も損害賠償責任が免除されるのか。

- 悪意又は重過失により学校法人に損害を与えた場合は、総評議員の同意があった場合に限り、損害賠償責任の全部又は一部免除が認められます。

Q10-3 読み替え後の一般社団・財団法人法第112条の総評議員の「同意」、第113条第1項の評議員会の「決議」、第113条の第4項の評議員会の「承認」と分けている意味は何なのか。諮問機関なので「同意」と統一すればよいのではないか。

- 一般社団・財団法人法の準用規定であるため、同法で使われている用語についても準用しています。

Q10-4 評議員会の決議による損害賠償責任の免除に際する評議員会の決議は、現在の私立学校法に定められている、寄附行為に定めを置くことで議決事項とし得る事項と同じ議決が必要という理解でよいか。

- 損害賠償責任の免除に関する評議員会の決議について、その手続等は私立学校法第41条の規定によることとなり、その意味において私立学校法第42条第2項により寄附行為に定めを置くことで議決事項とする事項と同じ議決が必要となります（損害賠償免除の決議は三分の二以上の多数が必要）。

Q10-5 諮問機関としての評議員会に決議をさせることになっているが、社員総会の社員と諮問機関の評議員と同じ意味で読み替えるのはおかしいのではないか。評議員会の性格をどう整理しているのか。

- 学校法人における評議員会は原則として諮問機関として位置付けられており、今回の改正においても私立学校法第 42 条は改正しておらず、その位置付けは変わるものではありません。
- 他方、同条第 2 項により、各法人の判断により、重要事項の決定について評議員会の議決を要するものとする事ができることとなっています。
- 今回の改正により、損害賠償責任の免除には評議員会の決議が必要となりますが、これは役員である理事を構成員とする理事会においてその免除を決議することは適当ではなく、学校法人に必置の機関であり卒業生など幅広い者から構成される評議員会の決議を要することとしたものです。
- 社会福祉法人や医療法人、一般財団法人、公益財団法人においては、損害賠償責任の免除に関し評議員会の決議が必要とされています。学校法人制度の評議員会はこれらの法人制度とは位置付けが異なりますが、上述の通り従前から議決を要するものとする事も可能となっており、今回の改正において損害賠償責任の免除を決議する機関として位置付けたものです。

Q10-6 どんな場合に役員に損害賠償責任が適用されるのか。それを寄附行為に定める必要があるのか。

- 役員が任務を怠ったことにより学校法人に損害が生じた場合に損害賠償責任が生じることとなります。詳しくは資料「役員の損害賠償責任 概要図(例)」を参照してください。
- 法律が直接適用されるため寄附行為に損害賠償責任の適用について定めることは要しませんが、責任の免除や責任限定契約について寄附行為で定めることができるとされている事項があります。これらについては、改正寄附行為作成例に規定例を記載していますので、参考の上、各法人において寄附行為変更について御検討ください。

Q10-7 学内理事（教職員）に対し役員報酬（理事報酬）として年間 40 万円を支払っている場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における「学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額」は 40 万円として差し支えないか。

- 理事が職員を兼務している場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における報酬、賞与その他の職務執行の対価には、役員報酬のみならず、職員としての報酬も含まれることとなります。
- このため、役員報酬の40万円だけではなく、職員としての報酬を含む額となります。

Q10-8 学校法人に発生した損害額が、最低責任限度額に満たない場合、役員は損害額の全額を負担しなければならないか。

- その通りです。

Q10-9 非業務執行理事とはどのような役割、立場の理事を指すのか。非業務執行理事は業務を掌理している理事を除くとされている。本法人では、いわゆる「学外理事（本務が別の会社である非常勤の理事）」についても、業務執行体制上、若干の分掌を割り当てているが、そのような一部でも掌理するような業務がある理事は、文言どおり「非業務執行理事」の対象とならないのか。

- 「業務執行理事」とは、①理事長、②理事長以外の者であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの、③学校法人の業務を執行したその他の理事のことをいいます。責任限定契約に係る規定の対象となる「非業務執行理事等」とは、理事のうち「業務執行理事又は当該学校法人の職員ではない理事」と「監事」のことをいいます。
- 学外理事についても、上記②に該当する場合には当然業務執行理事に該当し、③についても、単発的に業務を執行したのみであれば業務執行には該当しないと考えられますが、御質問にある「若干の業務の分掌」の内容によっては業務執行理事に当たる可能性があります。

Q10-10 責任限定契約書の例は示さないのか。

- 契約書の例を示すことは予定していません。

Q10-11 「理事等による免除に関する寄附行為の定め」又は「責任限定契約の定め」を寄附行為に設ける議案を評議員会に提出する際には、監事の同意を得る必要があると規定されているが、当該監事の同意はどのような方法で同意を取得することが想定されているか。「個別の同意書」、「当該議題を理事会で審議し監事が同意した旨を記録」などの方法が考えられるがどのような方法が適切であるか。また、上記について改正私学法施行と同時に当該内容の改正寄附行為を施行する場合、私学法施行前に当該寄附行為の改正について評議員会に諮ることになるが、改正私学法施行前であっても監事の同意を得ておくべきか。

- 監事の同意については、個別の同意書など、監事の同意の意思が明確に確認できる形で取ることが適切と考えられます。また、改正立学校法施行前でも、評議員会に諮る場合には監事の同意を得ることが望ましいと考えられます。

Q10-12 理事長の場合、賠償額が相当高額になることも想定されるが、学校法人が役員損害賠償について負担軽減する措置が必要なのではないか。学校法人も会社役員損害賠償責任保険（D&O）の対象となるのか

- 役員損害賠償に関する負担軽減措置としては、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害に係る保険契約（役員賠償責任保険契約）などが想定されます。
- 現在、会社法制の見直しの中で当該保険契約に関する議論が行われており、学校法人の役員についても、当該議論を踏まえて文部科学省において検討を行っています。
- なお、各保険会社が提供するいわゆる D&O 保険の対象については、各保険会社が設定するものでありますが、社会福祉法人については、社会福祉法において役員等の損害賠償責任が明確化されたことを受けて保険の対象となっているケースがあると承知しています。

Q10-13 役員が学校法人に対する損害賠償責任は、既に退職した者については負うのか。また、死亡している者も負うのか。

- 退職者については、在職時の任務懈怠により損害賠償責任を負うことがあり得ます。
- 役員本人が死亡している場合は、損害賠償責任は相続人に相続されます。ただし、相続人は被相続人の権利義務を放棄することが可能です。

Q10-14 寄附行為に定める責任限定契約の最低額はどのように定めればよいか。例えば数万円という金額でも構わないのか。

- 寄附行為における損害賠償責任の最低額については、各学校法人において、非業務執行理事等が担う職務の内容や役員報酬等を勘案して定めるべきものであると考えます。
- 例えば、数万円という最低額を設定した場合であっても、個別の責任限定契約における損害賠償責任の限度額を定めることにより、当該限度額と役員報酬額の2倍の金額の高い方の額までの責任を負うこととなり、個別の非業務執行理事等ごと限度額を設定することが可能です。
- 学校法人に損害が発生した場合に、役員が賠償責任を負わない場合は法人が損害を被ることとなりますので、上記の観点も踏まえて各学校法人において適切に設定してください。

Q10-15 責任限定契約について、学内外の理事とも役員報酬は無報酬となっているが、契約は締結できるのか。

- 学内で職員を兼ねている理事については、責任限定契約を締結することはできません。
- 学外理事で非業務執行理事等に該当する場合には、寄附行為に定めを置くことにより責任限定契約を締結することは可能となります。その場合、無報酬であっても、Q10-14の回答の通り、寄附行為の定め及び個別の責任限定契約の内容に応じて損害賠償責任が生じることとなります。

Q10-16 改正寄付行為作成例の最後にある責任の免除と責任限定契約に関する条文は、寄附行為のどの場所に置くのがよいか。

- 寄附行為のどの場所に置くかについては、各学校法人において判断される事柄となります（例えば、第5章の資産及び会計の中や第8章の補則の中に置くことが考えられます）。

【役員 of 第三者に対する損害賠償責任（第44条の3）】

Q11-1 善意かつ重大な過失がない場合とは、具体的にどのような場合か。

- 善意かつ重大な過失がない場合については、善管注意義務に従って業務を行っている場合はこれに当たりますが、具体的には個別具体の事案によることとなります。
- 例えば返済の見込みのない借入れや放漫経営による法人の破産については、悪意又は重過失により第三者に損害が生じるケースに該当する可能性があります。

Q11-2 「ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明した時は、この限りでない。」とあるが、この証明がなされたときの手続方法は規定しておく必要がある。ひな形の提示はあるか。

- 財務書類等の虚偽記載等を行った場合に注意を怠らなかったことの証明となりますが、その形式ではなく実態面から判断されることとなることから、方法についてひな形を提示することは考えていません。

【役員 of 連帯責任（第44条の4）】

Q12-1 連帯責任とは、損害の全額を連帯して負わなければならないということなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合、各自が学校法人又は第三者に対してその損害の全額について賠償する責任を負うこととなります。役員相互の内部関係においては、任務懈怠の軽重等に応じて負担部分が決まり、学校法人又は第三者に対して損害の全額を賠償した者は、他の役員に対し、求償することができます。

Q12-2 損害賠償責任の免除の規程との関係は、どうなるのか。連帯責任の場合でも免除額に差があるものなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合の各役員債務については、任務懈怠の軽重等に応じて負担分が決まるため、損害賠償責任の免除についてもこの負担分に応じて行われることとなります。
- 一部の役員が損害賠償責任が免除された場合の連帯債務の賠償義務については、不真正連帯債務となるものと考えていますが、個々の事案により裁判等を通じて判断されるものとなります。

【事業に関する中期的な計画等（第45条の2）】

Q13-1 私立学校法の改正により、認証評価の結果を踏まえて中期計画の策定をすることが義務付けられた。この法律の施行期日は令和2年4月だが、本大学の認証評価は2023年に行われる予定である。令和2年時点では「認証評価の結果を踏まえる」ことができないのだが、大丈夫なのか。

- 2020年4月に作成する中期的な計画は、直近最新の認証評価の結果を踏まえて作成することとなりますので、2023年の認証評価ではなく、過去に受けた最新の認証評価の結果を踏まえて作成する必要があります。また、事業計画についても、過去に受けた最新の認証評価の結果を踏まえて作成する必要があります。

Q13-2 中期的な計画は来年の4月1日の時点で策定・公表しなければならないのか。

- 中期的な計画は改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日の時点で作成する必要があります。施行日前に改正私立学校法に定める中期的な計画を作成している場合には、施行日時点で改めて作り直す必要はありません。なお、中期的な計画については、公表義務はありません。

Q13-3 中期的な計画の開示は求められているか。開示が望ましいとされる場合、計画期間中や終了時の検証結果についての開示も求められるか。

- 中期的な計画の開示・公表の義務はありません。

Q13-4 文部科学大臣所轄法人で大学のほか高校以下の学校も設置しているが、中期計画は高校以下についても考慮に入れて作成すべきか。幼稚園、中学及び高校の施設や財務等の記載も大学同様に収支状況に基づいて詳細に記載することになるのか。

- 法人全体としての事業に関する中期的な計画ですので、高校以下の学校も含めて作成する必要があります。現在作成されている単年度の事業計画は高校以下の学校も含んだ内容になっているかと思いますが、それと同様の考え方になります。
- ただし、認証評価の結果を踏まえて作成するのは大学の部分のみであること、今回文部科学大臣所轄法人にのみ作成義務を規定したこと等を踏まえれば、大学と高校以下の学校でその内容の具体性などに違いが出てくることはあって差し支えないものと考えられます。

Q13-5 中期的な計画の期間は原則5年とあるが、3年や7年でも問題ないか。

- 中期的な計画については、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすることを法律の施行通知の留意事項として示しています。
- このため、各法人の事情により5年未満の期間とすることで、直ちに私立学校法に定める中期的な計画としての要件を満たさなくなるものではありませんが、上述の趣旨を踏まえて期間を設定することが必要となります。

Q13-6 中期的な計画の計画期間中の修正は認められるか。修正が認められる場合、修正後の期間は「元の計画の終期まで」なのか「(5年とした場合)修正時から5年」なのか。

- 中期的な計画の計画期間中、事情変更が生じた等の理由により修正することは差し支えありません。修正後の期間についても、修正の程度等に応じ、各法人において判断される事柄と考えられます。

Q13-7 中期的な計画および次年度事業計画について、文部科学省から、策定が求められる内容を網羅したひな形や、再点検のためのチェックリスト等の参考資料を配付する予定はあるか。

- 文部科学省が中期的な計画や事業計画について網羅的なひな形やチェックリスト等を配布することは予定していません。
- 学校法人制度改善検討小委員会の報告においては、詳細な内容及び期間については、各学校法人の裁量に相当程度委ねることとし、「私立大学版ガバナンス・コード」に定めるべき内容を盛り込むことが期待されるとされています。

Q13-8 「認証評価の結果を踏まえて」とあるが、認証評価受審時の基準に沿って作成することになるのか。次期の認証評価受審を見据えて基準等を設定してよいのか。また、今後項目等の参考例を提示する予定はあるのか。

- 中期的な計画及び事業計画について認証評価の結果を踏まえて作成するに当たっては、直近の認証評価において指摘された改善事項等を踏まえることが必要となります。
- 中期的な計画については、教学、人事、財務、施設等に関する事項について、データやエビデンスに基づく計画として作成することを法律の施行通知で記載していますが、今後さらに詳細な項目等の参考例を示すことは予定していません。

Q13-9 中期的な計画の作成にあたっては、理事会による大学への不当な介入が生じないように、理事会が教職員の意見を十分かつ具体的に反映することが重要である旨の周知徹底を図るべきでないか。また、学校教育法上、大学が教育研究水準の向上に努める主体であることを踏まえ、学長以下教学組織が円滑な意思疎通と合意形成を図ることが重要であるにつき周知徹底を図るべきでないか。

- 中期的な計画の作成に当たっては、学内における教学面の意見も踏まえつつ、評議員会の意見を聴いた上で計画を作成することが重要です。また理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側とが、相互の役割分担を理

解し、協力し合いながら学校運営を行っていくことが重要であり、これらの点については周知を図ります。

【寄附行為の備置き、閲覧及び公表（第 33 条の 2、第 63 条の 2）】

Q14-1 （質問なし）

【役員等名簿、財務書類等の備付け、閲覧及び公表（第 47 条、第 63 条の 2）】

Q15-1 財務書類の備え置きや閲覧は法人本部事務所だけでなく、各事務所ということは、大学、短大、高校など各学校の事務室でそれぞれ閲覧できるように備え置く必要があるか。

- 登記された主たる事務所及び従たる事務所がある場合は、従たる事務所への備置きが必要となりますが、大学、短大、高校などの学校の事務室はこれらの登記された法人の事務所とは異なるものと考えられますので、その場合には備置きの必要はありません。

Q15-2 第 47 条で規定する貸借対照表、収支計算書は、私立学校法施行規則第 4 条の 4 の規程に基づき、少なくとも大学法人、短大法人においては、学校法人会計基準に従って作成した決算書類の原本またはその写しを事務所に備えて置き、閲覧に供するものとすべきでないか。以下の通り「様式参考例」を改めるべきではないか。

○「様式参考例」という名称を改め、作成の際に基づくべき「様式」とすること
○内容を学校法人会計基準の様式（第一～第十号様式）と同一のものにすること。それが不可能ならば、

- ・貸借対照表の注記を表示すること
- ・各書類の小科目を「…」として省略して表示していることは、大科目のみ記載すればよいということではなく、小科目も記載すべきものであることを明記すること
- ・各書類に付属する明細表、内訳表についても様式を示すこと

○財産目録についても、表示内容をより詳細に示すなど、積極的な公開を促すものとする

- 私立学校法第 47 条及び私立学校法施行規則第 4 条の 4 に基づき作成・閲覧に供する財務書類等については、多くの学校法人が学校法人会計基準に従い書類を作成している実態を踏まえ、様式参考例として学校法人会計基準の様式（小科目・注記を含む）を示しています。

Q15-3 文科省が平成 16 年 7 月 23 日付の私学部長通知で明記している「第 26 条第 3 項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となる」ことについて改めて周知すべきでないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでと取扱いが変わるものではありません。これについては改めて周知することとしています。

Q15-4 「役員等名簿」については、「理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿」と定義しているが、氏名だけではどのような人物か不明なので、所属・肩書・経歴等を積極的に記載することを周知すべきではないか。住所はどこまで詳細に書くべきか。具体的に記載すべき内容如何。

- 役員等名簿については、法律上は役員等の氏名及び住所が記載事項となっています。それ以上の情報の記載については各法人の判断となります。
- 住所については、原則として住民票に記載されている住所を記載します。

Q15-6 役員等の名簿は、当該会計年度における最新版を備え置けばよいか。

- 作成の日から 5 年間の備置きが必要となります。最新版を含め、該当する役員等名簿を備え置くことが必要となります。

Q15-7 役員等名簿の備付け・閲覧については、インターネットで公表することをもって備付け及び閲覧に供しているとする事ができるか。

- 役員等名簿を含む財務書類等の備付け及び閲覧については、文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年文部科学省令第 31 号）により、電磁的記録により行うことが可能となっています。
- このため、各事務所において請求があった場合に、電磁的記録による場合

を含め財務書類等を閲覧できる環境が用意されていればよいこととなります。

【役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）】

Q16-1 既に役員報酬基準を作成している法人も評議員会の同意が必要か。

- 現在作成されている役員報酬基準が評議員会の意見を聴取の上作成されている場合には改めて聴取し直す必要はありません。
- 現在の基準の作成に当たって評議員会の意見聴取が行われていない場合には、施行日までに意見聴取を行う必要があります。
- 法律上は評議員会の「意見を聴く」ことが必要となりますので、各学校法人の寄附行為に基づき、評議員会において必要な手続を経て基準を作成してください。

Q16-2 役員に払われている日当は「報酬」に該当するか。

- 業務の対価として位置づけられているものは該当します。交通費等の実費相当額は該当しません。

Q16-3 役員と職員を兼ねている場合、職員として支払われる給与は役員報酬に含まれるのか。

- 職員として支払われる給与が職員給与規程に基づき支払われるなど、明確に分かれている場合には役員報酬には含まれません。ただし、役員報酬基準作成の趣旨に鑑み、役員が受け取る報酬額が不当に高額となることは適当ではありません。

Q16-4 役員報酬基準はいつまでに策定・公表すればいいのか。

- 役員報酬基準は、評議員会の意見を聴いた上で、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日時点で作成・公表する必要があります（公表は文部科学大臣所轄法人のみ）。

Q16-5 役員報酬基準の具体的な内容如何。抽象的な支給基準を策定して、不当に高額な報酬を得ることがないようにすべきではないか。

「執務状況に鑑み、理事会で決定する」という内容でよいか。

報酬額の決定経緯のみの公表でよいか。金額の上限を定めるだけでよいか。

- 私立学校法施行規則第4条の5において、報酬基準に定める事項として「報酬等の金額の算定方法」を規定し、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか説明できる内容とすることを求めています。
- その上で、役員報酬基準の参考例を作成し、これを参考にされたいことを周知することとしています。

Q16-6 評議員、顧問、参与等の役職については、報酬基準を定める必要はあるか。今回の改正私立学校法で求められているのは役員の報酬基準のみか。

- 今回の法改正で求められているのは役員の報酬基準となります。
- なお、これらの者に対する報酬についても、報酬規程を定めた上で支払われるべきものであることはこれまでと同様です。

Q16-7 給与、退職金、旅費について、一般職員の基準を役員にも準用している。その場合は一般職員の基準を公表する必要があるか。

- 役員の報酬基準の実態が分かるような形で公表される必要がありますので、他の規定を準用している場合には、準用されている内容が分かる形で公表することが求められます。

Q16-8 役員に対する報酬等の支給の基準は、制定又は一部改正の日から5年間備え付けておけばよく、5年間を超えた場合に備え付けていなかった場合は罰則の対象にならないか。

- 役員報酬基準の備置きは作成の日から5年間となります。5年間を超えた場合であっても、その時点で適用されている役員報酬基準は備え置くことが適当です。

- なお、最新の役員報酬基準はインターネットでの公表が必要となります。

Q16-9 役員に対する報酬等の支給の基準の参考例第4条<例3>にある「常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）」とは、常勤役員全員の報酬総額なのか、常勤役員一人の報酬総額なのか。

- 常勤役員一人の報酬総額（年額、賞与を含む。以下同じ。）になります。常勤役員一人当たりの報酬総額の上限を定めた上で、それぞれの常勤役員の報酬額は理事会で決定するという算定方法を参考例として示したものです。
- 役員全員の報酬総額を定めた上で、その範囲内において理事会が各役員の報酬額を決定するという規定は、どのような過程を経て各役員の報酬額が算定されたかを示す算定方法として不十分であるため、認められません。

（参考：社会福祉法人における役員報酬基準の運用）

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

② 報酬等の金額の算定方法

- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

Q16-10 役員の報酬について、寄附行為で無報酬であることを定めれば、役員報酬基準を策定する必要はないか。

- 御質問のとおり、寄附行為において無報酬と定めた場合については、法令により作成が義務付けられた寄附行為により無報酬であることが確認できる

ため、役員報酬基準を別途策定する必要はありません。

【情報の公表（第 63 条の 2）】

Q17-1 今回の改正が情報公開をさらに推進するためのものであること、各学校法人には積極的な情報公開が求められていることを周知すべきではないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでも周知してきており、これからも周知していきます。

Q17-2 公表すべき情報は、各大学等のHPにアクセス制限なくダウンロード・印刷できる形式で掲載しなければならないこととすべきではないか。

- 公表資料については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいことについて周知しています

Q17-3 公表すべき書類の内容は、第 47 条で作成・備置・閲覧に供することが義務付けられる書類の写し、もしくは原本と同等の内容を公表しなければならないこととすべきではないか。

- 私立学校法第 47 条第 1 項及び第 2 項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、同法 63 条の 2 及び私立学校法施行規則第 7 条に基づき公表する書類の内容は同一の内容であることについて周知しています。

Q17-4 公表の対象となる貸借対照表については注記ならびに各明細表が含まれること、収支計算書には資金収支計算書、活動区分資金収支計算書・各内訳表、事業活動収支計算書・内訳表が含まれることを確認すべきでないか。

- 参考様式例として、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書（注記含む）を示すとともに、附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報の公開に努めることとしています。

Q17-5 公表対象の書類から財産目録は除外すべきでないのではないか。

- 財産目録は、文部科学大臣所轄法人ではほぼ 100%の法人がホームページ等で公表しているという実態を踏まえ、公表対象の書類として規定したものです。

【清算人の選任（第 50 条の 4）】

Q18-1 （質問なし）

【その他】

Q19-1 理事と評議員の兼務の是非についての指針や、理事会の審議事項、各理事の担当業務については規程で定めたほうがよいか。

- 御指摘の点については各法人において明確にすべき事柄と考えられますが、それらを規程で定めるかどうかについては各法人の判断であると考えます。

Q19-2 今回の改正で第 38 条第 5 項について「(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)」という文言が削除されているが、この改正の意図は何か。

- 改正私立学校法第 26 条の 2 で職員の定義規定を置き、「以下同じ」としたことから、第 38 条第 5 項からは定義規定を削除したものであり、技術的な修正となります。

私立学校法改正の国会審議における主な議事概要

1. 総論

○宮川典子君

学校教育法等の一部を改正する法律案について伺います。

日本の教育予算は対処療法的予算から投資するための予算に変わったと申し上げました。投資をするからには、それに見合う成果が必須であると考えます。

この成果を上げるためには教育の質保証やガバナンス改革などの大学改革が不可欠と考えますが、その具体的方策を柴山大臣に伺います。

今後、さらなる形での高等教育機関の機能強化こそが必要です。大学統合など、さらなる組織再編が進むことが予想されます。しかし、今のままの大学が単に一緒になったとて、機能強化にはつながりません。重要なことは、戦略を持って、各大学の強みを生かした連携、統合を進めることです。また、大学は、年齢区別主義から脱却し、十代からはもちろんのこと、年齢に関係なく、誰もが学べる本物の学び直しやリカレント教育の場として早急に整備を進めることが必要です。

柴山大臣、いかがでしょうか。

今こそ、組織のガバナンス強化、つまり組織の運営体制の強化が必要です。

昨今の大学の不祥事案において、理事長のリーダーシップのみが問題視されることがあります。しかし、私が考えるに、問題は、その人が理事長に足る資質を持つ人物なのかが不明瞭であること、的確な能力を持って組織を経営していくためのシステムが整備されていないことの二点ではないでしょうか。

私立大学は今や大学全体の七割を占めており、今回のガバナンス改革は高等教育全体の質の向上に直結するものと考えますが、改革に向けた柴山大臣の決意を伺います。

○柴山文部科学大臣

(柴山イニシアティブの説明の後)この改革を実行するため、学校教育法等の一部を改正する法律案においては、大学等の認証評価において、基準に適合しているか否かの認定を行うことを義務づけること、一つの国立大学法人が複数の大学を設置する場合などに、大学の判断により経営と教学の分離を行えるようにすること、学校法人における役員職務及び責任に関する規定を整備するなどのガバナンス改革を図ることなどを規定しています。

【平成31年3月14日(木)衆・本会議】

○城井崇君

私立学校法の一部改正について伺います。

私立学校のガバナンス改革は、私学の多様性や建学の精神を尊重した改革であるべきです。私立学校法の改正では、管理運営体制の強化、中期計画の作成、情報公開のあり方など、多くの変更が盛り込まれていますが、規模や成り立ち、経営等が多種多様である学校法人においてふさ

わしい規定だと言えるのでしょうか。

私立大学版ガバナンスコードの策定準備が進むなどしておりますが、私立学校の現場での努力では不十分との認識が、文部科学大臣に伺います。

○柴山文部科学大臣

次に、私立学校法の改正についてのお尋ねであります。私立学校は、質、量両面にわたって我が国の学校教育において重要な役割を果たしております。

この私立学校が社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるためには、自律的で意欲的なガバナンスの強化や法人経営の強化が必要だと考えます。

このため、本法案においては、役員責任の明確化、監事機能の充実等の改正を通じ、ガバナンスの強化を図ることとしております。

今後、御指摘のあった私学の多様性等も踏まえ、実際の制度運用に当たっては、私立大学版ガバナンスコードの策定を始めとして、個々の法人に応じた自律的な取組が行われるよう、改革を適切に進めてまいります。

【平成31年3月14日(木)衆・本会議】

○鰐淵洋子君

学校法人の健全な経営の確保とガバナンス強化についてお伺いをしたいと思います。

私立大学は、約四割が定員割れとなっております。今後、さらなる少子化が見込まれるとともに、社会のグローバル化や高度化などが進展する中で、私立大学が引き続き我が国の大学教育において重要な役割を果たし続けるためには、学校法人の経営の強化に取り組み、学生が安心して学べる環境の整備が喫緊の課題であると思っております。

学校法人については、運営面での課題のある法人もあると聞いておりますけれども、今回の法改正によりましてどのような改善がなされるのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○白間私学部長

今御指摘ございました私立大学を設置する学校法人につきまして、今後、社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けていくためには、自律的で意欲的なガバナンスの強化、また法人経営の強化ということが必要であり、課題であると思っております。

このため、本法案におきましては、学校法人や第三者に対する損害賠償責任ですとか、また、役員善管注意義務を始めとする役員責任の明確化、また、理事の行為の差止め請求や理事の監事に対する報告義務を始めとする監事の機能の充実、こういったことを規定いたしまして、ガバナンスの強化を図ることとしていただいております。

【平成31年3月22日(金)衆・文科委】

○中川正春君

次に、私学の問題についてお尋ねをしていきたいと思っております。

喫緊の課題について二つほど問題提起をしていきたいと思うんですが、一つは、先ほどちょっと

話が出ましたけれども、〇〇大学や△△大だけじゃなくて、次から次へと不祥事が続いて、私学のガバナンスというのが問われる事態が続いています。もう一つは、少子化で学生数が減少していることに加えて、東京への一極集中が加速をして、地方の中小大学の経営基盤というのが急激に崩れてきているということ、この二つの課題というのが大きくあるんだらうというふうに思うんです。

今回の法案改正にこの二つの問題というのどのように反映されているのか、まずそこから説明をしていただきたいと思います。

○柴山文部科学大臣

そもそも私学は、独自の建学の精神に基づき、個性豊かな教育・研究活動を展開するとともに、在学者数が全学生の約七割を占めるなど、質、量両面にわたって、我が国の高等教育において重要な役割を果たしております。

この私立大学が、今おっしゃった、十八歳人口がとりわけ地方において減少する厳しい経営環境の中にあります。そういう中で、社会からの信頼と支援を得て引き続き重要な役割を果たし続けるためには、まさしく先ほど申し上げた、自律的ではあるけれども意欲的で信頼の置けるガバナンスの強化や法人経営の強化が必要になってくるかと思えます。

このため、本法案においては、まず、学校法人や第三者に対する損害賠償責任を始めたとある役員の責任の明確化、理事の行為の差止め請求を始めたとする監事の牽制機能の強化、文部科学大臣所轄法人に対する認証評価の結果を踏まえた中期的な計画の策定の義務づけなどの改正を通じて、ガバナンスと経営力の強化、これを両方図ることとしております。

さらに、私学の多様性などを踏まえて、私立大学版ガバナンスコードの策定も推進をさせていただくことによって、個々の法人に応じた自律的な取組が行われるような改革をぜひ進めていきたいと考えております。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○笠浩史君

今回の私立学校法の改正ということ、こういったとんでもない学校法人なりが出てきたときに、果たして今回の法改正で、あるいはどういった形で対応するのかということが、こういったケースはきちとした形で網をかけていく、あるいは是正をしていくことが今回の法改正でできるんでしょうか。お答えください。

○白間私学部長

今回の改正法におきましては、自律的で意欲的なガバナンス改善を図るという趣旨から、役員の職務、責任を明確化する、また、監事の牽制機能を充実する、また、情報公開を充実することなどを、改正を通じましてガバナンスの強化を図ることとしております。

また、監事、外部理事につきましても、学校法人についてのチェック機能、また、外部の視点を取り入れるという視点から、こういったことについても大変重要な役割を果たしていることから、牽制機能の強化、監査体制の充実なども進めてまいりたいと考えております。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○初鹿明博君

今回の学教法、私学法の改正を見ても、創業者が理事でも評議員でもないようなオーナーが経営に関与をしていることを防ぐような手だてがなかなかとれないんじゃないかと思うんですよね。今でもこの創業者の方は、ことしの四月の入学式にも出ていたそうでもあります。去年の年度末の三月二十何日かにも学校で講演を行っていたということも聞いております。こうやっていまだに関与しているんですよ、補助金減らされても、それはやはり問題ですよ。この創業者を、では私学法でどうやって排除できるのか、今の法律で排除できるようになっているのか、そこを伺います。

○柴山文部科学大臣

おっしゃるように、そもそも、そういう当該元理事長が排除されないのに私学経常費補助金のカットをしたら、より一層首が回らなくなるという御指摘でありますけれども、ただ、我々としたしましては、この元理事長はそもそも役員の欠格事由に該当しているにもかかわらず法人の経営、教育に関与させてしまったということについては、極めてゆゆしきことだと思っております、そういうことがないように指導しているわけなんですけれども、この補助金の減額措置というのは我々の指導のやはり守らせるためのツールでありますので、その補助金カットという仕組み自体はやはり我々としてはしっかり行使しなければいけないということだと思っております。

ただ、それにもかかわらず、実際にきいていないじゃないかということもおっしゃるとおりでして、だからこそ、今回の私立学校法の改正において、その当該元理事長に対してではなく、その息がかかれた役員の方々が何かおかしいことをした場合に、その当該現役員の責任の明確化、あるいは監事の牽制機能の強化、そういったことを通じて、学校法人全体のガバナンスの強化や適切な法人運営の確保が図られるというように考えております。

いずれにいたしましても、我々としては、今の御指摘も含めて、当該学校法人に対する調査、そしてしっかりとした指導を徹底していきたいというように考えております。

【平成31年4月17日(水) 衆・文科委】

○新妻秀規君

昨年十二月二十八日に関係閣僚で合意された幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針には、「大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。」と示され、この方針を更に詳細に示した高等教育・研究改革イニシアティブには、国の責任において、意欲ある若者の高等教育機関への進学機会を確保するとともに、高等教育・教育機関の取組、成果に応じた手厚い支援と厳格な評価を徹底することにより、教育、研究、ガバナンス改革を加速すると明記されています。

機関要件には、教育を継続的、安定的に実施できることとあり、大学等に対し健全な経営を保つよう求めています。経営を含む大学改革、ガバナンス改革は喫緊の課題です。多くの留学生が行方不明になったり、入学試験で不正が行われたりなど、大学等の社会的信頼を揺るがす不祥事が相次ぎ、意思決定やガバナンスの在り方に対し国民から厳しい視線が注がれています。どのようにして大学等に対し、健全な経営、そしてガバナンス改革を促していくのか、伺います。

○柴山文部科学大臣

経営の要件及び健全な経営とガバナンス改革についてのお尋ねであります。今回の支援措置では、教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学などについて実質的に救済がなされないことがないよう、対象となる大学等に一定の経営要件を設けることとしております。支援を受ける学生が安心して勉学を修めることができるよう対応してまいります。

また、文部科学省としては、学校法人に対する経営指導を強化するとともに、今国会に学校法人の管理運営制度の改善等に向けた法案を提出し御審議をいただいているところでありまして、これらの施策を一体的に推進することで学校法人の健全な経営確保とガバナンスの強化を促してまいります。

【平成31年4月19日(金) 参・本会議】

○高木かおり君

本政府案は、今後、拡充して、支援の範囲を広げていくというようにお聞きしています。大学教育が万人に開かれる、大学で学びたい人が将来の借金の不安なく学ぶことができるということは、未来への投資でもあります。それには、大学自体も投資し得る対象でなければなりません。今求められている大学の役割をもっと明確化し、大学の存在意義を国民の皆様にご存知いただくことが肝要です。

ところが、今、大学が自らその存在意義を放棄したかのような事件が発生しました。〇〇大学では、外国人留学生約一千四百人が行方不明になり、悪質な大学経営が行われてきたことが指摘されています。これは氷山の一角でしかなく、ほかにも、大学の延命策として留学生を使っているという事例もあります。このような高等教育機関に対しては、文部科学省による適切な指導を行う必要があります。文部科学大臣、学校法人としての制度を悪用し不適切な経営を行う大学に対して、経営ガバナンスを高めさせるためにはどのようにすべきとお考えでしょうか。御見解を伺います。

○柴山文部科学大臣

学校法人のガバナンス改革のお尋ねであります。これも、おっしゃるとおり、私立大学が社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるためには、自律的で意欲的なガバナンスの強化や経営力の強化が必要であります。

このため、役員責任の明確化や監事の牽制機能の強化などを内容とする私立学校法改正案により、ガバナンスの強化を図ることとしております。これに加え、経営指導の強化や、管理運営が不適正である学校法人の私立大学等経常費補助金の減額などを通じて、法人運営の改善、適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

【平成31年4月19日(金) 参・本会議】

○初鹿明博君

まだまだこれから、いろいろ、本当にどう学校運営がされていたのかということの実態を解明していかなければならない状態、状況なんだと思いますが、先般通りました私学法の改正において、

では、理事長でも理事でもない創業者という方が、こうやって実際の運営権を持っていて、理事会や評議員会の過半数を自分のシンパで占め、さらには監事も、それぞれ自分の意のかかった理事長に指名させることができるわけだから、自分の身内で固めることができるというのが今の法律ですよ。

この法律の中で、果たして本当に、ある意味大学を運営するに当たって適切ではないと思うような、そういう経営者の排除ということが出来るんだらうかということが、いささか私は疑問なんですけれども、今の私学法の枠組みで、こういう今の運営体制というのを改めさせるということは本当にできるんでしょうか。

○柴山文部科学大臣

文科省は、当該学校法人において、平成二十年以降、この元理事長が〇〇大学の運営や教育に関与していると思われる事例が断続的に発生したことから、継続的に指導を行うとともに、私立大学等経常費補助金の減額措置をとってきたところでありまして、まず、こうしたペナルティーの仕組みはやはりしっかりと行使していく必要があるというふうに考えます。

ただ、それにもかかわらず経営が改められないということであれば、今回の私立学校法改正案において、現に役員である者が不正な行為を行った場合の損害賠償責任ですとか、理事から監事への報告義務を今度新たに課することといたしましたので、役員責任の明確化ですとか監事の牽制機能の強化によって、そういった事態を是正するということが期待されるものと考えております。

○初鹿明博君

以前にも指摘しましたが、補助金の減額をしても、経営者がかわらなければ、むしろ、その減額された分をいかにして取り戻すかという発想になって、よりあくどいことをしかねないわけですから、やはりここは経営陣を刷新させる、それを文科省がかなり強く求めていくことは私は非常に重要なんだと思います。

そうでないと、仮にこのままひどいことになれば、それはそれで今通っている学生も本当に不利益をこうむりますし、また、例えば認可を取り消すということもやろうと思えば文科省としてできないことはないと思いますが、それをやってしまうと、本当に今通っている学生たちは、では卒業はどうするんだとか、今までの、学歴として残るわけですから、そこがどうなるんだとかいうことも心配になってくるでしょうから、そうならないように、運営がきちんとできる経営陣に刷新するように徹底して文科省として取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柴山文部科学大臣

全く御指摘のとおりだと思います。

これは仮定の話ですけれども、仮に、我々の繰り返しの指導にもかかわらず、自主的な改善が当該学校法人に望めないということであり、その運営が著しく適正を欠くと認められるなどの場合には、私立学校法第六十条に命じる措置命令や役員解任勧告などの法的措置を講じるという制度はございます。

いずれにいたしましても、こういったことも踏まえつつ、文部科学省としては、適正な学校運営が

なされるよう徹底した指導を行っていきたいと考えます。

【平成31年4月26日(火) 衆・文科委】

○今井絵理子君

この法律案によって、大学のガバナンスであったり、また教育の質について主に質問させていただきたいんですけども、教育基本法は、大学については、自主性であったり、また自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならないと定めております。しかし、公共性であったり、また公益性を伴う以上、学生を始めとする国民から信頼される学校運営を行わなければならないと私自身思っております。そして、この運営は透明性のあるものでなければならないと感じておりますが、まず初めに、今回のこの改正案に至った経緯や、また問題意識について大臣のお考えをお聞かせください。

○柴山文部科学大臣

(柴山イニシアティブの説明の後)この改革を実行するために、学校教育法等の一部を改正する法律案においては、認証評価において基準に適合しているか否かの認定を行うことを義務付けること、一つの国立大学法人が複数の大学を設置できるようにするとともに、一法人複数大学の場合や大学の管理運営の強化を図るなど特別の事情がある場合に大学の判断により経営と教学の分離を行えるようにすること、学校法人における役員の職務及び責任に関する規定を整備するなどのガバナンス改革を図ることなどを規定しております。

○今井絵理子君

今回の法案は、四つの法律の改正案ではありますが、私立学校法の改正についてちょっとお尋ねしたいと思います。

私立学校は、学校法人という民間団体である一方、私学助成金が投入されていたり、また、今後は無償化の対象として間接的ではありますが多額の税金が投入されることになることから、より一層信頼性のある学校運営が求められることとなります。また、最近では私立大学の不祥事が立て続けに明らかになって、このようなことが繰り返されないようなガバナンスが確立されなければならないと思っております。

今回の改正では、これまで明確に規定されていなかった学校法人における役員の職務に関する規定が明記されるなど、その内容を見ると、むしろ今まで規定されていなかったことに驚きを覚えます。当然の法改正とも言えますが、この法改正の大きなテーマの一つである公益性を担うにふさわしい国民から信頼される大学運営がこの法改正によって担保されるとお考えでしょうか。

○白間私学部長

今回の私立学校法の改正でございますけれども、その背景として、今御指摘のございましたように、十八歳人口が減少する厳しい経営環境の中で、私立学校が社会からの信頼と支援を得て引き続き重要な役割を果たし続けるために、自律的で意欲的なガバナンスの強化、こういったことを図る必要があるということからでございます。

このために、今回の改正案では、自主的な運営基盤の強化を図るための改正規定、また設置する私立学校の教育の質の向上を図るということのための規定、また運営の透明性の確保を図ると、こういったことのための具体的な規定を設けているところでございまして、これにより私立学校のガバナンス等の向上が期待されると、このように考えているところでございます。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

2. 学校法人の責務の明確化

○ 関係条文

◆ 第24条

「学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。」

○ 中川正春君

いろいろな不祥事、この事態が次から次へと起こっているということに対して、さっき大臣が言われたのは、第二十四条、学校法人の責務なんかの中で教育の質の向上と運営の透明性の確保を規定したり、あるいは認証評価の結果を踏まえて事業に関する中期的な計画を作成することを、これは学校法人として、ということは理事会を中心とした組織で法定化をしている、だからガバナンスがこれで強化されるだろうと言っているんだと思うんです。

もう一つ、学校法人と学校という関係からいえば、大学の運営自体は、でき得る限りその自治権を尊重して、適切な緊張関係を持って運営されるということが望ましい。これは理事会と学校という関係、これを捉えて言っているんです。自治権というものは、どちらかというと、学校法人の方じゃなくて、学校自体の、教育の中身をやっている学校なんだと思うんですね。

特に、最近の不祥事から指摘できる問題というのは、大学法人側の理事長や理事が、さっきお話が出ましたけれども、職務を逸脱して、そして大学の公正な運営にさお差して大学の信用失墜をもたらしてきたという、その構造があるんだと思うんです、今。

さっきの条文というのは、学校法人権限の強化と大学自治への介入の正当化を法定しているようなもので、理事会そのものの体質とそれからその運営が問われているにもかかわらず、その役割を強化するという、透明化はわかります、透明化はわかるけれども、その役割を強化するというのは、これは理事会自体のいわば改革から逸脱しているんじゃないかというふうに思うんですよ。

そういう意味で、この理事会をどうするかという政策が必要なんじゃないかというふうに私は推察するんですけれども、大臣、どう思われますか。

○ 柴山文部科学大臣

確かに、今般の私立大学の不祥事、理事会が大学の運営に介入をするという側面もあります。だからこそ、役員の損害賠償責任ですとか、役員の不正行為等に対する監事の差止め請求に係る規定の新設などの改正も行ってあります。

これによって、例えば、理事会が学校法人運営を適切に行わなかったり、監事が理事会の不適切な運営に対して対処しなかったというような場合には、理事や監事自身が損害賠償責任のリスクを負うことになります。やはり理事会や理事に対する牽制ということが高まっていきます。

他方、平成二十六年の学校教育法の改正によって、学長のリーダーシップを強化する教学面でのガバナンス改革も行ってありまして、大学改革を推進する上では、経営陣のリーダーシップによっ

て迅速かつ大胆な取組を実行していくことも必要なんだろうというように思っております。

ただ、理事会が強化されるとか経営の基盤を確保するというのが、学問の内容について何か口を挟むというような仕組みにはなっていないわけでありまして。理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側が、法律に基づく相互の役割分担を理解し、協力し合いながら学校運営を行っていくことが期待されるし、それが法の趣旨であるというように考えております。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○ 吉川元君

今回の私立学校法の改正、私立大学を舞台に、それも経営トップの理事長、それから大学トップの学長などが中心になった不祥事が相次いだことを受け、学校法人の公共性や透明性を促進させる目的のものというふうに理解しております。事実、役員の職務の明確化、あるいは監事機能の強化、情報公開など、一定評価できる点もあろうかというふうに思います。

ところが、法案の条文でいいますと二十四条、これは新設になりますけれども、これまで学校法人制度改善検討小委員会の議論、あるいは報告書、これは二〇一九年、ことしの一月七日に出されているようですが、そこには全く見られなかった内容が登場しております。この二十四条を新設した目的は何でしょうか。

○ 白間私学部長

私立学校は、独自の建学の精神に基づきまして、個性豊かな教育・研究活動を展開するとともに、質、量両面にわたって我が国の学校教育において重要な役割を果たしているというものでございます。

この私立学校が社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるためには、自律的で意欲的なガバナンスの強化、また、法人経営の強化、これが必要だと考えております。

そのために、今回、私立学校のガバナンス強化方策全体の趣旨、内容を踏まえまして、自主的にその運営基盤の強化、また、設置する私立学校の教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図ることを努めることを二十四条において規定するというようにしたところでございます。

○ 吉川元君

私自身は、条文の内容は非常に問題だと感じております。まず、学校法人は自主的にその運営基盤の強化を図る、こういうふうにした点がちょっと問題なんじゃないか。

何回か指摘をしてきましたけれども、私立学校振興助成法制定時の附帯決議では、私立大学の経常費に対する私学助成の補助割合を速やかに二分の一とするとされておりましたが、一九八〇年度は二九・五％、これがピークでありまして、現在は一〇％前後で推移しております。

附帯決議を無視するかのような、私は非常に無責任だというふうに思いますけれども、この姿勢に加えて、さらに、自主的に運営基盤の強化を図ると条文に盛り込むことは、私立大学の経常費補助を減らし続けてきた現状を追認し、更に削減する意図を含んでいるようにも見えます。この自主的な運営基盤の強化を条文に盛り込んだ意図を教えてください。

○白間私学部長

先ほど御答弁させていただきましたように、今回、私立学校におきまして、学校法人として社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるために、みずから意欲的なガバナンス強化、法人経営の強化を図ることが必要でございます、そのために、学校の管理運営に関する規定を持ってあります私立学校法において、自主的にその運営基盤の強化を図るということも責務規定として設けたということでございます。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○畑野君枝君

私立学校制度は、学校を設置する法人と設置された学校の運営が法律上区別されて、経営と教学の適切な緊張関係と協力関係のもとで発展してまいりました。

しかし、一部の私立大学ではありますが、理事長のワンマン経営や同族経営などで、専断的な学校運営が行われる事態が存在しています。

こうしたもつとで、今回、私立学校法に、第二十四条、法人の責務、「学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。」との規定を新設するとしております。この規定は理事会や理事長の権限を法的に担保することになり、専断的な大学運営が拡大するのではないかとこの危惧が寄せられております。

この規定を新設する目的は何ですか。また、「その運営基盤の強化」、「その設置する私立学校の教育の質の向上」、「その運営の透明性の確保」と、「その」が三つもあるんですけれども、これは何を指していますか。

○白間私学部長

私立学校は、独自の建学の精神に基づきまして、個性豊かな教育・研究活動を展開するとともに、例えば、私立学校においては在学者数が全学生の約七割を占めるなど、質、量ともにわたって我が国の学校教育の上で重要な役割を果たしておるものでございます。この私立学校が社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるためには、自律的な、かつ意欲的なガバナンスの強化、また法人経営の強化が必要と考えております。

このため、今回新設する二十四条で、今委員御指摘のような責務規定を、私立学校のガバナンス強化方策全体の趣旨、内容を踏まえて、新設をすることとしていただいております。

なお、御指摘の「その」についてでございますけれども、これは、第二十四条の冒頭にございます学校法人、これを指しているものでございます。

○畑野君枝君

〇〇大学では、この施行通知を根拠に、これまで行われてきた教職員による学長選挙を廃止し、評議員会の意見を聞いて理事会が選任する方法に変更されたということです。理事、評議員、教職員が連署で三名の学長候補を推薦したが、学長選考委員会が現職の学長一名だけを理事会に推薦し、理事会がその学長を新たに選任するということです。

また、△△大学では、学長選挙が二〇一五年に廃止され、理事会が一方的に学長を選任しています。翌年には教授会規程が変えられ、教授会を、審議時間一時間で年四回までと開催を限定している。三つの学部を一つに改組することも教授会の合意なく強行し、担当教員の配置も理事会が一方的に決め、単位認定も教授会には行わせないなど、教授会の形骸化が進められていると。

二〇一四年通知を根拠に私立大学でこのような事態が起こされているということについて、どう考えますか。

○白間私学部長

御指摘の記載につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、私立大学の学長選考においても、建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することが重要であるとの観点から記載をしたところでございます。

私立大学における学長等の選考におきまして、学校法人の理事会と大学との関係をどう位置づけるか、これは大学の設置者である各学校法人の判断するところによりますが、一般的には、意思決定機関である理事会が、その権限と責任のもと、教学部門の意向も踏まえながら運営していくことが重要である、このように考えます。

その上で、学長選考に関しては、学校法人の最終的な意思決定機関は理事会でありますことから、選考の方法も含めて、理事会が任命権者として責任を持って決定すべきものでございます。

また、教授会に関しましては、平成二十六年の学校教育法の改正によりまして、決定権者である学長等に対して意見を述べる関係にあるということが明確化されたところでございます。

いずれにしても、理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側とは、法律に基づく相互の役割分担を理解し、協力し合いながら学校運営を行っていくことが重要である、このように考えているところでございます。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○吉川元君

もう一点、新設された二十四条について尋ねます。

学校法人、恐らくこれは理事会がこれに該当するというふうに思いますけれども、この学校法人、条文では、教育の質の向上を努力義務として求めている、そういう条文になっております。

教育施設の整備、これはもちろん経営側の責任とやっていかなければいけないというふうに思いますけれども、教育課程の編成を含む教育の質、最近何か文科省は盛んに教育の質、教育の質という言い方をするようになってきているんですけれども、これについては学校法人ではなくて教学に責任を負う大学側の役割のはずです。学校法人に求めるということは、理事会の大学への関与を必要以上に高めるだけでなく、理事会を大学の上位に置くことになりかねないと懸念をいたしますけれども、この点はいかがですか。

○白間私学部長

今回のこの責務規定でございますけれども、これは私立学校法の目的の範囲内におきまして、今回の改正事項、例えば学校法人の責務を明確化した上で、役員の職務、責任の明確化、また監

事の牽制機能の強化、情報公開の充実、こういったことを図るというものでございます。

また一方で、私立学校法におきましては、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」ということとされておりますし、学校の意思決定機関は理事会である一方で、学長は教育・研究活動全般について責任を負うということも規定をされているところでございます。

今回の法案は、私立学校法に基づく理事会の権限と学校教育法に基づく学長の権限、これらの関係について変更を加えるものではないでございますので、理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側とが、本法律に基づく相互の役割分担を理解し、協力し合いながら学校運営を行っていくということが引き続き重要である、このように考えているところでございます。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○吉川元君

私立学校法に新設される二十四条について、学校法人すなわち理事会が教育の質の向上にまで責任を負うことになると、理事会を大学の上位に置くことにならないかと質問したところ、私学部長は、理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側とが、本法律に基づく相互の役割分担を理解して学校運営に当たると答弁をいたしました。

先ほど、大臣かどちらか忘れましたが、同じようなことを答弁されていたと思いますけれども、今回の法改正で役割分担を規定する条文などは見当たらないように思います。本法律に基づく相互の役割分担というのは一体何なんですかということが一つ。

それから、教育の質について、法人側が責任を負うべきは財務やあるいは教育施設の充実などであって、教育課程の編成など校務にかかわる部分は大学側である、そういう理解でいいのかどうか、確認をいたします。

○白間私学部長

御指摘の、法律に基づきます理事会と学長の役割分担についてでございます。

まず、理事会については、私立学校法の規定に基づきまして、理事会が学校法人の意思決定機関であるということとされております。また、学長については、学校教育法の規定に基づきまして、大学における教学面の事項について学長が職務権限を有するということにされております。

具体的に申し上げますと、例えば学校教育法において学長が決定することとされている学生の入学、卒業や学位の授与、こういったことについては教学面の事項であるというふうに考えられます。一方で、キャンパスの整備ですとか学校運営にかかわる基本方針など、学校法人全体の経営にかかわる事項については理事会において決定すべき事項である、このように考えており、いずれにしましても、理事会が大学において行われる教育、研究の個別の内容について決定することができる権限関係とはなっていない、このように考えております。

○吉川元君

指摘してきたように、私立大学制度は国立大学と異なり、学校法人と大学という二つの組織から、それぞれ別の法律に沿って運営をされております。ですから、施行通知が言う、理事会が最終的な意思決定機関というのは、あくまで学校法人の運営という側面に限ったものだと理解するのは自

然だろうというふうに思います。

そこで、関連してお聞きしますが、学教法そして私立学校法、そういう側面から見た場合に、私立大学の場合、政府などの権力だけでなく、大学を経営する学校法人からも、学問の自由、大学の自治というのは保障されるべきものだと考えますが、どのように解釈をしておりますか。

○柴山文部科学大臣

今まさに委員が整理をしてくださったように、学校法人の意思決定機関が理事会、そして、学長は、大学の全ての校務について包括的な責任者としての権限を有するとともに、大学運営について最終的な責任を負うものとされております。

今回の私立学校法の改正案によって、役員の職務及び責任の明確化、そして監事の牽制機能の強化を図ることとしておりますけれども、これは理事会と学長の間の権限関係に変更を加えるものではないです。このため、今回の改正案によって、理事会が大学において行われる教育、研究の個別の内容について決定できるようにするものではありません。

いずれにしても、理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側が、法律に基づく相互の役割分担を、先ほど私学部長がお話をしたとおり、双方が理解し協力し合いながら学校運営を行っていくということが重要であると考えております。

【平成31年4月10日(水) 衆・文科委】

○杉尾秀哉君

私立学校法改正、とりわけ二十四条の新設、先ほども質問がございました。これについて、衆議院段階の答弁では、私立学校法に基づく理事会の権限と学校教育法に基づく学長の権限に変更を加えるものではない、こういうふうに答弁されています。

だとするならば、理事会側が、本条の、この二十四条の教育の質の向上を根拠にして大学の教学に介入するということは、これは違法であるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○白間私学部長

今先生から御指摘ございましたように、学校法人の意思決定機関、これは理事会でございます一方、学長は大学の全ての校務について包括的な責任者としての権限を有すると、このようになっておりまして、大学運営について最終的な責任を負う、こういう権限関係になっております。

私立学校法の今の二十四条の規定ですけれども、これは今回の学校法人の責務を規定するものでございまして、理事会や理事長の権限を強化する趣旨のものではないでございます。理事長と学長との権限関係に変更を加えるものでもございません。このため、今回の改正案によって理事会が大学において行われる教育研究の個別の内容について決定できるようにする、そういったようなものではないということでございます。

いずれにしても、各学校法人において、理事会を中心とした法人側と、また学長を中心とする大学側とが法律に基づく相互の役割分担、これを理解し、協力し合いながら学校運営を行っていた、ということが重要であると考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

○今井絵理子君

新設された第二十四条というものがあると思うんですけれども、この第二十四条には、学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立大学の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならないとあります。これ新設されました。大学設置・学校法人審議会法人分科会の学校法人制度改善検討小委員会では、この文言を使った、第二十四条のようなその文言を使った議論はなかったように思いますが、新たに規定した理由というのをお聞かせください。

○白間私学部長

今回の制度改正について、今委員御指摘ございましたように、学校法人制度改善検討小委員会、ここで御議論をいただいて、その報告をいただいているわけでございます。

この報告におきましては、私立学校が今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるために、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善ですとか、また経営強化の取組、また情報公開を促して、学生等が安心して学べる環境を整備するように、広く改善に向けた考え方と総合的に方策を提言をいただいているということでございます。

今回は、学校法人において今後こういった報告の内容を踏まえた取組が求められてくるということから、今回の法案における私立学校のガバナンス強化方策の全体の趣旨、内容を踏まえて、学校法人の責務として、自律的な運営基盤の強化、設置する私立学校の教育の質の向上、また運営の透明性の確保を図るよう努めると、こういった旨の責務規定を設けることとしたところでございます。

○今井絵理子君

そこで、この条文では、透明性の確保を図るよう努めなければならないという、これは努力規定と申しますか、努力義務規定にとどまっているんですけれども、今般のそういった私立大学における不祥事であったり、今後本当にガバナンスをやっていくんだということに対して、やはりもうちょっと強い表現の方がいいのではないかと思ったんですけれども、努力規定にとどまっているその理由というものは何でしょうか。

○白間私学部長

今回のこの改正案の責務規定によりまして、学校法人は、自主的な運営基盤の強化、また設立する私立学校の教育の質の向上、運営の透明性の確保を図ることに努めることというふうに規定をしたところでございます。

ほかの公益的な法人にもこういった責務に関する規定はございますけれども、これは義務規定又は努力義務規定双方が存在をしているものと承知をしておりますが、今回の改正案におきましては、私どもが所管する同じく学校法人責務について規定している私立学校振興助成法という法律がございますが、この規定を参考に努力義務規定ということにしたところでございます。

なお、この努力義務規定を根拠にしまして、今後、私立大学、私立団体等において私立大学版

ガバナンスコード、こういったものを策定することとしておりまして、多様な私学において効果的なガバナンス強化、これが図られていくものと期待しているところでございます。

○今井絵理子君

社会福祉法なども参考したということなんですけれども、努力義務規定では少しやっぱり弱い表現だと感じますが、それでもこの第二十四条の目的というものは達成できるとお考えでしょうか。

○白間私学部長

今、先ほどお答え申し上げましたように、今回のこの責務規定によりまして、学校法人は自主的な運営基盤の強化等について努めていくということになるわけでございます。

私どもとしては、この今回の規定の趣旨を周知徹底をするとともに、具体的に私立学校法において規定されております規定、こういったものを周知徹底を図っていく、そして、まずは先ほど申し上げたようなこの規定を根拠として私学団体等においてガバナンスコード等を策定していくことを予定しておりますので、こういったことを通じて全体として効果的な効果が上がっていくものと、このように考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

3. 役員の職務及び責任の明確化

○ 関係条文

◆ 第 26 条の2…特別の利益供与の禁止

「学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。」

◆ 第 35 条の2…学校法人と役員との関係

「学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。」

◆ 第 36 条第 7 号…理事会の議事

「理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。」

◆ 第 37 条第 3 項…監事の職務

「三 理事の業務執行の状況を監査すること。

四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 全号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は支持の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。」

◆ 第 40 条の5（一般社団・財団法人法の規定の準用）

● 理事は、競売及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする こと。

● 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとする こと。

● 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令や寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする こと。

◆ 第 41 条第 10 項…評議員会の議事

「第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。」

◆ 第 42 条…評議員会からの意見聴取

「次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画

二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画」

◆ 第 44 条の2～第44条の4…役員損害賠償責任

● 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする こと。

また、評議員会の議決により、一定の範囲で役員損害賠償責任を軽減できる こと。

● 役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする こと。

● 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする こと。

特別な利益供与の禁止

○初鹿明博君

今回、第二十六条の二で、学校法人から役員等に対する特別な利益供与を禁止する、そういう規定が設けられました。これはこれで私は前進だと思んですが、昨今、いろいろな学校法人の問題を見ていくと、例えば〇〇大学だとか△△大学だとか、理事など役員が別の法人をつくってその役員について、あらゆる契約とかいろいろな契約をその法人を通して請け負うというような形式をとっているようなところがあります。たしか××大学も、過去に役員をやっていた、理事長だった方がNPOをつくって、そこがコンサルを請け負うというような形をとっていた。これは、現状そのときには直接は役員ではなかったとしても、そういうこともあったというわけですね。

こういうことを考えると、こういう取引も私はきちんと監視をしていく必要があるんじゃないかと思いますが、今回の改正で、今申し上げたように、学校法人が契約の相手方として、その法人の役員が役員になっているような法人と取引をするということまで禁止をすることになるのか、そこまでは求めていないのか、どちらでしょうか。

○柴山文部科学大臣

今お読みをいただいた第二十六条の二において、特別な利益供与を禁止するという規定が設けられるわけなんですけれども、今御指摘になった、では別法人の役員ということまで含まれるのか、そういう御質問だと思うんですけれども、例えば、学校法人の役員が別の法人の役員も務めている場合に、当該法人との取引において当該役員に不当な利得をもたらすことを目的として、通常の価格を著しく超える価格で背任的な取引を行う場合においては、特別な利益供与の禁止の対象となるという可能性はございます。

ただ、別の法人の役員をただ務めているということであっても、学校法人の関連サービスの充実などを目的として学校法人の出資により設置する会社を始め、その取引自体に有意義なものがあるという事例もあることから、一律には禁止をする文言とはなっておりますが、解釈上、間接的な利益を含むものについてはこの規定の対象になるというように私どもとしては考えております。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

監事等による牽制機能の強化

○馳浩君

今回の法改正、私立学校法第三十八条第四項は実はそのままでありまして、「監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と、そのままであります。

これでは監査される側の理事長が監査する側を選任することになりますので、監事はこういうやり方ではそんなくの働かぬ余地があるのではないかと危惧をしております、せめて、理事会が評議員会の同意を得て選任するとか、つまり、理事長が選任するのではなくて、理事会が評議員会の同意を得て選任するとか、監事は評議員会にて選任する、こういうふうに明確に、選ばれる側の監事の選ばれ方にも私は一定の改革が必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○白間私学部長

今御指摘の監事を選任についてでございますけれども、この監事を選任につきましては、以前、平成十六年に私立学校法を改正させていただいたときに、それまで選任に関する規定がなかったわけでございますが、その改正で、監査される側のみで選任することのないように、評議員会の同意を得るということに規定をしているところでございます。

また、今御指摘のありました、監事を選任に当たって、理事長のみの判断で選任するのではなくて、各法人において理事会において審議を踏まえた選任を行うということについては、今回の改正のもとになりました学校法人制度の分科会の報告においても、理事会の審議を踏まえて選任することが適当ということをいただいておりますので、私どもとしては、これについてはあわせて指導をしてまいりたいと考えております。

さらに、今回の改正におきましては、監事による理事の不正行為等の差止め請求でありますとか、また、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を理事が発見した場合の監事に対する報告義務の規定の新設による監事の牽制機能の強化、また、監事を含む役員が学校法人また第三者に対する損害賠償責任を有するということを規定するといったことによりまして、仮に監事が理事長の行為によって学校法人に著しい損害が発生するおそれがあることを発見してもなおこの行為を黙認した場合には、監事自身が学校法人や第三者に対する損害賠償責任を負うリスクを負うということに今回の改正でなるわけでございまして、こういったことにより、監事の牽制機能の強化を含むガバナンス強化に努めてまいりたいと考えております。

【平成31年3月22日(金) 衆・文科委】

○杉本和巳君

さて、また〇〇大学の話と絡んじやうのかなと思いますけれども。私立の大学の経営監査体制、内部監査、外部、第三者の監査、△△大学のケースなんかもありましたけれども、学問の独立性とか大学の自治とか、私立の場合の建学の精神というようなものを尊重していかなければならない一方で、やはり税金がめぐりめぐって私立の学校にも行っているという現状を鑑みると、監査体制、あるいは、これは余り国の関与が行き過ぎていけないんですけれども、余りに自治とかそういったものを尊重し過ぎると、ほったらかしに近いようなことになっていけないと思うんです。

こういったものの監査の現状、今後のあり方をいかに認識し、文科省としていかに指導監督していかれるおつもりなのかどうかを、改めて確認させてください。

○柴山文部科学大臣

私立大学を設置する学校法人の健全な経営を確保する観点から、経営監査体制を充実することが非常に重要であると考えております。

その際、御指摘のように、私学の自主性に配慮しつつ、自律的かつ意欲的なガバナンスの強化が図られるようにすることが必要であります。

現状においては、内部監査として、監事による監査の義務づけや内部監査組織の整備を推進するとともに、外部監査としては、私立学校振興助成法において会計監査人による監査を義務づけているところであります。

今後、今回の法改正によりまして、監事による理事の不正行為の差止め請求や、監事に対する不正の報告義務、また、理事会及び評議員会の招集権などを規定することで、監事機能、内部監査機能の強化が図られるとともに、外部監査と内部監査、相互の連携協力を推進することで、経営監査体制のさらなる充実を図ることが必要であると考えております。

その際、私学の自主性や建学の精神に基づく多様性を前提として、制度整備や運用を行っていくことが重要だと考えております。

【平成31年3月22日(金) 衆・文科委】

○初鹿明博君

今回、いろいろ法案を見ていて、一番問題だなと思ったのは、理事長なり理事会が暴走をしている、特に理事長が暴走している場合に、その暴走をとめる手だてがやはり不十分だなと。特に、理事長を解任するような規定というのが法定化されていないんですね。例えば、評議員会で一定の人数を超える決議があったら解任ができるとか、何らかの理事長の解任の規定を私は法定化する必要があったのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○柴山文部科学大臣

教育基本法及び私立学校法においては、私立学校の自主性を尊重することが規定されておまして、学校法人においては、一義的に自律的ガバナンスが求められることから、自主的なルールである、先ほどちょっと名前について議論がありました寄附行為、定款のようなものですけれども、これにより対応することが望ましいということから、御指摘のような規定は、法文上置かれておりません。

ただ、私立学校法において、役員を選任及び解任に関する規定をこの寄附行為に策定することは義務づけられております。ですから、この寄附行為上の解任規定に基づいて役員から理事長を解任すれば、それは自動的に理事長からも解任ができるということでもあります。

これに加えて、更に何か問題があった場合に、そういった法律上の、さまざまな報告を求めるなどの指導もできるわけですし、今回、監事などのガバナンスの強化、監事の牽制機能の強化などの改正も行っておりますので、一定程度の牽制ということではできないのではないかと考えております。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○杉尾秀哉君

〇〇大学の留学生問題、今もこれずっと続いておりますけれども、こうした一連の不祥事が、今回の、コンプライアンスの強化という話がありました、先ほどの今井さんの質疑の中にもありましたけれども、今回の法改正が果たして本当に歯止めになるのかどうか。こうした不祥事の防止ですよ。とりわけ確認したいのが、理事長、理事、監事らによる、適正に責任を取らせる仕組みになっているのかどうか。例えば、損害賠償責任について、じゃ、誰が誰を訴えることになるのか、ここについてお答えください。

○柴山文部科学大臣

今御指摘になられた、私立大学において複数の不祥事案が発生している現状は、憂慮すべき事態であるというように承知しております。文部科学省といたしましては、各大学や学校法人に対して不適切な運営を是正するように指導を行うとともに、私立大学等経常費補助金の減額などの措置を講じるなどの対応を行ってきたところであります。

私立大学が引き続き社会からの信頼と支援を得て、引き続き重要な役割を果たし続けるためには、自律的で意欲的なガバナンスの強化が必要となります。そのため、本法案において、先ほどの補助金減額などとまた別に、今お話をいただいた役員職務と責任の明確化、監事の牽制機能の強化、情報公開の推進等の改正を行うところでございます。

今回の改正によって、今御指摘になられた損害賠償の制度もありますが、これは申し上げるまでもなく、それによって被害を被った方が当該理事等に対して法的に損害賠償を行うという道を開くものであると承知しております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

○吉良よし子君

基本的には自浄作用を発揮することが第一だということだったと思うんですけれども、じゃ、この本改正でそうした自浄作用をしっかりと発揮していただくことにつながるのかどうか。

本改正では、役員責任を明確化ということが説明されているわけです。もちろん、理事長や理事が、何らかの問題が起きたときに自ら責任を自覚して、損害を賠償するとか、自ら辞任するとか、ちゃんと責任を取ってくださるのならいいわけですが、しかし、どんなに指摘されていても、その理事長や理事が直接自ら責任を取らないという場合があるわけです。そういう場合に、大学法

人が自らその自浄作用を発揮するための仕組みというのはちゃんとあるのでしょうか。

○白間私学部長

今先生御指摘の点でございます、私立学校において管理運営の不適正などの問題が生じているにもかかわらず理事あるいは理事会の対応が不十分であるという場合には、これは監事又は評議員会が対応を行っていくということになるわけでございますけれども、具体的に申し上げますと、現行の私立学校法におきまして、まず、監事が学校法人の業務に関して不正行為等を発見したときには所轄庁への報告などを行うこととすとか、あるいは評議員会の招集を請求をする、また評議員会は役員業務執行の状況等について意見を述べ報告を徴する、こういうことは現在の私立学校法でもできる仕組みになっております。

今回の改正案においては、これに加えまして、監事による理事の法令違反行為等の差止めですとか、また理事会や評議員会の招集権を自ら招集することができると、こういったことを新たに規定をして監事の機能強化を図ると、こういった改正案になっているところでございます。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

○高木かおり君

教学部門の意見を踏まえながら、理事会が最終決定の機関であるということだと思います。

やはり、冒頭申し上げたように、理事会、理事長の権限が大きくなったことによって世間を騒がせているような不祥事が起こったのではないかとというふうに危惧をする中で、理事会の権限が大きくなっていくように取れるような文言であると思います。

衆議院も含めて、これまでの御答弁の中でも、例えば、それぞれの学校法人で決めることとすとか、各法人の判断でというような言葉を使って、フレーズが何度もあったかと思うんですけれども、やはり文科省は理事会の権限を大きくしようとしているのではないかとというふうに見える部分があると思うんですよ。

今日配付させていただきました資料を見ていただければ分かるんですが、大学 の言わば定款とも言われる寄附行為について例を挙げさせていただいております。一番上の部分は文部科学省の作成例ということで、これ文科省のホームページに載っております。平成三十年改訂版の作成例なんですけれども、こちら見ていただきますと、一番上の監事選任、第八条、ちょっと該当する部分に下線引かせていただければよかったんですけど、ちょっとないんですけど、こちらの方で、理事会において選出した候補者のうちから監事を選任する。また、下の部分、評議員の選任に関しましても、第二十四条、評議員は、一、この法人の職員で理事会において推薦された者。そして二番も、理事会において選任した者。こちら、学校を卒業した者の中からこの評議員を選定するということですね。三つ目も、学識経験者のうちから理事会において選任する。全て理事会から選任されるという形に、これは文科省の作成例なんです。

こちらには、見ていただくと、理事会をチェックすべき監事は評議員会の同意を得て理事長が選任することになっている。しかしながら、その評議員はどう選ぶかという、理事会において推薦された者のうちから評議員会が選任する。繰り返してはいますが、理事会において選任する、そういったものになっていて、結局は理事会が選べる規定となっている、選定できることになっている。

つまり、チェックされるべき理事会がチェックする監事や評議員を選ぶ、すなわち、理事会に有利に働く人材を選任しやすい例になっているのではないかというふうに思うんですね。

もちろん、これ文科省の作成例ですから、これを見て各大学の方でこの寄附行為を作ってくださいということなんでしょうけれども、やはり文科省がこれを出しているということは、下に続く〇学園、K大学と、一応名前も伏せさせていただいていますけれども、この大学が決して悪いわけではないと思うんですよ。むしろ文科省のお手本どおりに作成をされていると思うんですね。これ、実在の大学の寄附行為であります。ほぼこの文科省の作成例をなぞって作られている。ほかにも、全てにおいて理事会が選任するとしているような大学もございます。

なぜ文科省の作成例の方で理事会を有利とするように取れる作成例にしているのか、この点についてちょっと御答弁願います。

○柴山文部科学大臣

今お示しをいただいた学校法人寄附行為の作成例なんですけれども、これは大学設置・学校法人審議会が策定をしたものでありまして、現行法における最終的な意思決定機関が理事会だということで、それを中心とした法人運営を前提として当該審議会において決定、作成されたというふうに承知しております。

確かに、今おっしゃったような監督機能が鈍るのではないかという疑問が生じるのは理解できますけれども、だからこそ今回の改正によって、理事長を含む役員の損害賠償責任や役員の不法行為などに対する監事の差止め請求に係る規定の新設など、その権限については改正を行っておまして、これによってそのチェック機能や不正の抑止効果が高まるというふうに考えております。

選任の場面において、それではこれでいいのかということについては、今の御指摘も踏まえて今後検討を継続していきたいと考えております。

○高木かおり君

国立や公立大学と違って、私立大学の方では、創始者の理念ですとかガバナンスの在り方というのも本当に多種多様であるということは理解を私もしております。そういった意味で、自主性を担保しながら、それでもやはり税金が投入されている私立大学ですから、公共性を高める、透明性を高めていくということは非常に重要だというふうに思っております。先ほど私が申し上げたような、やはりこういった法改正をする場面に来ているわけですから、この文科省のホームページの作成例というのも、是非中身もう一度御検討いただきたいと思います。これではやはりちょっと誤解を招くような部分もあるんじゃないかなと。せっかくそのガバナンスを強化していくんだという目的でこの法改正をするわけですから、是非とも大臣にはその点をお願いしておきたいと思っております。

それでは、次に参りたいと思っておりますけれども、やはり、先ほど申し上げたようなこの理事長の不祥事ですとか大学自体の不祥事、これは理事が、先ほど申し上げたように捕まったり謝ったりすれば済むような問題では私ないと思っております。やはり誰が一番被害を被るのか。それはやっぱり在校生であったりその保護者の皆さんであったり、また一生懸命日々やっておられる教職員、皆さん方、またこれから受験しようとしている方々、言ってみれば多くの方々の信頼を失墜させたような状況であると思っております。

私は、これからこの大学の在り方、今日も質問の中に出ていましたけど、大学の在り方どうするべきかということこれから考えていく、また、高等教育の無償化、給付金の前回の修学支援法、こういったことを考える中で、こういった不祥事、幾ら日々頑張っている、こういったことでやはり信頼回復するにはまた時間が掛かってしまうという点から、この点、本当に私は重要な問題だというふうに思っております。

是非とも、ガバナンスに関してはしっかりやっていただきたいんですけども、今日、杉尾委員の方からも少し指摘があった部分かと思っております。重なる部分あるかと思っておりますが、この理事を牽制する機能を持たせたということについて、ちょっと細かく牽制機能について見ていきたいんですけども。

今回の法改正におきまして、役員責任の明確化、これは一定の改善であるというふうには私は評価しております。何度も何度も繰り返すようで申し訳ないんですけども、やはり今、本当に大事な時期で、高等教育の無償化に進んでいる中、大学の質の担保、そしてこの法改正もこの質の担保のために今やっているわけなんですよね。

それを前提として、この法改正で損害賠償責任それから利益相反行為の禁止などが規定されたことによりまして、先ほど申し上げた〇〇大学、それから△△大学、こういった不祥事がどのように防止されるとお考えなのか、お答えください。

○柴山文部科学大臣

本法案においては、理事長を含む役員損害賠償責任や役員不正行為等に対する監事の差止め請求に係る規定の新設などの改正を行うこととしております。これによって、例えば理事や監事が理事長の不正等の行為を黙認したような場合には、理事や監事自身が損害賠償責任のリスクを負うことになるわけですから、理事長の行為に対するチェック機能、あるいは不正の抑止効果が高まるということが期待をされるところでございます。

今回の制度改正全体を通じて学校法人のガバナンスの強化を図るとともに、改正の趣旨、内容や制度運用の実質化のために必要な事項については、周知、指導の徹底を図っていききたいというふうに思っております。

また、先ほどもちょっと答弁をさせていただいたんですけども、そのみならず、不祥事が生じた場合等、私立大学等経常費補助金の減額等の措置もとってきたところでありまして、こうしたペナルティーの仕組みもしっかりと行使をしていきたいと考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

役員を選任

○初鹿明博君

この学校法人は物すごく巨大なグループなんです、〇〇学園グループと。学校法人が七つあって、そのほかにも、財団法人だとか株式会社とか、たくさん持っています。

過去、いろいろ不祥事を起こしているんですよ。この△△大学の前身である◆◆大学というところが、一九九一年は入学定員の十二倍も学生を受け入れて、体育館で授業を受けさせるようなことになったとか、また、二〇〇一年にはこのグループで法人税の申告漏れがあったとか、もともと

の総長自身が刑事事件で逮捕されるということもあって、これがかわったりとか、いろいろあります。

そういう大学なんですけれども、私学法ですと、一人に親族は一名以上を理事につけてはいけないということがあるんですが、こうやって法人を分けたら家族経営ができちゃうんですね。これ自体本当に問題じゃないかなと、後でこれは指摘させていただきますが、そういう経営をされているところです。

そこで、一つ非常に疑問があるところは、資料をもう一枚見ていただいて、十三ページに、これは、平成二十五年に文科省が同じ〇〇学園グループの△△学園を処分した問題なんです。大学の設置の際の寄附行為変更認可申請に不正があったということで、これは処分されているんですよ、二十五年に。

ところが、先ほど紹介をした△△大学の〇〇学部の設置認可は二十六年にされているんですよ。別法人だからといって、同じグループで、二十五年に処罰されて二十六年に新たな大学の設置が認められるということになっている。これは、私、非常に問題じゃないかなと思うんですね。

これが仮に同じ法人だとして、処分を受けた法人が新たな学部の新設だとかを申請して、認可がおりるものなんでしょうか。

○伯井高等教育局長

御指摘のとおり、一定のペナルティーがあるというふうに認識しております。

○初鹿明博君

つまり、同じ法人だったらできないけれども、別法人だったらできてしまう。同じグループなんですよ。これは問題だと思いませんか、大臣。いかがでしょうか。

○柴山文部科学大臣

グループ法人の規律をどのようにするかということは、今、実は委員がおっしゃったとおり、大変議論が必要な部分かなというように思っております。問題意識は共有しております。

先ほど、法人格を分けて、別法人の理事長に親族を据えるということが禁じられていないんじゃないかという御指摘も、この後も詳しく御指摘があれば、一定の程度、我々、弊害防止のための取組はできるところなんですけれども、法人格を分けたときの弊害除去が完全には難しいということももう全くおっしゃるとおりなので、今後、どのようにすればそういった、法人格を分けることによる何かガバナンスの穴みたいなことを縫っていくという作業、防いでいくかということは、重要な検討課題になっていくというふうに思います。

○初鹿明博君

大臣、非常に重要な答弁をしていただいたと思うんですが、やはり、今国会で提出している改正案でも、学校法人を分けて親族がそれぞれ役職についていくことを防ぐことはできないんですよ。そういう面では非常にまだ不十分だなということを感じますので、ぜひこの点は検討を進めていっていただきたいというふうに思います。

○初鹿明博君

このような経営を行っているような学校法人をきちんと牽制をして、理事会が余りにもひどいことをやっている場合は何らかのブレーキをかけるようなことが本来必要なんだと思います。そのために学校法人には理事会と別に評議員会というものが設けられていて、そして、今回の改正で監事の職務などを充実する、そういう改正が行われるということです。

ただ、この監事の選定の仕方、それが理事長の選任になっているということで、これで本当に第三者性が保てるのかというのは私は非常に疑問に思っているんですよ。これは、本来、理事長の選任ではなくて、評議員会の選任にすべきだったんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○柴山文部科学大臣

御指摘のとおり、監事は、今回、法改正によって、ガバナンスにおける大変重要な役割を確保してもらおうという機能の強化しております。

その上で、では、監事の選任をどのようにするかということなんですけれども、平成十六年の私立学校法の改正において、それまでは選任に関する定めがなかったんですけれども、監査される側の者のみで選任することがないようにするために、評議員会の同意を得ることが要件とされまして、最終的な選任は理事長なんですよけれども、この評議員会の同意ということが要件になっているということで、誰でも、理事長が自分の息のかかった者を選べるという仕組みにはなっていないわけなんです。

いずれにいたしましても、今後、監事の牽制機能をどのような手法が更に必要かということは考えていきたいというふうに思います。

なお、仮に評議員会において選任決議をするというふうに改めても、その案を理事長が提出をするということになれば、同じような実態になることも予想し得るので、今委員がおっしゃったように、しっかりと牽制機能を発揮するにはどうすればいいかということについて、必要とあらば、また引き続き、ぜひ検討させていただきたいというふうに考えております。

○初鹿明博君

確認ですけども、仮に理事長が配偶者又は自分の家族などを監事に選任をするということは可能なんでしょうか。

○白間私学部長

これにつきましては、理事においては親族一名を超えて入れてはならないということで、監事についても同様でございます。親族を一名以上入れてはいけないということでございます。

○柴山文部科学大臣

私立学校法において、私立学校の公共性の担保を図る観点から、各役員、この役員というのは理事及び監事が含まれますけれども、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることが禁止をされております。

○初鹿明博君

そこで確認なんですけれども、各役員という書き方は、理事の中で一人、監事の中で一人で、一人ずつだったらいいのか、この役員全体で一人じゃなきゃいけないのか、そこを確認をしているんです。どちらですか。

○白間私学部長

失礼しました。役員全体でということでございます。

○初鹿明博君

では、家族はできないということでもいいですね。

先ほど、評議員会で同意を求めるといことでした。ここで一定の担保ができるということなんですけど、これは、評議員会がきちんと機能していればそうなるんですけれども、この評議員会についても私はちょっと疑問があるのは、理事が全員評議員を兼務することが可能なんですよ。こうなってしまうと、これは、第三者性というか、中立性が担保できなくなるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○柴山文部科学大臣

評議員会は、卒業生を含む関係者と、直接学校運営に携わる者が議論をするということから、今御指摘になった、学外の視点を含めた多様な観点からの理事会運営に対するチェック、提言を行う諮問機関ということが期待をされているわけです。

この評議員の資格なんですけれども、学校法人の理事が評議員を兼務できることは確かになっているんですけれども、ただ、その評議員会の構成については、理事の定数の二倍を超える数の評議員により組織されるということが明定をされております。

ですので、理事と同じ人数の評議員で、しかも全部理事だったら、それは、確かにおっしゃるとおり問題なんですけれども、人数要件で、理事の定数の二倍を超える数の評議員より組織されるという規定があることから、理事が仮に全部兼務したとしても、それ以外の評議員が少なくともその数以上いるということから、外部性が一定程度担保されるというように考えております。

いずれにしても、今後、さらなる改善が必要かどうかということについては、またしっかりと議論していきたいというふうに考えております。

○初鹿明博君

確かに、例えば理事が五人で十人で、半分以上いるから、採決したら過半数しか理事の方は占めていないからということで、一定程度客観性があるんじゃないかとか中立性があるんじゃないかということなんですけれども、評議員の中でも理事長に近い人が理事ではなくて入ったりするわけだから、そうすると、やはり理事が全員入るとなるとそちらの方にどんどん意向は引っ張られていくんじゃないかと思っておりますので、やはり理事が全員兼ねられるという規定は私は改める必要があるんじゃないかというふうに指摘をさせていただきます。

次に、今回、情報公開に関する規定が新設をされることになって、これはこれで私は一歩前進だなど思うんです。ただ、幾つか問題があるので指摘をさせていただきます。

まず、その前に、学校法人の情報の中で重要なものとして、寄附行為というものがありますよね。寄附行為というと、一般の人は、これが何を意味しているものなのか、よくわからないんじゃないかと思うんですよ。何か、寄附をすることがお金を誰かに上げることだとみんな思っちゃうんですが、これは会社でいうといわゆる定款ですよ。だから、これは寄附行為という単語をやめて定款に変えたいかがでしょうか。

○白間私学部長

学校法人の歴史的な経緯から、委員御指摘のように、寄附行為という用語を今も使っているということでございますけれども、先ほど大臣からも申し上げましたとおり、これの適切なあり方については引き続き検討していくべき課題だと思っております。

○柴山文部科学大臣

おっしゃるとおり、例えば社団法人の場合は、その根本となる規則については定款というふうに呼ばれておりますけれども、例えば財団法人のようにその法人の実体をなす部分が財産であるような場合については、一般にその財産の運営に関する規則のことは、財産を拠出することから、寄附行為という形でその根本規則については呼ばれている部分があります。

ですので、今回の私学の最初の原始的な規則についても、恐らくそれとの並びで寄附行為という言葉が使われているんだと思いますけれども、非常に大きな根本的な、これまで呼びならわされてきた用語ですので、それについては、今お話があったとおり、今後、ちょっと関係のいろいろな規定もありますので、よく検討をさせていただきたいというふうに思います。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○杉本和巳君

次に、学校教育法等の法案についての質問を、ちょっと細かくさせていただければと思います。

改めての質問で恐縮ですが、ほかの方も質問されているかもしれませんが、監事の選任について、学校法人制度改善検討小委員会(大学設置・学校法人審議会学校法人分科会のもとに設置)、この小委員会による報告書では、少なくとも理事長が選任するのではなく、理事会が選任するに改めるべきというような報告がなされているやに聞いております。

本改正案は、この報告書にあった提案を受け入れなかったというか、理事長が選任するという形にとどまっているという意味では、いま一つ踏み込み不足のような気がしますけれども、ここに至った経緯であるとか、なぜ理事会が選任するところまでの踏み込みができないのか、こういった点についての御答弁をいただければと思います。

○柴山文部科学大臣

御指摘の監事の選任でありますけれども、平成十六年の私立学校法改正において、それまで選任に関する定めがなかったところを、監査される側の者のみで選任することがないようにするために、

評議員会の同意を得ることとして、最終的な選任は理事長において行うという規定となっております。

今回の改正のもととなった学校法人制度改善検討小委員会の報告においては、正確な表現ぶりにさせていただくと、監事の選任に当たっては、業務執行の責任者である理事長の判断のみで選任するのではなく、理事会の審議を踏まえて行うことが適当という御提言となっております。この提言は、監事の選任に当たって、運用上、理事会の審議を踏まえて行うことが適当との内容でありますので、こういった運用が行われるように、しっかりと制度の周知及び指導を行ってまいりたいと思います。

また、今回の改正においては、監事がしっかりとその職責を果たすように、監事を含む役員の学校法人や第三者に対する損害賠償責任を規定するなど、監事の責任の明確化もあわせて図ることとしております。監事が下手に理事長の言うなりになってしまっているということになりますと、学校法人や第三者に対する損害賠償責任のリスクを負うことになります。

いずれにいたしましても、監事の牽制機能が確実に機能するよう、制度趣旨の周知や適切な指導を行っていきたいと考えております。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○菊田真紀子君

まず、私立学校法改正案についてでございます。

学校法人の公共性を確保する上で、理事会に対する監事の牽制機能が強化されることについては一定の改善というふうに考えますが、問題は、その実効性が本当に担保されるかどうかということであります。

このことに関し、三日の委員会で、我が会派の初鹿委員が、監事は評議員会の選任にすべきとただしたのに対し、柴山大臣は、監事の選任は評議員会の同意が要件になっていることで、理事長が自分の息のかかった者を選べる仕組みになっていないと答弁をされましたが、その一方で、次のようにも発言をされています。仮に評議員会で選任決議をすと改めても、その案を理事長が提出すれば第三者性が担保されない事態となることも予想し得る、このように答弁をされました。つまり、理事長の息のかかった者が選ばれる可能性があるということを、大臣自身も実は懸念をされているわけでありです。

それならば、いっそ評議員会が監事候補者の選定も含めて責任を持って監事を選任するように改正した方がいいと考えますが、大臣の見解を伺います。

○柴山文部科学大臣

今の菊田委員の御意見は傾聴に値するとは思いますが。

ただ、先ほど御紹介をいただいたとおり、平成十六年の私立学校法改正において、それまでは選任に関する定めがなかったところを、監査される側の者のみで選任することがないように評議員会の同意を得るということを要件としたことから、評議員会が同意しない者を監事として選任することはできないという仕組みにすることによって監事の牽制機能が確保されるという仕組みとされたことを、我々としては評価をいただきたいというように思っております。

このことを含めて、監事に関する制度の趣旨の周知や指導を、今回の法改正をきっかけとしてし

っかりと行ってまいりたいと考えております。

○菊田真紀子君

関連して、同じく初鹿委員が、私立学校法上、理事長がその配偶者や家族を監事に選任することは可能ですか、このように質問をいたしました。これに対して大臣と私学部長が答弁されましたけれども、どうも不明瞭だったので、再確認をさせていただきたい。

理事長が自分の配偶者や親族を監事に選任することは可能ですか。

○柴山文部科学大臣

私立学校法においては、学校法人の同族経営を制限するため、学校法人の個々の役員について、理事及び監事という役員の種別を問わず、その配偶者又は三親等以内の親族が一名を超えて含まれてはならないこととされております。

このため、この規定の範囲内においては、理論的には理事の配偶者や親族が監事となることは可能という仕組みであると考えております。

○菊田真紀子君

可能だということを確認いたしました。

そうなんです。前は、可能だとはっきりおっしゃらなかったんですね。これは大変な国会軽視だというふうに言わざるを得ません。

可能だということであれば、二人置かなければならないと規定されている監事のうち一人は、理事長の身内、配偶者を選任することさえ可能ということでもあります。監査される者が監査する者を選ぶということだけにとどまらず、監査される者の親族を監事にできるというのは、明らかに法の不備ではありませんか。

大臣は三日の委員会で、必要とあらばまた引き続きぜひ検討させていただきたいというふうに答弁されていますが、即刻規定を変えるべく、速やかに検討を開始すべきと考えますが、いかがですか。

○柴山文部科学大臣

監事については、従前から、親族か否かにかかわらず、監事の職務として、学校法人の業務に関する監査、不正を発見した場合には所轄庁への報告を行わなければならない旨が規定されております。

さらに、今回の改正において、監事を含む役員の学校法人や第三者に対する損害賠償責任を規定するなど、監事の責任の明確化をあわせて図ることとしております。また、委員からも少し御紹介をいただいたとおり、監事が一人ということにはなっておりません。

いずれにいたしましても、監事の牽制機能の強化が今回の法改正を通じて図られると考えておりますし、監事がその職責をしっかりと果たすよう、その人選のあり方を含め、制度の趣旨を含めた周知、指導をしっかりと行っていきたいと考えております。

○菊田真紀子君

私は、文科省は抜け道を認めている、そして明らかに法の不備を放置しているということを厳しく指摘したいと思います。

【平成31年4月10日(水) 衆・文科委】

○吉川元君

先般の委員会で、二〇一四年の学教法、国立大学法人法の改正後に出された施行通知の問題を最後に扱いましたが、それに関連して何点か、まず確認をさせてください。

答弁では、柴山大臣それから私学部長も、この施行通知は学校法人の理事長と設置される大学の学長の権限関係に変更を加えるものではないことは明示されているとしています。変更を加えるものではないと言いますが、そもそも、私立大学の理事長と学長の関係について規定した条文などは、学校教育法それから私立学校法どちらにも存在しておりません。私立大学の理事長の権限と学長の権限について、ごく簡単に説明してください。

○柴山文部科学大臣

私立学校法においては、理事長を含む理事により構成される理事会は、学校法人の業務を決し理事の職務の執行を監督することとされており、理事長は学校法人を代表しその業務を総理することとされております。また、学長については、学校教育法において、校務をつかさどり職員を統督するとされております。

これらの規定に基づいて、学校法人の意思決定機関は理事会である一方、学長は教育・研究活動全般について責任を負うということが読み取れるかと思えます。

○吉川元君

私立学校法は、まさに大臣が非常に強調されていた学校法人の運営について 定めたものであり、その学校法人を代表し業務を総理するのがまさに理事会、理事長と。一方、学術の中心としての大学の運営、自治のあり方は、これは国立、私立を問わず学校教育法に定められ、校務をつかさどるのが学長であると。したがって、その設置者である学校法人は私立学校法によって設立されるが、設立された私立大学は学校教育法に沿って運営される。平たく言うと、経営は学校法人、そして教務、校務は大学、そういう関係なんだろうというふうに思います。

また一方で、私立学校法の三十八条、学長、校長を理事にすると定めておりますけれども、これは、やはり学校の意思を尊重して経営に当たるという意味だと考えるのが私は自然な解釈なんだろうというふうに思います。

それで、もう一点、関連をいたしまして、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するのが理事会で、その学校法人を代表するのが理事長、これが私立学校法の規定であります。一方、校務をつかさどり総督するのは学長、これは学校教育法の規定です。私立学校においても、今言ったとおり、学校法人の運営と学校校務の運営においては別建ての法律で、権限も分離をしている。

ところが、この点、先般の委員会で、私も聞き漏らしたんですけれども、私学部長が答弁で、学校の意思決定機関は理事会というふうな答弁がされました。恐らく言い間違いだというふうに私自身

は思うんですが、やはりこれは正確には、学校法人の意思決定機関は理事会ではないかというふうに思います。その点、訂正をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○白間私学部長

前回の文部科学委員会におきまして、理事会と学長の権限関係についてお尋ねがあった際に、学校法人の意思決定機関は理事会であると答弁をすべきところ、速記録には学校の意思決定機関は理事会であるとの答弁が記載されているところでございます。

学校法人の意思決定機関は理事会であるということを意図して発言したものでございますので、おわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○吉川元君

非常に重要なところで、まさに最初に大臣が学校法人と力を込めて答弁されて いたのが非常に印象に残ったんですけれども、そこは違うんだということはしっかり押さえていただきたいというふうに思います。

【平成31年4月10日(水) 衆・文科委】

○畑野君枝君

まず、学校教育法等改正案にかかわって、四月三日に引き続き質問いたします。

二〇一四年の学校教育法、国立大学法人法改正に伴って出された二〇一四年八月二十九日の施行通知では、「私立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の法改正の対象ではなく、」としながら、ただし書きで、「学長の選考については、私立大学においても、建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体化し」等と、学長選考方法の再点検、見直しが表示されています。

施行通知のこの内容に強制力はあるのですか。端的に、あるか、ないかでお答えください。

○伯井高等教育局長

御指摘の施行通知上の記載につきましては、私立大学における学長選考について、学校法人みずからが学長選考方法を再点検し、学校法人の主体的な判断により見直ししていくことについて求めているものでございまして、指示というのではなくて、いわば指導ということでございます。

○畑野君枝君

指示ではないと。

このように現場に混乱をもたらすようなものは撤回すべきだと言っておきます。

四月三日の私の質問に、学長選考の方法も含めて理事会が任命権者として責任を持って決定すべきとの答弁がありました。私立大学の学長選考に関し、その選考方法も含めて、決定権限が理事会にあることを明文で規定した法律はあるのですか。あるかないかだけ、端的にお答えください。

○白間私学部長

御指摘のような、私立大学の学長選考の方法について具体的に定めた法律の規定はございません。

○畑野君枝君

法律規定はないということでした。ないのですから、前回の御答弁は認められないというふうに、重ねて指摘をしておきます。

四月三日の質問で、学長選挙を廃止したり、教授会の審議を年四回、一回一時間に制約するなど、この施行通知を根拠に理事会や理事長の権限を強化する大学の例を紹介いたしました。

こうした現状があるもとの、私立学校法二十四条の規定が理事会や理事長の権限を法的に担保し、専断的な大学運営が拡大するのではないかとという危惧の声が出されているんです。二十四条は、理事会や理事長の権限を強化するという趣旨なんですか。

○柴山文部科学大臣

私立学校法改正案第二十四条の規定は、今回の法案における私立学校のガバナンス強化方策の全体の趣旨、内容を踏まえて学校法人の責務を規定するものでありまして、理事会や理事長の権限を強化する趣旨のものではなく、理事長と学長との権限関係に変更を加えるものでもありません。各学校法人においては、理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側とが、法律に基づく相互の役割分担を理解し、協力し合いながら学校運営を行っていくことが重要であると考えております。

【平成31年4月10日(水) 衆・文科委】

役員 の 損害賠償責任

○高木かおり君

今回の私立学校法の改正では、この監事の牽制機能の強化のほか、役員 の職員及び責任に関する規定が整備されたというふうに認識をしているんですけれども、ちょっと細かく確認をしたいと思います。

新しい規定について伺ってきたいんですが、今回の改正案四十四条の二では、任務懈怠、要はこの法律によって定められたことを行わず放置しているような状態、これによって学校法人に損害を与えた場合、役員が、理事とか監事ですよね、役員が賠償責任を負うとされておりますけれども、この損害は誰が算定するのか、誰が役員に賠償請求するのか、この点、お答えください。

○白間私学部長

今御指摘のごさいました四十四条の二でございます。これは、役員がその任務を怠ったときに、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと、このように規定をしたところでございます。

役員 の責任を明確化するというので、今回、例えば私学助成において今回のような不祥事が起こったような場合に、学校法人に対して私学助成等の減額という措置も行っているというところでございます。

実際にどのような損害賠償責任が具体的に認められるのかということについては、これは個別具体の事案によって決まってくるということでございますけれども、一般論で申し上げれば、学校法人の役員が例えば不祥事を起こした結果で補助金が減額又は不交付になったと、その場合に、役員 の善管注意義務違反ですとかまた任務懈怠と、こういったことが認められる場合には、当該役員が学校法人に対して減額又は不交付とされた補助金の額について損害賠償責任を負ってくると、こういう可能性がある、こういった仕組みになっていくということだろうと思っております。

損害賠償責任を追及する場合に、誰が算定をして誰にするのかという御質問でございましたけれども、これは、学校法人の役員に対して損害賠償責任を追及する場合におきましては、当該学校法人がその損害賠償の範囲ですとかまた金額を算定をして賠償請求をしていくと、こういうことになるかと思えます。

具体的には、学校法人の規定にもよるところですけれども、理事会において損害賠償の範囲や金額を決定した上で、実際にその請求を行っていくのは代表者である理事長が行っていくということになるだろうと考えています。

○高木かおり君

改正案の四十四条の三、悪意又は重大な過失によって第三者に損害を与えた場合、役員が賠償責任を負うとされているんですけれども、この第三者に在學生や保護者、教職員は含まれますか。

○白間私学部長

四十四条三の御紹介をいただきました。

今回新たに規定をしますこの規定では、役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うと、このように規定をされています。この規定の中で、第三者ということでございますけれども、この中には、今御引用のごさいましたような保護者ですとかまた学生、こういった方も含まれるものになるかと思っております。

○高木かおり君

ちょっと重ねて質問なんですけれども、今御答弁いただいた第三者、在學生、保護者、それから教職員の方は入りますか。

○白間私学部長

ここで申します第三者と申しますのは、今申し上げた保護者や学生などは含まれると考えておりますが、学校法人以外の者ということでございますので、ちょっと、個別具体の事案によって決まってくるのかなというふうに思います。

○高木かおり君

そうしましたら、個別具体的な事案であるので、この教職員の方々は該当するかどうかはその個別事案によるということによろしいですか。

○白間私学部長

個別具体的な事案によっては入り得るのではないかとこのように考えております。

○高木かおり君

それでは、監事、役員の中の監事、この監事はどのような場合に、逆にお聞きしますけれども、どのような場合に損害賠償を負うのか、この点についてお答えいただけますか。

○白間私学部長

今回、監事の牽制機能の強化ということについても図っているところでございますけれども、例えば今回、私立学校法の改正案におきましては、監事による理事の不正行為等の差止め請求ですとか、また理事の監事に対する報告義務の規定の新設、こういったことも行っております。

この役員が、先ほど先生、冒頭のところで御引用になりました、役員が任務を怠った場合に損害賠償責任を負うということの、この役員には監事も入っておるところでございますので、例えばこういった理事が監事に対して学校法人に損害を及ぼすような事実を発見したときに、監事に理事が報告したという場合に、監事がその報告を受けたにもかかわらず、適切な対応を取らずに損害を生じたというような場合には、こういった監事による損害賠償というのは生じてくると、こういうことになるんだらうと思っています。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

○吉良よし子君

監事や評議会等がそうした指摘をし、それに基づいて自浄作用を発揮していただきたいと、そういうことだったかと思うわけですが、ただ、本当にそういうふうな絵に描いたようにうまくいくのかどうかというのが問題なわけなんです。

何しろ、中には、責任を取らない理事や理事長御自身が理事会のメンバー全員を選ぶことができるわけですし、その理事会がその評議会のメンバー、監事のメンバー全てを選ぶ、恣意的に選ぶことは可能になるわけです。だから、監事も評議員も、そして理事会メンバーも全てが理事長のお友達で構成されていた場合に、どんなに外部から不祥事を告発されてもそれをみんなで無視するということは可能になってしまうということなのではないかと、それを防ぐ手だてではないのかという懸念があるわけです。いかがですか。

○柴山文部科学大臣

その職責をしっかりと果たして自律的なガバナンスの強化を図ることが重要なわけなんですけれども、まさしく本法案においては、理事長を含む役員の責任を法定することによって、当該任務

を怠った場合には損害賠償責任が発生をすることになります。この損害賠償請求は、先ほどの質疑にもありましたけれども、第三者、あるいは当該学校に通う学生あるいはその保護者も請求することができるということになります。

また、監事の差止め請求に係る規定の新設を行いましたけれども、そういった監事がそういった職責をしない場合には、その監事にも損害賠償責任が掛かるということになります。これによって、例えば御指摘のように、不祥事の問題に対して、例えば教職員ですとか学生からの内部告発に耳を傾けずに理事や監事が他の役員の不正等の行為を黙認した場合であっても、そういった損害賠償責任のリスクが掛かってくるということから、不正の抑止効果というもののがこれまでの制度に比べて高まるということも期待をされることだと思います。

○吉良よし子君

損害賠償請求はできるかもしれないですけど、その請求を受けるかどうかというのは理事会等に任されているのではないですか。そうなれば、結局、理事会の側がそれを黙殺すれば全く責任取らずに終わらせることは可能なわけで、それを阻止する仕組みはないんですよ。

実際、その教職員らの告発に耳を傾けるようにと大臣おっしゃいましたけれども、現時点では、教職員や学生らが不祥事を告発して責任追及しても大学当局が無視し続けている例なんていうのはたくさんあるわけです。

不祥事を告発した、是正意見を出した教職員などを一方的に解雇するような悪質な理事運営を本改正で妨げることができるのかということが問題なわけなんです。やはり、学校法人が教職員、学生からの訴えを真摯にちゃんと聞ける、そういう仕組みを明確にすることが求められていると思いますが、大臣、いかがですか。

○柴山文部科学大臣

ちょっと誤解されていると思うんですけど、学校として当該告発に関するその責任を受けるかどうかは理事会で決めることかもしれませんが、個々の理事に対する責任追及は、これは訴訟を起こせば当該理事の責任を追及することができるということはず申し上げたいと思います。

その上で、役員、理事会構成の役員について、それに対して、じゃ、解任等の規定がないということなんですけれども、これについて、学校法人の運営が著しく不適正あるいは法令等に違反しているという場合に、私学法に基づく報告聴取、立入検査を経て措置命令をすることができることになっておりまして、その措置命令に従わない場合には、私学法第六十条に基づく役員解任勧告を行うこと、あるいは他の手法によって目的が達せられない場合には、解散命令を我々として、当局として行うことができることとなっております。伝家の宝刀ではありませんけれども、そういった制度があるということについては一言付させていただきたいと思います。

○吉良よし子君

結局、訴訟とか私学法に基づく措置命令や解散命令というのは、要するにもう自浄作用ではどうしようもなくなったからということにきているわけですよね。ここではやはり自浄作用をちゃんと発揮していただくための仕組みとして十分なのかということを私、今言っているわけですが、結局、

そうした教職員や学生らの告発を無視するような理事会が出てきた場合には、そうしたもう訴訟とか私学法による措置にしかならない。ちゃんと教職員らの告発に耳を傾けると、それを担保する仕組みがないというのが問題ですよねと私は申し上げているわけであり、それが無いというのが本当に、これは適切な改正だとは、私、十分な改正とは言えないということを強く言いたいと思いますし、やはりそういう意味では、こうした理事会や理事長の専横的、独裁的な運営を許さない仕組みというのが今求められていると思うんです。

ただ、その際に、この文科省がそれを本当に防ぐ役割を果たしてきているのかということや、ちょっと疑問が残ると。何しろ、この間、二〇一四年の学教法等の改正に伴う施行通知というのが出されています。その中では、学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主體的な判断により見直していくこととされているわけですが、それを理由にして、各大学の中で、学長選考を教職員の投票によらない、理事長の意向のみで決定すると、そういう仕組みにしている大学が増えてきているわけです。こうした中で、教授会の権限がどんどん縮小され、教員の意見を聞かない理事会、理事長、そういう大学運営がまかり通ってしまっている事態が起きていると思うわけです。

やはり、そういう意味では、大臣、こうした学長選挙の廃止につながっているような、若しくは理事長権限の強化につながるようなこの二〇一四年の学教法等の改正に伴う施行通知、これを撤回すべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○柴山文部科学大臣

公的な解決によらずして自主的な役員の変更などが行えないのではないかという前段についての御指摘については、今の御指摘も含めて、これから引き続き長期的にこのガバナンス改革について議論を続けていきたいというふうに思います。

その上で、今御指摘になられた二〇一四年の学教法改正通知についてでありますけれども、こちらは、学長と理事会の関係について、私立大学において理事会が最終的な意思決定機関として位置付けられていること、そして、学教法に基づく学長の権限と私立学校法に基づく理事会の権限との関係に変更を加えていないということが記載をされているものでありまして、これは私立学校法における理事会の位置付けを明確にしたにすぎず、その通知によって理事会の権限を強化したものではありません。

ただ、いずれにいたしましても、理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側が法律に基づく相互の役割分担を理解し、協力し合いながら学校運営を行っていくことが重要であると考えております。

○吉良よし子君

大臣、そうおっしゃいますけれども、けれどもやはり、実際にこの施行通知等を理由にして行われているのがその学長選考、選挙を廃止するようなやり方であり、教授会の権限がどんどん縮小されているような事態が進んでいると、これを問題視されているわけです、現場では。やはり、そういう意味では、こうした通知の撤回というのは、理事会の専横的、独占的、独裁的な運営を改めさせるためには欠かせないことだということも指摘しておきたいと思います。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

3. 事業に関する中期的な計画等

○ 関係条文

◆ 第45条の2…中期的な計画の作成

「学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第九十九条第二項(同法第二百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。」

○吉川元君

四十五条の二で、私立大学の学校法人に対し、認証評価の結果を踏まえ、事業に関する中期的計画の作成を義務づけることになっております。

認証評価については、その対象に大学の教育課程編成も含まれております。この認証評価の結果に基づく中期計画も教育課程のあり方を当然含むものだろうというふうに思いますが、その策定を学校法人に対して義務づけることも、それが理事会、理事長の教育課程への関与、ひいては権限を強めることにつながる、これもそういうふうになるんじゃないかというふうに思いますけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

○白間私学部長

お答え申し上げます。

私立大学の役割については、先ほど申し上げたとおり、重要な役割を果たしておるわけでございますけれども、こういった文部科学大臣所轄の学校法人について、中期的な視座に立った安定的な経営が行われるよう、今回の法案において、中期的な計画の作成を義務づけることとしております。

この作成に当たっては、今委員からも御引用がございましたように、客観的、第三者的な視点から実施される認証評価の結果を踏まえるということにしているとともに、評議員会の意見を聞かなければならない、このようにしているところでございます。

各学校法人においては、学内における教学面の意見も踏まえながら、評議員会の意見を聞いた上で、意思決定機関である理事会において責任を持って中期的な計画を策定するということが重要であろうと考えております。

なお、先ほど御答弁申し上げましたように、今回の法案は、私立学校法に基づく理事会の権限と学校教育法に基づく学長の権限の関係に変更を加えるものではございません。

○吉川元君

これは実は昨年十一月、当委員会でも指摘をして、また、先般行われました参考人質疑でも尋

ねた話なんですけれども、二〇一四年の学教法改正、まさにそのときにも、変更を加えるものではないというお話が何度もされたというふうに記憶しておりますが、この学教法改正は、学長の権限強化と教授会の諮問機関化、これが大きな改正点でした。ところが、あたかも法改正で私立大学の理事会、理事長の権限が強化をされた、あるいは、以前から理事会が大学の経営、運営以外の全てにおいて、大学より、学長よりも上位に位置しているかのような内容の施行通知が出されております。

昨年来、私立大学を舞台にした不祥事を見ますと、あるいはその対応の仕方を見ますと、理事長と理事長の意のままに選ばれた学長といったような、経営、教務のトップに非常に大きな問題があるということが浮き彫りになってまいりました。

二十日の参考人質疑では、参考人から、恐らく両角さんだっただと思いますけれども、二〇一四年の学教法改正は、理事長、理事会の権限を強化したものではないが、自分の権限が強化された都合よく解釈する理事長が結構多い、そういう誤解が生じて、ここ一、二年いろいろな問題が出てきた、こういうふう述べておられるわけでありました。

だけれども、これは誤解じゃないんじゃないか、実はその施行通知の中にそういう方向に持っているという中身が含まれていたのではないかというふうにも私自身は感じております。

今回、学校法人の経営に係る理事会に、教育の質の向上、あるいは中期的な計画策定に至るまで権限を与えるということは、理事会、理事長の権限強化を一層後押しし、結果、大学の自治やガバナンスに悪影響を与えるというふうに思いますけれども、文科省はどのように考えているのでしょうか。

○白間私学部長

本法案におきましては、理事長を含む役員の損害賠償責任ですとか、また、役員の不正行為等に対する監事の差止め請求、こういったものに係る規定の新設などの改正を行うことしております。

これによりまして、例えば、理事や監事が理事長の不正等の行為を黙認した場合には、理事や監事自身が損害賠償責任のリスクを負うということになり、理事長の行為に対するチェック機能、また、不正の抑止効果が高まることになるというふうに考えております。

なお、平成二十六年の通知についての御指摘がございましたけれども、この通知に関しましては、学校教育法等の改正により、学長と教授会の権限関係に関する規定が整備された一方で、学校法人の理事長と設置する大学の学長の権限関係に変更を加えるものではないということを明示したものでございます。

その上で、今回の改正においても、理事会と学長の権限関係に変更を加えるものではございませんので、誤解が生じることのないように、今回の改正案に関する趣旨の周知、また徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○畑野君枝君

続いて、私立学校法四十五条の二で法人が策定を義務づけられている中期的な計画は、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされています。

認証評価の結果が具体的にどのように活用されることになるのですか。

○白間私学部長

お答え申し上げます。

今御指摘の条文に基づきまして、今回の法案では、中期的な視座に立った安定的な経営が行えるように、中期的な計画作成を義務づけることとしていただいております。

御指摘の中期的な計画作成に当たっては、客観的、第三者的な視点から実施される認証評価の結果を踏まえるということにしております、具体的には、認証評価において、例えば、改善を指摘された教学、人事、施設、財務等の事項がある場合には、それらの改善事項を踏まえて、中期的な計画を作成することが必要になってくる、このように考えているところでございます。

○畑野君枝君

しかし、認証評価は、今回の学校教育法改正で適合認定が義務づけられて、不適合となった大学には文部科学大臣が報告や資料提出を求めるなど、大臣が関与を認める仕組みが盛り込まれているわけですね。認証評価を通じて、私立大学法人の中期的な計画にも大臣が関与できるということになる。私は、これは問題だと思います。認証評価はあくまでも大学の自主的、自律的な制度であるべきものだからです。

【平成31年4月10日(水) 衆・文科委】

○杉尾秀哉君

四十五条の二の新設について、認証評価の結果を口実にした法人による大学の教育研究全体に対する介入を危惧する声、これもございますけれども、これも今の答弁どおり、法人と大学の法律に基づく相互の役割分担という従来の答弁を踏まえて、法人による大学への不当な、過剰な介入は許されないと、こういう解釈でよろしいですか。

○白間私学部長

今御引用のございました私立学校法の第四十五条の二でございますけれども、これは認証評価の結果を踏まえて中期計画を作成するということになっているわけでございます。この計画の作成に当たりましては、客観的、第三者的な視点から実施をされる認証評価の結果を踏まえるということとともに、評議員会の意見を聞かなければならない、このようにしているところでございます。

また、本年一月にまとめられました、先ほど来御説明させていただいております学校法人制度改善検討小委員会、この報告においては、計画の内容として、教学、人事、施設、財務等に関する事項について明確にすべきということが示されておまして、各学校法人においては、学内における教学面の意見も踏まえつつ、評議員会の意見を聞いた上で中期的な計画を作成することが重要であると、このように考えておりますので、文部科学省としてもその趣旨を周知を徹底してまいりたいと考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

○高木かおり君

今日、質疑の中でも出てまいりましたけれども、昨年から世間でお騒がせになっている大学の不祥事、もう本当にこれ度々ニュース等にも取り上げられ、こちらの文部科学委員会の方でも議論がなされましたけれども、先日の修学支援法でも繰り返し強調させていただいたんですけれども、やはりこれ、大学の質の確保、これはもう本当に今後の日本の教育のためには何としても私必要だと思っております。そのためには、大学にもこのガバナンスを強化する取組、これは是非ともやっていただきたい。その点で、今回の法案に関しては期待するところではあります。それを前提といたしまして、まず、今日は理事長、理事会の権限について伺っていきたいと思います。先ほども申し上げたように、ニュースになった大学の不祥事に関しては、理事長が関わっていることが多かったように思います。そこで、これは一例でありますけれども、理事長にこれ大きな権限が集まること大変危惧を抱いております。今回の改正、四十五条の二でも、学校法人が運営事業に関する中期計画を作成するものとしておりますけれども、更にこの理事の権限が強くなるのではないのでしょうか。この点について御答弁願います。

○柴山文部科学大臣

今後、十八歳人口の減少に伴って、個々の私立大学において経営環境が一層厳しさを増すことが予測される中、中期的な視座に立った安定的な経営が行われるように、今回の法案において、今御紹介をいただいた中期的な計画の作成を義務付けることとしたわけなんですけれども、この計画の作成に当たっては、客観的、第三者的な視点から実施される認証評価の結果を踏まえることとするとともに、それぞれの法人の評議員会の意見も聞かなければならないということとしております。また、本年一月に取りまとめられた大学設置・学校法人審議会の下にある学校法人制度改善検討小委員会の報告においては、この計画の内容として、教学、人事、施設、財務等に関する事項について明確にすべきであることが示されておりますけれども、こうした学内における教学面の意見も踏まえつつ、また評議員会の意見を聞いた上で中期的な計画を作成するということが求められているということから、御指摘のような理事会の権限増大というものにはつながらないと考えております。

○高木かおり君

今御答弁いただきまして、客観的に見て、それから認証評価制度を使って、その評議員の方々にしかりやっていただくということで指摘には当たらないという大臣の御答弁だったと思います。衆議院でも、この学校法人は私立学校法、それから私立大学は学校教育法ということでそれぞれ役割が規定されていて、分かれて、どちらが上でどちらが下だと、そういった法律はないんだというような御答弁もあつたかと思えます。

これちょっと重ねてなんですけれども、では、理事会が大学を支配するとか介入する、こういったことはないという見解でよろしいですか。

○柴山文部科学大臣

何度か御質問をいただいておりますが、今回の私立学校法の改正案は、学校法人の自律的なガバナンスの改善強化の観点から、学校法人の責務や中期的な計画の作成義務を新たに規定は

しておりますが、理事会や理事長の権限を強化する趣旨のものではありません。また、理事長と学長との権限関係に変更を加えるものでもありません。

したがって、学校法人の意思決定機関は理事会である一方、学長が教育研究活動全般について責任を負っているという位置付けが変わるものではありませんので、今回の改正案によって不当な理事会あるいは理事の権限が生じるということはないと承知しております。

○高木かおり君

理事長の権限が増大するようなことではないというふうにご答弁をいただいたと思います。

では、学校法人の理事会と大学の教授会の主導権争い、こういったこともあるんだと思うんです。文科省が平成二十六年八月に出した施行通知におきまして、学校法人に対して、大学運営全般について理事会に決定権限があるかのように述べ、理事会が主導して学長選考方法等を見直すよう指導したことについて、衆議院の方では明確に、学長選考について理事会に決定権限があるとするような法律はないというふうにご答弁をされているんですけども、それでは、学校法人自らが学長選考方法を再点検し見直していくとするこの施行通知についてはどのように考えればいんでしょうか、お答えください。

○柴山文部科学大臣

私立学校における学長の選考について、学校法人の理事会と大学との関係をどう位置付けるかということにつきましては、大学の設置者である各学校法人の判断するところによりますけれども、一般的には、意思決定機関である理事会がその権限と責任の下で教学部門の意向も踏まえながら運営していくということが重要だと考えられます。その上で、学長選考に関しては、学校法人の最終的な意思決定機関が理事会であることから、選考の方法も含めて理事会が責任を持って決定すべきものと考えているところであります。

施行通知については、何か特段の内容について定めたという趣旨のものではありません。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

○新妻秀規君

私立学校法の改正について伺います。

最初に、多様な学校種への対応と中期経営計画の作成について伺います。

学校法人には、文部科学大臣所轄法人として大学を設置し全国展開する法人がある一方で、都道府県の知事が所轄する法人におきましては、幼稚園のみを設置し地域限定で運営をする法人も存在します。本法案は学校法人の管理運営体制の強化を図るものですが、学校種も規模も多様な法人が存在する実態にどのように対応しているのでしょうか。また、中期経営計画の作成について、学校法人であっても専修学校や高校以下の学校種を運営する法人は対象となっていないかもしれませんが、これはなぜでしょうか。

○白間私学部長

私立学校におきましては、自律的で意欲的なガバナンスの強化、また法人経営の強化、これが

必要でありますことから、本法案では、今先生御指摘ございましたことに加え、学校法人の役員の責任の明確化ですとか、また監事の牽制機能の強化、こういった改正を通じてガバナンスの強化を図るということにしているところでございます。

こういった中で、学校法人は公教育を担う法人として安定した経営というものが求められるところでございまして、特に大学を設置する文部科学大臣所轄法人、ここにおきましては、高度人材の育成をする機関として、求められる教員あるいは施設設備も多い、また専門分化が進んでおり、専攻によって転学が容易でない、こういった状況なども踏まえまして、中期的な計画の作成を今回義務付けることといたしたところでございます。

他方、今御指摘もございましたように、専門学校、また幼稚園、小中高等学校のみを設置する都道府県知事所轄の学校法人もございまして、こういった法人につきましては、中小規模の法人が多い、また地域的に限られた運営を行っている、こういったことなども踏まえまして、今回は中期的な計画の作成についてはその対象としないということとし、設置をする学校種ですとかあるいは法人の規模、こういったことに応じた取扱いの違いを設けているところでございます。

しかしながら、今後、児童生徒数全体が減少してくるわけでございまして、こういったことの中では、都道府県知事所轄の学校法人であっても安定的な経営が求められてまいりますので、中長期的な視点に立った計画的な経営がなされるように、これは私どもとして促していきたいと、このように考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

○吉良よし子君

また、さらに、私学の場合は本改正でこの認証評価結果を基にして中期的な計画を策定することが新たに付け加えられているわけですが、国立の場合でありますと、策定することになっている中期目標、計画の教学面の部分については、学部長らが参加する教育研究評議会というところで審議するということになっており、教学の面については教職員の意見というのが一定反映されるような確固たる仕組みがあるわけですが、今度の私学のこの中期計画策定の場合、そうした教学の部分についてちゃんと教職員の意見を聞く、そういう仕組みは担保されているのでしょうか。

○柴山文部科学大臣

今御指摘になられた中期的な計画の作成を義務付けることについてでありますけれども、各学校法人においては、学内における教学面の意見も踏まえつつ、評議員会の意見を聞いた上で中期的な計画を作成することが重要であると考えておりますので、文部科学省といたしましては、そのように周知徹底をさせていただきたいというふうに考えております。

○吉良よし子君

評議会からの意見を聞くことになっていると。評議会にはメンバーの中に教職員も含まれるということだと思うんですけど、先ほども確認したとおり、評議員会のメンバーというのは理事会が選出することができるわけです。となると、本当に適切な意見を求められる教職員がそのメンバーに含まれる、ちゃんと入れられるかどうかというのは定かではないと。どんなメンバーが評議員のメン

バーになるかというのは全く分からない、理事会の意向に沿った教職員だけが評議員となり、それ以外の意見については反映されないということも十分にあり得るのではないかという懸念があるわけです。

やはり、そういう意味では、ちゃんと教授会の意見を反映させる仕組みが必要と。何より、この中期計画というのは学校教育法上の認証評価なわけですから、学校教育法上の組織である教授会の意見を聞くようにすべきではないですか。大臣、いかがでしょう。

○柴山文部科学大臣

教職員の意見、先ほど申し上げたように、しっかりと評議員会の意見を聞いた上で作成をすることが重要であると。そして、その過程において、今委員が御指摘のとおり、具体的に反映をしてもらえるということが大切だというように思っておりますけれども、具体的にどのように取り入れるかというのは、各学校法人において必要に応じて適切に判断されることが重要だと考えております。

○吉良よし子君

各学校法人において適切に判断ということは、教授会に意見を聞くと、これもあり得るということでもよろしいですか。

○白間私学部長

今大臣から御答弁申し上げましたとおり、中期的な計画の作成に当たっては、教職員の意見をどのように取り入れるか、これについては個々の学校法人の判断によるものと考えておりますが、私どもとしては、いずれにしても、今回の法改正の趣旨をきちんと御説明し、徹底してまいりたいと考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

4. 学校法人の運営の透明性の向上

○ 関係条文

◆ 第 33 条の2…寄附行為の備置き及び閲覧

「学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」

◆ 第 66 条…過料

「次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事、又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

二 第 33 条の二の規定による寄附行為の備付けを怠ったとき」

◆ 第 47 条…財産目録等の備置き及び閲覧

「学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七講第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合(都道府県知事所轄学校法人が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員名簿を除く)にあっては、当該学校法人の設置する者その他利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同行の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。」

◆ 第 66 条…過料

「次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事、又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。」

◆ 第 63 条の2…情報の公表

「文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は道場第二項の規定による届け出をしたとき 寄附行為の内容

二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 第四十七号第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の

基準」

○初鹿明博君

情報公開をするのに、寄附行為や役員名簿の閲覧という記述になっているんですが、これはどういう形で公表をするかということですが、ホームページ上で公表をして、閲覧と書いてあるけれども、一般の人がダウンロードもできるような形での公表を求めるといっていいのか。

それと、あと、全て見ていくと、寄附行為の内容とか、監査報告書の内容、役員等名簿の内容などと、何々の内容と書いてあるんですが、これは学校法人で要約したり編集したりしたものを指しているのか、それとも原本をそのまま公表するということを目指しているのか、どちらなのか。当然、役員の住所などは消した方がいいと思うんですけども、内容について編集をされてしまうと、重要なところがわからなくなる可能性もあるので、これはやはり私は原本をきちんと公表する必要があると思いますが、ここを確認させてください。

○白間私学部長

二点、御質問がございました。一つは公表の仕方でございます。これにつきましては文部科学省令で定めるところとなっておりますけれども、これは、私ども、インターネット等により公表するということをご予定しているところでございますので、それに基づいて、今後、省令等で決めていきたいというふうに考えていますので、インターネット等で公表するということでございます。

もう一点、内容についての御質問がございました。これについても、今回の改正案で、六十三条の二で文部科学大臣所管法人につきまして財務書類等の公表を義務づけるということですが、この前提として、当該財務書類等については、現行でも私学法の四十七条で閲覧対象というふうになっている書類でございます。

この書類について、閲覧対象として備え置かれている原本と同じ内容のものが公表されるということが私どもとしても必要であるというふうに考えておりますので、この趣旨で徹底してまいりたいと考えております。インターネット等で公表されますので、それは個人のパソコン等でダウンロードすることは可能だと思います。

○初鹿明博君

〇〇大の場合は〇〇大事業部株式会社という名称だったと思いますが、そこが年間で六十何億円の利益を上げていたということでもあります。当然そこからも役員の報酬は出ているわけですから、この役員の報酬が一体幾らなのかというところもきちんとわかるようにしていかないといけないんじゃないかと思うんですよ。

これは、直接的にその本人にお金が行っていなくても、正当な役員報酬として法人としての定款できちんと定めていたらいというわけでは私はないと思いますので、そこもきちんと監視できるように整えていただきたいと思いますし、その前提としては、やはり学校法人とその法人との間の取引が一体どれぐらいになっているのかということ。

例えば、△△大学のケースだと、清掃業務を委託しているんですが、結局、その法人は自分のところで清掃をやらなくて、第三者に委託するわけですよ。つまり、単なる中抜きしているだけで利益

を上げる。そういうことは、基本的に余り好ましいことじゃないと私は思いますので、禁じるとか、何らかの手だては必要ではないかというふうに思いますので、その点、しっかりやるようにお願いをいたします。

○白間私学部長

今御指摘のあった点でございますけれども、私ども、現在、学校法人の出資により設立した株式会社に関しましては、その出資比率が二分の一以上である場合には、私立学校振興助成法に基づく財務関係書類を届け出るに当たりまして、その出資の状況の記載を、通知で指導という形で求めているところでございます。

委員御指摘のように、こうした法人の運営が不明朗、また不適切というような指摘を受けることは望ましくございませんので、今後、この改正案を周知徹底していくに当たりまして、御指摘も踏まえまして、その出資会社の情報公開のあり方、これについては指導を検討してまいりたいというふうに考えております。

○初鹿明博君

私からの提案は、出資の割合だけじゃなくて、役員報酬規定もきちんと報告させて、役員を兼ねている場合に、こっち側でも幾らもらっているのか、それもわかるようにした方がいいと思いますので、そこはお願いをいたします。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○中川正春君

学校法人の運営を透明化するために資料の公開を規定しているわけですが、閲覧から原本写しの交付へと、あるいはまた内容の公表ということになっているんですけれども、これは原本全ての公表とすべきだというふうに思うんですけれども、これがどうかということ。

それから、監事が理事長によって選任されるということになっていますけれども、これは本来、一般財団法人のように、評議員会で選任されるというものでなくてはならないのではないかと。

理事や理事長の不祥事の話が出ていますが、理事長自身の選択によって、理事長を客観的にあるいは第三者的に見ていく監事が、理事長自体で決められるということだとまっとうしているのか。これはやはり評議員会で選任されるべきものでなければならぬということだと思うんですけれども、その辺についての問題意識はないのか、大臣、お答えください。

○白間私学部長

まず初めに、情報公開の御質問がございました。

これにつきましては、財務書類等の公表につきまして、今回、六十三条の二におきまして公表を義務づけることとしているわけでございますけれども、この書類については、現行の四十七条におきまして閲覧対象となっている財務書類等を、閲覧対象として備え置かれていた原本と同じ内容のものが公表されるように規定しているという趣旨でございますので、同じ内容のものが公表されるということで、その趣旨を徹底してまいりたいというふうに考えております。

それから次に、監事を理事長が選ぶことについての御質問でございます。

これについては、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、平成十六年の改正のときに、監査される側のみで選任することのないようにするために評議員会の同意を得ることにして、最終的な選任は理事長において行うということにしているところでございます。

今回、ガバナンスにおける監事の役割というのは、御指摘のように非常に重要でございまして、今回の改正におきまして、監事による理事の不正行為等の差止め請求、また、理事の監事に対する報告義務の規定を新設するなどして監事の牽制機能の強化を図り、一定程度のガバナンスの強化を図っているというところでございます。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○岡本充功君

今回ちょっと、いろいろな法律が合わさる中で、少し気になるのが、私立学校のガバナンスの問題であります。

資料をおつけしました。めくっていただいて、二ページ目、私立学校法の改正のところですが、社会福祉法人などと比べてみると、今回の法改正でかなりのところが手当てをされるというふうに理解していますが、唯一抜けているのが、理事長の選定及び解職を理事会の権限に法律で付与するのか、こういうところあります。

ここで伺いたいのですが、私立の自主性ということを言われますが、しかし、ほとんどの大学は、もう今、理事長の解職それから選定は寄附行為に定めている、こういう答弁もあろうかと思いますが、これはお聞きをしております。

しかし、さりとて、まだ定めていない学校法人があり、そして、私立の自主性といいますが、ちょっと確認をしたいんですけれども、三ページ目、例えばこういう不正経理等があって、私学助成を減額、若しくは不交付になった大学、例えばこの中で二十五年度の、〇〇大学は、私が聞いたところでは、理事会に理事の選任、解任の規定がなく、そして、この不祥事を受けて理事長が退職された後、家族が再度理事長につかれた、こういう事実だと理解しています。まず、この事実だけちょっと確認させてください、事務方に。

○白間私学部長

御指摘の法人につきましては、理事長の解任規定がなく、その後、不祥事発生後、理事長は辞任をしております。そのことは事実でございます。また、その後、辞任した理事長の親族が役員にしていることも事実でございます。

○岡本充功君

その後、辞職した理事長の、何と言われましたか。

○白間私学部長

辞任した理事長の母が後任の理事長についたものと承知しております。

○岡本充功君

ということなんですね。

これが本当に適切な人事だったのかどうかということについて、理事会で決めることができないわけでありませぬ。

大臣、何で、こういう事例もあるにもかかわらず、まだ、私立の自主性だ、建学の精神だということで、ほかの法人と比較しても、やはり、なぜここだけ抜けているのか気になるんですけども、御答弁いただけますか。

○柴山文部科学大臣

まず、今委員からも少しお話があったとおり、私立学校の自主性によって、法律には規定はありませんけれども、私立学校法において、役員を選任及び解任に関する規定は寄附行為に策定することが義務づけられておりますので、役員から解任すれば、当然、理事のみならず、理事長も解任をするということではできません。

それと、あと、私立学校法に基づいて、例えば、法令違反等があった場合に、報告徴収、立入検査、措置命令、我々ができることとされており、措置命令に従わない場合に役員への解任勧告を我々ができることとなっておりますし、他の方法により監督の目的を達することができない場合には法人の解散命令を行うこともできます。

学校法人による自律的な取組による改善が図られない場合は、これらの権限を活用することにより、所轄庁として対応してまいりたいと考えております。

○岡本充功君

社会福祉法人だって、厚生労働省若しくは都道府県、それぞれ調査することはできると思いますよ。なぜ、学校法人だけ、理事長の選任、解任の規定がないのか、私立学校法にないのかということを知っているわけですか。

そういう意味では、こういうことができますではなくて、なぜないのかということについて、大臣、お答えいただけますか。先ほどの話で、学問の自由とかじゃないですよ。

○柴山文部科学大臣

じゃないですよと言われたんですけども、学校法人に関しては、やはり、私立学校の自主性を尊重するということが教育基本法及び今お話をさせていただいた私立学校法においても明文上規定されており、学校法人においては自律的なガバナンスが求められていることから、自主的ルールである寄附行為により一義的には対応することが望ましいというようにしたものでございますけれども、昨今の不祥事が続出する中であって、長期的に見て、社会福祉法人のあり方と平仄を合わせるべきかということについては、もう少し、また長期的な検討もしていきたいというふうに考えております。

○岡本充功君

これはやはり、今回、きちっとガバナンスをきかすと言っているわけですから、なぜここだけ抜けているのか。それこそ、どこかの法人にそんなくしているんじゃないかと。いや、本当にそう疑われても

仕方ないですよ。ほかのはそろっているんですから。何でこれだけすぼんと抜けているのかが、理解に苦しむわけです。検討していただけるということですから、ぜひ検討していただきたいと思っております。

【平成31年4月3日(水) 衆・文科委】

○牧義夫君

私立学校の情報公開についてちょっと伺いたいと思うんですけども、今回の改正の条文の中に、寄附行為、財産目録、収支計算、事業報告、貸借対照表、役員名簿、監査報告、役員報酬等の支給基準を、在学生その他利害関係者から請求があった場合、「正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供ししなければならない。」というふうになってありますけれども、ここで言う「正当な理由」というのは一体何なのか、ちょっと具体的に例示をしていただければありがたいと思っております。

○白間私学部長

この「正当な理由」ですけれども、例えば、休日や業務時間外の請求、また業務を遅滞させることを目的とする請求など、明らかに不法又は不当な目的である場合ですとか、また、公開すべきでない個人情報が含まれている場合、こういったものが想定されるということで現在も考えているところでございます。

【平成31年4月10日(水) 衆・文科委】

○高木かおり君

情報公開について、今日もちょっとお話があったんですが、今日ずっと議論を聞いていまして、やはりこういった法改正の中で情報公開って大変重要だなというふうに思っているんですね。

私立学校法六十三条の二では、情報の公開を義務付けたことは評価するんですけども、これ、例えば国立大学には、そういったきちんと透明性を担保するような財政資料、決算書類、こういったものは公開、公表するということになっております。財政運営上の不正を早期に発見して不祥事を防止する上でも、これは不可欠だというふうに思うんですね。

でも、私立大学にもこういったことの義務を課すことで大学のガバナンスというものが資するものになるんじゃないかというふうに思うんですけども、現状の四十七条、情報公開といいながら閲覧にとどめていて、写しの交付は義務付けられていないと。決算書類は閲覧するだけでその内容を詳しくチェックできるものではない状況だということで、例えばほかの公益法人と同様に、写しの交付を義務付けることができれば、より一層このチェック機能が働いて不祥事の防止にも役立つのではないかというふうに思うんですけども、この点について御答弁いただけますでしょうか。

○白間私学部長

私立学校法人の情報の公開についてのお尋ねでございますけれども、先生御指摘のように、情報公開については、これは私立学校法の二か所で今回改正法に基づいて規定をすることになります。

委員御指摘がございました四十七条、これは財産目録等の備付け及び閲覧ということございまして、今御紹介ございましたような財産目録ですとか貸借対照表以下、財務諸表、財務書類等

を備え付け、閲覧をさせるというための規定でございます。

これまではこれの規定のみであったわけですが、今回の改正で六十三条の二というのを新設をいたしました。ここでは情報の公表ということで、文部科学大臣が所轄である大学の法人について、この各号で定める事項を公表しなければならないと。公表ということですから、インターネット等で公表を積極的にするということが義務付けているわけでございます。

この中には、寄附行為の内容、また当該監査報告書の内容、あるいは、先ほど申し上げたような四十七条の一項で規定している書類を作成したときということですから、先ほど御引用があったような四十七条にある書類、また、今回は当該役員の報酬の基準を新たに定めることにしておりますけれども、そういった定めた当該報酬の支給の基準、こういったものについても今回新たに公表ということを義務付けているところございまして、これまでに増してその情報の公表、公開ということが進むものと思っておりますので、こういった趣旨の徹底についても努めてまいりたいと考えております。

○高木かおり君

ちょっとそれに対してなんですけれども、そうしましたら、この改正でこうした状況が改善されて、先ほど申し上げたような決算書類ですとかそういったものは原本のまま開示されるということで、そういうふうに認識してよろしいですか。

○白間私学部長

今、少し長々と四十七条と六十三条の二という新しい規定について御説明させていただきました。四十七条におきましては、これらの書類を備え付け、そして閲覧に供するということになりますので、その書類そのものはその事務所に備え付けておくということになります。ですので、一方で今回公表を義務付ける、インターネット等で公表をしていくわけですが、これについては、その原本は事務所に備え付けることになりますから、そのものはそこにあるものですので、今回公表していくのはそれと同じ内容のものをインターネット等で公表するという、こういった規定ぶりしておりますので、基本的に同じ内容のものがインターネット等でも見ることができるようになると、こういった方向で透明性が高まっていくものになると考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

○吉良よし子君

本改正では、まず、学校法人の情報公開を進めることとしているわけです。特に、財務情報を公開するということは、この間、閲覧しかできないような大学もある下で重要、大学の不祥事を未然に防ぐためにも重要なことだと思うんですが、本改正で情報公開する財務情報というのは、学校法人会計基準に従って作成されたものをそのまま閲覧に供し、また情報公表をするということですのでよろしいでしょうか、いかがでしょう。

○白間私学部長

この情報公開につきましては、平成十六年に私立学校法を改正したときに学校法人による財務

情報の公開を義務付けた際、文部科学省では財務情報の様式参考例というのを示して情報公開を進めてきております。この中では、学校法人会計基準に従い作成している学校法人においては、それらを公開すれば足りるものという扱いでこれまで来ていただいております。

実際、これに基づきまして、文部科学省の調査では、約半数以上の学校法人では学校法人会計基準に基づき作成した財務情報を小科目まで公表をしているところまで来ております。

文部科学省では、今回の私立学校法の改正案も踏まえまして、更なる情報公開が進むよう、学校法人に対して積極的な情報公開を指導してまいりたいと考えております。

○吉良よし子君

いや、それでいいんですか。

要するに、先ほどおっしゃったのは、学校法人会計基準とは別に示された様式参考例、それを公表するだけでもいいということになるわけですが、つまり簡略化したものを公表さえすればいいと。それでは意味がないんじゃないかと。

やはりちゃんと学校法人会計基準に基づいたそのものの財務情報を公表すべきと、そうすべきではないんですか。

○白間私学部長

更なる情報公開を進めていくということは重要であると考えておりまして、今後、この改正案を踏まえまして、この様式参考例についても検討していきたいと考えておりますので、いずれにしても、この学校法人の財務情報公表が推進されるように努めてまいりたいと考えております。

○吉良よし子君

いや、単に公表することだけでなく、ちゃんと詳細な財務情報を公表することが求められているわけです。そうでなければ不祥事の事実の有無の確認だってできないわけですから、その点は、学校法人会計基準に従い作成されたものをそのまま公開する、このことを徹底していただくよう強く求めるものです。よろしいでしょうか。

○白間私学部長

この学校法人会計基準のものにつきましても、先ほどの御答弁で申し上げましたように、その在り方について今後慎重に検討するというようになっておりますので、こういったものと併せて今後検討していきたいと考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

5. 学校法人の破産手続きの円滑化

○参考条文

◆ 50条の4…清算人の選定

「学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任するものとする。」

○新妻秀規君

私立大学の経営強化に向けた支援策と私学助成の方向性について伺います。

本法律案によりまして、学校法人の破産手続きの円滑化が図られることとなりますが、まずは学校法人が破産する事態を招かないようにするべきであると考えます。ずさんな経営を行う大学の安易な救済にならないよう配慮した上で、経営基盤体制の確立、また私大等経常費補助金など支援策の充実を図ることも考えられます。

今後の学校法人の経営力強化に向けた支援と私学助成の方向性について、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○白間私学部長

先生今御指摘のございましたように、十八歳人口が減少する中で、学校法人のその経営力の強化というのは大変重要な課題でございます。このために、これまでも経営状況が厳しいと認められる学校法人に対しましては、日本私立学校振興・共済事業団とも連携をしながら、例えば人件費の歳出削減ですとか、また教育研究体制の充実について私どもとして指導、助言をするなど、経営改善の着実な実施に向けた支援をこれまでも行ってきたわけでございますが、本年度からは、新たにその財務指標を設定をいたしまして、三年程度を目安に経営改善実績が上げられるように、よりきめ細かく集中的な指導を行うというようなことなど、支援の強化に取り組んでいくことにしているところでございます。

また、御引用ございました私立大学経常費補助金につきましては、私立大学等が自ら改革に取り組んで特色ある教育研究を進めていくと、こういったことのためにその支援として大変重要なものがございます。私学助成において、私立大学等の経営、教育の質の保証、また経営力強化に向けためり張りある配分を実施をしてきたところでございまして、こういったことについても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

6. ガバナンスコードの策定等

○鰐淵洋子君

学校法人の健全な経営の確保ということで、今回のようなこういった制度整備、大変に重要だと思えます。しかし、一方で、学校法人が自主的かつ継続的にガバナンスの強化を図っていく、自主的に取り組んでいくことが何よりも重要だと思っております。

文部科学省の御見解をお伺いしたいと思います。

○白間私学部長

教育基本法また私立学校法におきまして、今先生御指摘のように、私立学校の自主性を尊重するということは規定をされているところございまして、私どもとしても、学校法人においては、自主的かつ継続的な取組によるガバナンスの強化が求められる、このように考えているところでございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、法律の改正案におきまして、ガバナンス強化を図ることを今回考えているところでございますが、それに加えて、私立学校の団体などで、自主的かつ継続的な取組によるガバナンスの強化を図っていくことが重要であると考えておりまして、このため、私立大学版のガバナンスコード、こういったことの策定を推進していきたいと考えているところでございます。

今後とも、私学の多様性などを踏まえまして、こういった法人に応じた自律的な取組が進められるように努めてまいりたいと考えております。

○鰐淵洋子君

ありがとうございます。

繰り返しになりますが、ぜひ、自主的に取り組めるような、そういった支援が必要かと思っておりますので、その点はしっかりと留意していただきたいと思っております。

また、こういった学校法人のガバナンス強化を図ることは大前提といたしまして、仮に学校法人が学生を抱えたまま経営不振に陥った場合におきまして、学生が学び続けることができるような環境をしっかりと構築していく必要があると考えております。

これについて、副大臣に御答弁をお願いしたいと思っております。

○浮島副大臣

文部科学省におきましては、学校法人の経営力の強化に向けて、これまでも、財務状況等の調査、そして、経営改善の必要な指導、助言を行ってきたところでもございます。

また、今回、平成三十一年度からは新たな財務指針を設定いたしまして、指導を強化していくこととしていただいております。それでもなお、経営が改善せず、財務状況が悪化した場合、学生が学びを継続できるようなセーフティーネット、これを用意していくことは大変重要なことと考えております。

そこで、本年一月に取りまとめられました大学設置・学校法人審議会の小委員会の報告におきましても、学校法人の破綻時の対応として、コンソーシアムを活用した転学支援や学籍簿の管理、そして授業料の債権の保護等について提言がなされているところでございまして、これを踏まえた指導、対応をしっかりと行ってまいります。

また、文部科学省といたしましては、関係機関とも協力をしながら、学生保護第一、これが重要でございます、学生保護第一に、経営破綻時のセーフティネットの充実に向けて、全力で取り組んでまいります。

【平成31年3月22日(金) 衆・文科委】

○今井絵理子君

私大版ガバナンスコードについて今御説明がありました、小委員会では大学が自主的に策定される私大版ガバナンスコードにおいて透明性を図っていくことに捉えましたが、この私大版ガバナンスコードに関する議論というのはこの小委員会でございまして、文科省はこの私大版ガバナンスコードについてどのような受け止め方をされていますでしょうか。

○白間私学部長

今回の今御指摘もございました改正の基になったこの小委員会の報告におきまして、私立学校の自主性、自律性を最大限に発揮しつつ、ガバナンスの強化を図ることのために、私立学校法等の法令に基づくだけでなく、私学団体等が自主行動規範である私立大学版ガバナンスコード、これを策定することが提言をされているところでございます。ここにおいては、ガバナンスコードに盛り込むべき事項として、例えば理事会機能の実質化ですとか、また監事機能の実質化、また情報公開の推進、こういったことが提言をいただいているところでございまして、こういったことの内容について、今後、私学団体等で検討されていくということになると考えております。

私どもとしても、こういった法律の規定に加えまして、自主行動規範であるガバナンスコードが策定され、こういったことにより各学校法人がガバナンスの強化を図っていくことは大変有効なことであろうと、こんなふうに考えています。

○今井絵理子君

文科省にとってちょっと難しい答えかもしれませんが、実はこの私大版ガバナンスコードというのは、金融庁とかまた東京証券取引所が策定した上場企業の行動規範を示したものが、こういうのを参考にしてくださいよと言っているような感触ですが、個人的には少し違和感を覚えたんですね。というのは、海外でもこういったガバナンスコードがあったり、本当に参考されるべきがこのコーポレートガバナンスコードだったのかと、こう思うんですけれども、その見解があれば、もし答えがあればお聞かせください。

○白間私学部長

先生が御引用されておられますこの小委員会の報告書におきましても、今御指摘のございましたように、金融庁と東京証券取引所が中心となって企業統治の指針として策定されているコーポレ

ートガバナンスコード、こういったことを引用しながら、学校法人制度においても、こういった法令の規定に加えて自主的な規範作りというものが提言をされているというところでございます。

一方で、先生今御指摘のございました海外の大学におけるガバナンスの仕組み、こういったこともございますけれども、私どもとしては、こういった提言の内容に加えまして、海外における広くガバナンスの仕組みなども参考にしながら、各私学団体等においてより良いガバナンスコードを策定していただくということを期待したいと、このように考えております。

○今井絵理子君

今後、ガバナンスコードの策定を推進する立場で立つとするならば、やっぱり日本の大学によりふさわしいガバナンスコードは何かというものを研究する必要が思われますので、そこはやっぱり文科省もいろいろと研究をしていただきたいなと思っております。

ところで、このガバナンスコードなんですけれども、平成三十年三月に日本私立大学協会が中間報告として私立大学版ガバナンスコードのたたき台を中間報告として策定されています。

今回のこの私立学校法改正の内容が確定した時点で修正し確定するということを知りましたが、文科省はこの日本私立大学協会が策定した中間報告を御覧になられましたでしょうか。もし御覧になられたら、その内容をどのように評価されていますか。

○白間私学部長

私もその中間報告についてのガバナンスコードについては目を通させていたしております。

この日本私立大学協会におきましては、今先生御指摘のございました昨年の三月になりますけれども、私立大学版ガバナンスコードの中間報告というのを作成をされておまして、これは引き続きまだ内容の検討をされていると、こういう性格のものだというふうに考えております。

ここにおいて、実際にこのガバナンスコード、私立大学版ガバナンスコードにおきましては、全体五章立てになっておりますけれども、例えば私立大学の自主性、自律性を尊重する、こういったところですか、あるいは安定性、継続性を確保するための理事会、理事、監事、評議員会、評議員についての規定などなどがまとめられているというふうに思いますので、これによって一定の私学団体のガバナンスの向上というものが期待できるのかなと思っておりますが、いずれにしても、私立大学協会においても、今御審議をいただいております私立学校法、この改正内容も踏まえて更に検討していく必要があると、こういうお考えであるというふうに聞いておりますので、私どもとしても、こういった情報提供もきちんとしながら、より良いガバナンスコードが作成されるよう我々としても協力させていただきますと思います。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】

○吉良よし子君

不祥事の件でいいますと、この間、医学部での女性差別とか留学生の行方不明などの不祥事が最近でも次々と起こっているわけですが、文科省では私学助成を減額するペナルティーというのをそれぞれ科しているわけです。昨年度でいけば、前年度からの継続含めて十二大学で学校法人の管理運営が適正を欠く等を理由に減額措置を講じているわけです。ただ、この私学助成

の減額措置というのは、減額となった理由とは直接関係のない学生や教職員にも影響がもたらされるものであり、ペナルティーとしていい措置だと私は言えないと思うわけです。

やはり、本来的には、こうした不祥事が起きた場合、私立学校の自主性を重んじる私立学校法第一条の目的規定の立場から、不祥事が起きた場合は各学校法人が自浄作用を発揮して自ら問題を解決する、これが基本だと思いますが、大臣、いかがでしょう。

○柴山文部科学大臣

全くおっしゃるとおりだと思います。

私立学校が、社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるために必要なガバナンスに対する信頼の確保、これはまさしく自律的かつ意欲的なそれぞれの自主的な取組が基本なんだろうというように思っております。

今回の私立学校法改正案においては、まさしくそういった観点から、各学校法人が自ら適正な運営を行えるよう、役員の責任の明確化ですとか情報公開の充実などを図るための規定を設けることとしたものであります。

今後、制度の運用に当たっては、各私学団体が検討を始めております私立大学版ガバナンスコードの策定を始めとして、個々の法人に応じた自律的な取組が行われるよう、我々も改革を後押しをしていきたいと考えております。

【令和元年5月16日(木) 参・文教委】